

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について」

令和 5 年 2 月

会 計 検 査 院

国は、平成23年3月の東日本大震災発生後、同年6月に東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づく東日本大震災からの復興の基本方針を定め、23年度から10年間で復興期間とし、当初の5年間で集中復興期間として位置付け、既存の制度の見直し、財政支援、自由度の高い交付金の創設等の施策を実施し、28年度からの5年間で復興・創生期間として位置付け、被災者支援やコミュニティの形成、避難指示の解除と帰還に向けた取組等の施策を実施してきている。そして、国は、令和元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を定め、これまでに実施した施策の総括を行うこととし、また、2年7月には3年度から7年度までを新たに第2期復興・創生期間と位置付け、3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づき、東日本大震災からの復興等に対する事業に関する事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、検査を実施し、その結果を同年10月から29年4月までの間に計5回報告しており、5回目となる29年の報告において、復興・創生期間における事業の実施状況についても、引き続き検査していくと記述している。

その後、会計検査院は、令和元年6月10日、参議院から、同条の規定に基づき、福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等に関する事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、検査を実施し、その結果を3年5月26日に報告するとともに、同年6月7日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）に基づく除染事業、汚染廃棄物処理事業、中間貯蔵施設事業等に関する事項について、同様に参議院から同条の規定に基づく要請を受けて検査を実施しているところである。

本報告書は、上記のとおり別途報告するなどしている除染事業等に関する事項を除き、23年度から令和2年度までの10年間における、東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況について検査を行うとともに、一部の事業等については3年度以降の復興の状況についても検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

令和5年2月

会計検査院

目次

1	検査の背景	1
(1)	国の復旧・復興への取組	1
ア	復興期間（当初）における取組等	2
イ	復興・創生期間後における主な取組の方針	6
ウ	財政上の措置	6
(2)	これまでの検査の実施状況	8
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	8
(1)	検査の観点及び着眼点	9
(2)	検査の対象及び方法	10
3	検査の状況	10
(1)	復旧・復興予算の執行状況等	10
ア	復興期間（当初）における復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況	10
イ	復旧・復興事業に係る歳入の状況	13
ウ	復興財源フレームの状況	18
(2)	国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況	21
ア	補助事業等の実施状況	24
イ	復興関連基金事業の実施状況	26
ウ	復興交付金事業の実施状況	31
エ	被災者支援総合交付金事業の実施状況	34
オ	福島再生加速化交付金事業等の実施状況	37
カ	震災復興特別交付税に係る経費の執行状況	45
キ	東北3県及び管内市町村等における国庫支出金等の受入れの状況	46
(3)	復旧・復興事業の実績及び成果の状況	49
ア	津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業の実績及び成果	50
イ	住まい、市街地等の整備に関する復旧・復興事業の実績及び成果	59
ウ	産業再生に関する復旧・復興事業の実績及び成果	66
エ	被災者支援に関する復旧・復興事業の実績及び成果	71
オ	住民の帰還等の状況等	75

4	検査の状況に対する所見	82
(1)	検査の状況の主な内容	82
(2)	所見	88
別図表		91

- ・ 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・ 図表中の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。
- ・ 図表は、特に注記しているものを除き、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について

検 査 対 象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、238地方公共団体（11道県、227市町村）
復旧・復興事業の概要	国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業、被災者支援総合交付金事業、福島再生加速化交付金事業等の事業
検査の対象とした復旧・復興事業に係る支出済額	38兆1711億円（平成23年度～令和2年度）

1 検査の背景

(1) 国の復旧・復興への取組

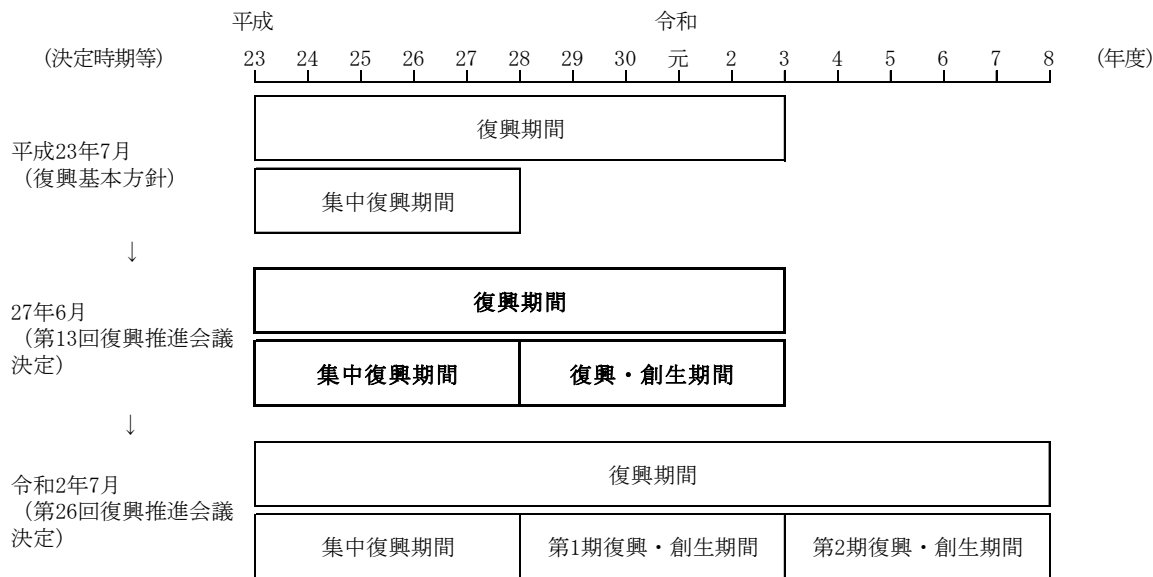
平成23年3月11日、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）が発生し、宮城県北部で震度7を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけて広い範囲で揺れを観測した。また、東北地方から関東地方北部までを中心に、太平洋沿岸の広い範囲で津波を観測した。さらに、東京電力株式会社（28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）においては、大量の放射性物質が放出されるという重大な事故が発生した。政府は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害について、閣議において「東日本大震災」と呼ぶことに決定した。

岩手、宮城、福島各県（以下「東北3県」という。）を始め広い範囲で甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生後、23年6月に東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。）が施行され、国は、同年7月には復興基本法に基づき「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）を定めた。復興基本方針において、図表0-1のとおり、「復興期間」は23年度からの10年間（以下、この10年間を「復興期間（当初）」という。）とされ、当初の5年間は「集

中復興期間」と位置付けられた。また、27年6月に開催された第13回復興推進会議において、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（以下「第13回復興推進会議決定」という。）が決定され、地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえて、28年度からの5年間は、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から「復興・創生期間」と位置付けられた。

その後、令和2年7月に開催された第26回復興推進会議において、「令和3年度以降の復興の取組について」（以下「第26回復興推進会議決定」という。）が決定され、復興期間は3年度から7年度までの5年間を含む15年間とされ、3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで。以下、第13回復興推進会議決定と同様に「復興・創生期間」という。）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組を更に前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付けられている。

図表0-1 復興期間の名称



復興期間（当初）における国の主な取組、復興・創生期間後における国の主な取組の方針及び財政上の措置について示すと次のとおりである（主な取組等の一覧は別図表1参照）。

ア 復興期間（当初）における取組等

(ア) 集中復興期間における主な取組

復興支援の体制について、国は、被災後、災害対策基本法（昭和36年法律第22号）に基づき、直ちに緊急災害対策本部を設置して対応を行った後、平成24年2月に内閣に復興庁を設置して同本部の機能を引き継ぐとともに、同庁に内閣総理大臣を議長とする復興推進会議を設置した。

23年12月に東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」という。）が施行され、国は、被災した地方公共団体の申出により、区域を限って、地域における創意工夫を生かして行われる規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度を創設するとともに、地方公共団体が自ら策定する復興計画の下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手の良い自由度の高い交付金として東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」といい、復興交付金を原資として実施する事業を「復興交付金事業」という。）を創設した。さらに、国は、26年6月に「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」を策定し、創造と可能性の地としての「新しい東北」を実現するためにも創造的な産業復興を強力に推進することとした。

(イ) 復興・創生期間における主な取組

第13回復興推進会議決定によれば、集中復興期間終了後の復旧・復興事業について、復興期間（当初）内での一刻も早い完了を目指し、現在の取組を着実に進めて、必要な支援を確実に実施すること、また、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるため復興期間（当初）内の完了は難しい状況にあるとして、復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組むこととされた。

国は、第13回復興推進会議決定に基づき、28年3月に復興基本方針の見直しを行い、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「28年基本方針」という。）を定めた。28年基本方針によれば、国は、復興・創生期間において、避難生活の長期化や恒久住宅（恒久的な住まいのことをいう。以下同じ。）への移転に伴う被災者の心身の健康の維持やコミュニティの形成、生きがいつくりなどの「心の復興」など、復興の新たなステージに応じた切れ目のない被災者支援を行うとともに、次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、被災地の発展基盤となるインフラの復興を着実に進めること、また、こうしたコミュニティの形成や産業・生業の再生等を通じて、新たなまちでの暮ら

しの再開や地域の再生を図ることなどとなっている。これらのうち被災者支援については、国は各省で実施していた被災者支援に係る基幹的な施策を一括化して27年4月に創設した「被災者健康・生活支援総合交付金」（文部科学、厚生労働両省所管）を拡充する形で、交付対象事業に復興庁所管の被災者支援総合事業を追加するなどして、28年度に被災者支援総合交付金（以下「支援交付金」といい、支援交付金を原資として実施する事業を「被災者支援総合交付金事業」という。）を創設した。

(ウ) 避難指示区域等の状況

福島第一原発における事故の発生後、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて設置された原子力災害対策本部の決定に基づき、23年4月に避難指示区域（福島第一原発から半径20kmの圏内及びその圏外で同年4月下旬からおおむね1か月程度の間には計画的に避難することが求められる区域を指す。以下同じ。）及び緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行う必要がある緊急時避難準備区域が福島県の12市町村に設定された。^(注1) 同本部は、同年9月に緊急時避難準備区域を解除し、同年12月には、福島第一原発の原子炉の状況を踏まえて12市町村のうち緊急時避難準備区域のみが設定された双葉郡広野町を除く11市町村の避難指示区域について、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の三つの区域への見直しを開始し、25年8月までに全ての区域の見直しが完了した。^(注2)

そして、26年4月以降、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示は順次解除され、復興期間（当初）の終了時点までに、7市町村に設定されている帰還困難区域を除き、全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除されている（以下、避難指示区域が設定され、又は避難指示が解除されるなどした区域が所在する12市町村を「避難指示・解除区域市町村」という。）。^(注3)

- (注1) 12市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村
- (注2) 避難指示解除準備区域 平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv（Sv（シーベルト）は人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ（線量当量）を表す単位）以下となることが確認されることが確認された地域
- (注3) 居住制限区域 平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあると確認されていて、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域
- (注4) 帰還困難区域 平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超えていて、事故発生後6年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある地域

(注5) 7市町村 南相馬市、双葉郡富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡葛尾、相馬郡飯館岡村

(エ) 原子力災害からの福島復興再生に向けた取組

24年3月に原子力災害に対する取組として、復興基本法における基本理念に即した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）が施行され、国は、同年7月に福島特措法に基づき閣議決定した福島復興再生基本方針において、「福島全域」での復興及び再生と「避難指示が全て解除された区域並びに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域」（以下、これらの区域を合わせて「避難解除等区域等」という。）の復興及び再生という二つの観点から基本的な方針を定めた。

その後、29年5月の福島特措法の改正により、住民の帰還等を目指す「特定復興再生拠点区域」が制度として創設され、帰還困難区域等をその区域に含む市町村の長は、福島復興再生基本方針に即して、「特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画」（以下「復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができ、内閣総理大臣は、復興再生計画が福島復興再生基本方針に適合することなどの基準に適合すると認めるときは、復興再生計画を認定するとされている。復興再生計画には、特定復興再生拠点区域の区域、復興再生計画の意義、目標及び期間、市町村が実施する事業、必要に応じて当該市町村以外の者が実施する事業等を記載することとされている。

(オ) 帰還・生活再建に向けた取組

避難指示が解除された区域への帰還・生活再建への主要な取組として、国は、24年度に、福島避難解除等区域生活環境整備事業（29年度からは福島避難解除等区域等生活環境整備事業。以下「生活環境整備事業」という。）及び福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業（以下「帰還・再生事業」という。）を市町村等に対する委託事業として創設した。そして、25年8月の避難指示区域の見直しの完了を受けて、25年度に、長期避難者支援から早期帰還までを一括して支援する福島再生加速化交付金（以下「福島交付金」といい、福島交付金を原資として実施する事業を「福島再生加速化交付金事業」という。）を創設した。その後、国は避難者の早期帰還の促進を図るために、27年4月に、生活環境整備事業と帰還

・再生事業を事業の対象項目とした福島生活環境整備・帰還再生加速事業（以下、福島生活環境整備・帰還再生加速事業並びに26年度まで実施した生活環境整備事業及び帰還・再生事業を合わせて「環境整備等委託事業」という。）を創設した（以下、国が24年度以降実施している福島再生加速化交付金事業及び環境整備等委託事業を合わせて「福島再生加速化交付金事業等」という。）。

イ 復興・創生期間後における主な取組の方針

国は、令和元年12月に「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」を定めて、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織についての方針を示し、その後、3年3月に同基本方針の見直しを行っている（以下、見直し後の基本方針を「3年基本方針」という。）。「地震・津波被災地域」については、3年度からの第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとした。また、「原子力災害被災地域」については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととされた。

ウ 財政上の措置

東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たっては、東日本大震災復旧・復興関係経費（以下「東日本大震災関係経費」という。）に係る予算（以下「復旧・復興予算」^(注6)という。）が、平成23年度については、一般会計の補正予算において、24年度から令和2年度までについては、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために復旧・復興事業に関する経理を明確にすることを目的として設置された東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」^(注8)という。）の平成24年度から令和2年度までの予算において、それぞれ措置されている。

(注6) 一般会計の補正予算 平成23年度の第1次から第4次までの補正予算のうち、第1次から第3次までの各補正予算に復旧・復興予算が措置されている。

(注7) 復興債 復興基本法第8条で定める復興に必要な資金を確保するため、復興期間中に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置について定めた「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。）に基づき発行される公債

(注8) 平成24年度から令和2年度までの予算 各年度の当初予算及び補正予算に復旧・復興予算が措置されている。

復旧・復興に係る財政面の取組として、平成23年12月に復興財源確保法が施行された。また、国は、道府県及び市町村が国庫補助金等を受けて実施する復旧・復興事業等における負担額等に対処するために、地方交付税の総額に係る特例措置を講ずる^(注9)として震災復興特別交付税を創設するなどした。

(注9) 集中復興期間に国庫補助金等を受けて実施する復旧・復興事業に要する経費及び復興・創生期間の復興の基幹的事業や原子力災害に由来する事業に要する経費のうち、道府県及び市町村が負担する額等については、震災復興特別交付税が交付されるため、被災自治体の実質的な負担はない。ただし、復興・創生期間以降は、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応という性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うものとされたため、交付される震災復興特別交付税はこれを踏まえた額とされている。

集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業の規模に対応する復興財源について、国は、当初、時限的な税制措置である復興特別所得税及び復興特別法人税（以下、これらを「復興特別税」という。）等、歳出の削減、税外収入等により計19兆円程度を確保するとしていたが、25年1月に開催された第6回復興推進会議において決定された「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（以下「第6回復興推進会議決定」という。）により、既に確保されている19兆円程度に加えて、日本郵政株式会社の株式の売却による収入見込額の4兆円程度及び23年度一般会計の決算剰余金等の2兆円程度、計25兆円程度を確保するとした復興財源フレームを示した。

さらに、国は、27年6月に、第13回復興推進会議決定により、復興期間（当初）に係る復興財源について、上記の25兆円に、25年度一般会計の決算剰余金、財政投融资特別会計（以下「財投特会」という。）財政融資資金勘定の積立金及び計上済みの財源の精査によるものを加えると28.8兆円程度となると見込まれるとした上で、これに、新規の財源として、国の保有する資産の有効活用等による税外収入の0.8兆円及び決算剰余金の活用等による一般会計からの繰入れ2.4兆円の計3.2兆円程度を加えて、全体として32兆円程度を確保するとした復興財源フレームを示した（後掲の図表1-8参照）。

そして、国は、令和2年7月に、第26回復興推進会議決定により、復興期間（当初）の事業費は31.3兆円程度、第2期復興・創生期間の事業規模は1.6兆円程度（このうち東北3県分は、福島県1.1兆円程度、岩手県0.1兆円程度、宮城県0.1兆円程度）、合計で32.9兆円程度と見込まれるとしており、また、財源については、これ

までの実績を踏まえると32.9兆円程度となり、事業規模に見合うものとしている。

(2) これまでの検査の実施状況

会計検査院は、平成24年8月27日に、参議院から、国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づき東日本大震災からの復興等に対する事業に関する事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。この要請を受けて、会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定に基づき、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等^(注10)を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況について検査を実施し、同年10月25日、25年10月31日、27年3月2日、28年4月6日及び29年4月12日の計5回、会計検査院長から参議院議長に対してその検査の結果を報告している。29年4月12日の報告（以下「29年報告」という。）においては、復興基本方針等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、復興・創生期間における事業の実施状況についても、引き続き検査していくこととしている。

（注10） 16府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

そして、会計検査院は、国が福島再生加速化交付金事業等を福島全域及び避難解除等区域等における復興及び再生の柱として位置付け、毎年度多額の予算を措置している状況等を踏まえて、福島交付金等の執行状況等、福島再生加速化交付金事業等の実施状況等について検査を実施し、その状況を取りまとめて、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、令和元年12月4日に会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告している。

また、会計検査院は、元年6月10日に、参議院から、国会法第105条の規定に基づき福島第一原発の事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等に関する、①除染の取組等の状況、②放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況、③中間貯蔵施設に係る事業の実施状況、④放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。この要請を受けて、会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定に基づき、上記の各事項について検査を実施し、3年5月26日に会計検査院長から参議院議長に対してその検査の結果を報告するなどしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

平成23年度から令和2年度までの10年間に及ぶ復興期間（当初）が終了し、3年度からは第2期復興・創生期間として、新たな基本方針に基づく取組が始まっている。

（注11）

そこで、会計検査院は、別途報告するなどしている除染事業等に関する事項を除き、29年報告に引き続き、復興期間（当初）における復旧・復興予算の執行状況等、国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況並びに復旧・復興事業の実績及び成果の状況について、特に復興・創生期間における事業の実施状況等を中心として、合规性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

（注11） 除染の状況について、会計検査院は、前記令和3年5月の報告において「福島県内においては、平成29年3月までに帰還困難区域を除く除染特別地域11市町村の面的除染が、30年3月までに除染実施区域36市町村全域の除染がそれぞれ完了し、福島県外においては、29年3月までに57市町村全域で除染が完了したとされている」と報告している。

ア 復旧・復興予算の執行状況等

復旧・復興予算は、どのような経費に配分され執行されているか。また、復興財源はどのように確保されているか、事業規模に見合うものとなっているか。

イ 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況

復興期間（当初）において、国からの財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する事業等の執行状況等はどのようになっているか。特に、地方公共団体等が国からの国庫補助金等の交付を受けて設置造成又は積増し（以下「設置造成等」という。）を行った基金により復旧・復興事業を実施する事業（以下「復興関連基金事業」という。）及び復興交付金事業は、計画どおりに進捗し実施されているか。また、使用見込みのない額が基金に滞留するなどしていないか。

ウ 復旧・復興事業の実績及び成果の状況

（ア）復興期間（当初）に実施された復旧・復興事業により、どのような施設等が整備され、これらによりどのような成果が得られているか。特に、津波防災に関する施策に係る事業は適切に実施され、災害に強い地域づくりに寄与しているか。復興交付金事業等による住宅や土地の整備等は被災者の住まいの再建等に寄与しているか。産業再生に関する事業は企業の立地や雇用の創出に寄与しているか。また、被災者支援に関する復旧・復興事業は、避難生活の長期化、復興の進捗等の状況に対応して実施されているか。

(イ) 東北3県における避難者の状況はどのようなになっているか。特に、原子力災害からの復興及び再生に向けて引き続き様々な取組が実施されている福島県における住民の帰還等の状況等はどのようなになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、平成23年度から令和2年度までの復興期間（当初）に復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として検査するとともに、次のアからウまでの11道県及び管内227市町村（以下「特定被災自治体」という。）における復旧・復興事業等、特に特定被災自治体のうち東北3県及び管内127市町村における復興関連基金事業、復興交付金事業、被災者支援総合交付金事業、福島再生加速化交付金事業等の実施状況、成果等について検査した。なお、一部の事業等については、3年度以降の状況についても検査した。

ア 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県

イ 特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（同条第3項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村

ウ アの9県以外で特定被災地方公共団体である市町村が所在する北海道及び埼玉県
(注12) (注13)
検査に当たっては、7省庁並びに東北3県を含む4県及び管内15市町村において、実
(注14)
績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、10府省庁の
内部部局等並びに11道県及び管内135市町村等から調書及び関係書類を徴するなどして
把握した内容等を基に分析を行った。

(注12) 7省庁 復興庁、総務、財務、文部科学、厚生労働、経済産業、国土交通各省

(注13) 4県 岩手、宮城、福島、千葉各県

(注14) 10府省庁 内閣府、復興庁、総務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

3 検査の状況

(1) 復旧・復興予算の執行状況等

ア 復興期間（当初）における復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況

(ア) 復旧・復興予算の歳出予算額及び執行状況

復旧・復興予算の執行状況の検査に当たって、予算措置年度別の予算現額、支

出済額、翌年度繰越額（以下「繰越額」という。）及び不用額を調査し、執行率、
（注15）
繰越率及び不用率をそれぞれ算出した。

（注15） 本報告書においては、令和2年度までの各年度予算の執行状況を予算措置年度別の予算現額ごとに、当該予算措置年度の翌年度以降の執行状況も含めて分析した。すなわち、予算現額は、歳出予算額（当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計）に予備費使用額及び流用等増減額を加減したものであるとしており、前年度から繰り越された額は含めていない。支出済額は、当該予算措置年度における支出済額に、繰越額として翌年度以降に支出された額も含めている。また、繰越額は、予算措置年度別の予算現額が2年度末現在で繰り越されている額を、不用額は、予算措置年度別の予算現額が2年度末までに不用とされている額を示している。すなわち、執行率、繰越率及び不用率はそれぞれ復旧・復興事業に係る支出済額、繰越額及び不用額の予算現額に対する割合であり、また、繰越率及び不用率は、それぞれ予算措置年度別の予算現額が、2年度末現在でどの程度繰り越され、又は、2年度末までにどの程度不用とされたかを示している。

復興期間（当初）において各年度に措置された予算現額の合計額44兆7478億余円の2年度末現在における執行状況は、図表1-1のとおり、支出済額38兆1711億余円、繰越額4317億余円、不用額6兆1448億余円であり、復興期間（当初）全体の執行率は85.3%、繰越率は0.9%、不用率は13.7%となっていた。

図表1-1 復旧・復興予算の執行状況（平成23年度～令和2年度）

（単位：億円、%）

区 分	集中復興期間	復興・創生期間						合 計
	平成23年度 ～27年度 予算計 a	28年度 予算	29年度 予算	30年度 予算	令和 元年度 予算	2年度 予算	平成28年度 ～令和2年度 予算計 b	
予算現額 A	33兆4922	3兆2234	2兆1656	2兆0214	2兆1575	1兆6874	11兆2555	44兆7478
支出済額 B (執行率 B/A)	28兆7041 (85.7)	2兆8638 (88.8)	1兆8243 (84.2)	1兆7637 (87.2)	1兆8520 (85.8)	1兆1629 (68.9)	9兆4670 (84.1)	38兆1711 (85.3)
繰越額 C (繰越率 C/A)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	715 (3.3)	3602 (21.3)	4317 (3.8)	4317 (0.9)
不用額 D=A-B-C (不用率 D/A)	4兆7880 (14.2)	3595 (11.1)	3412 (15.7)	2576 (12.7)	2340 (10.8)	1642 (9.7)	1兆3567 (12.0)	6兆1448 (13.7)

注(1) 支出済額は、当該予算措置年度における支出済額に、繰越額として翌年度以降に支出された額も含めている。よって、執行率は、予算措置年度別の予算現額が令和2年度末までにどの程度支出されたかを示す。

注(2) 繰越額は、予算措置年度別の予算現額が令和2年度末現在で繰り越されている額を、不用額は、予算措置年度別の予算現額が2年度末までに不用とされている額を示している。よって、繰越率及び不用率は、それぞれ予算措置年度別の予算現額が、2年度末現在でどの程度繰り越され、又は、2年度末までにどの程度不用とされたかを示す。

(イ) 経費項目別の執行状況

復興期間（当初）における復旧・復興予算について予算の経費の内容から区分した項目（以下「経費項目」という。）ごとに支出済額をみると、図表1-2のとおり、公共土木施設、文教施設等の災害復旧事業の実施に係る経費項目である「復興関係公共事業等」が7兆7456億余円、放射性物質により汚染された土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設の整備等の実施に係る経費項目

である「原子力災害復興関係経費」が6兆1223億余円、特定被災自治体が復旧・復興事業を実施するための財源の一部である「地方交付税交付金」及び「東日本大震災復興交付金」が、それぞれ5兆8790億余円、3兆3281億余円となっている。

「復興関係公共事業等」「地方交付税交付金」及び「原子力災害復興関係経費」の復興期間（当初）の支出済額に対する復興・創生期間の支出済額の割合は40.0%、27.8%、55.8%となっている。震災直後に、復興のために措置された多額の予算により事業が実施され、徐々に事業規模が縮小していく中、公共インフラの整備や原子力災害への対応には時間を要しており、集中復興期間のみならず復興・創生期間にも継続して多額の国費が支出されている。一方、他の6経費項目（集中復興期間及び復興・創生期間の両期間に支出があったもの）については、上記の3経費項目とは異なり復興・創生期間の支出済額の割合が低く、6経費項目のうち5経費項目については10%以下となっており、特に2年度の支出済額の割合は1%以下となっている。

3年度への繰越額4317億余円を経費項目別にみると、「復興関係公共事業等」3483億余円、「原子力災害復興関係経費」558億余円、「その他の東日本大震災関係経費」269億余円等となっている。繰越しの理由について、各府省庁は、復興計画を具体的に事業化するための関係機関との協議や住民との合意形成等に不測の日数を要したことなどにより、2年度中に事業実施ができなかったことによるとしている。

復興期間（当初）における不用額を経費項目別にみると、「復興関係公共事業等」「原子力災害復興関係経費」の順に多くなっていて、不用の事由としては、事業計画の変更により減額したこと、予定より実績が下回ったことなどが挙げられている。

図表1-2 復旧・復興予算の経費項目別の執行状況（平成23年度～令和2年度）

（単位：億円、％）

経費項目	予算現額計	支出済額				3年度への繰越額	不用額計
		集中復興期間	復興・創生期間(A) (A/B)	うち令和2年度(a) (a/B)	計 (B)		
災害救助等関係経費	1兆1259	8921	1136 (11.3)	104 (1.0)	1兆0058	-	1201
災害廃棄物処理事業費	1兆2894	1兆1089	412 (3.5)	76 (0.6)	1兆1502	6	1386
復興関係公共事業等	10兆1884	4兆6454	3兆1001 (40.0)	2369 (3.0)	7兆7456	3483	2兆0945
災害関連融資関係経費	1兆6981	1兆5922	645 (3.8)	39 (0.2)	1兆6568	-	413
地方交付税交付金	6兆0678	4兆2416	1兆6374 (27.8)	3398 (5.7)	5兆8790	-	1888
東日本大震災復興交付金	3兆4834	3兆0362	2918 (8.7)	16 (0.0)	3兆3281	-	1552
原子力災害復興関係経費	7兆5220	2兆7036	3兆4186 (55.8)	5058 (8.2)	6兆1223	558	1兆3439
その他の東日本大震災関係経費	6兆1114	4兆8920	5228 (9.6)	522 (0.9)	5兆4149	269	6694
国債整理基金特別会計への繰入等	3兆7859	3兆4442	2765 (7.4)	44 (0.1)	3兆7208	-	650
全国防災対策費その他の経費項目 注(3)	3兆4750	2兆1473	- (-)	- (-)	2兆1473	-	1兆3276
計	44兆7478	28兆7041	9兆4670 (24.8)	1兆1629 (3.0)	38兆1711	4317	6兆1448

注(1) 本図表の各計数は、歳出予算の経費項目により集計したものであり、決算の経費項目による集計とは一致しない。

注(2) 平成24年度以降の補正予算で実施している事業については、各年度の当初予算の経費項目により整理している。

注(3) 「全国防災対策費その他の経費項目」は、「全国防災対策費」「被災者支援関係経費」等5経費項目である。

イ 復旧・復興事業に係る歳入の状況

(ア) 財源項目別の歳入の状況

復興基本方針によれば、集中復興期間において復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算に計上した財源に加え、歳出の削減、国有財産の売却収入のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入及び時限的な税制措置により確保することとされている。そして、復興・創生期間を含む復興期間（当初）の財源については、第13回復興推進会議決定において、これまでに計上した復興財源に加えて、国の保有する資産の有効活用等による税外収入や一般会計からの繰入れによって確保することとなっている。また、復旧・復興に係る事業費の財源が不足すると見込まれる場合、これを賄う一時的なつなぎとして復興債が発行されている。

上記の時限的な税制措置については、復興財源確保法により、復興特別税が創設されるなどしている。そして、復興特別税は、復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するために、24年度から令和19年度までの間においては、復興特別税の収入を、原則として復興費用及び復興債の償還に要する費用の財源に充てるものとされており、残余があった場合には復興債以外の公債の償還に要する費用の財源に充てるとされている。

復興期間（当初）の各年度の復旧・復興事業の財源等の決算額を、財源等の内容から区分した項目（以下「財源項目」という。）ごとにみると、図表1-3のとおり、「復興特別所得税」3兆0830億余円、「復興特別法人税」2兆2995億余円、「一般会計より受入」10兆3057億余円等となっている。また、復興債の発行による歳入である「復興公債金」が17兆3933億余円となっている。

復興特別所得税の課税期間は平成25年から令和19年までとされている。そして、復興・創生期間における決算額はおおむね3000億円から4000億円で推移しており、平成28年度の3670億余円から令和2年度の4016億余円へと微増傾向にある。

また、復興特別法人税の当初の課税期間は、平成24年度から26年度までとされていたが、25年12月に閣議決定された「平成26年度税制改正の大綱」等において、経済の好循環を早期に実現する観点から1年前倒しで廃止することとされた。このため、27年度以降は予算額として計上されていないが、既往年度で収納されなかった税額が収納されている。なお、歳入の予算が計上されている24年度から26年（注16）度までの決算額は、24年度6493億余円、25年度1兆2043億余円、26年度4327億余円の計2兆2864億余円となっている。

（注16） 復興特別法人税の課税事業年度は、法人の平成24年4月1日から26年3月31日までの期間内に開始する事業年度とされている。このため、法人が26年度に申告する可能性があることなどから、26年度にも予算が計上されている。

「一般会計より受入」は、復興施策の実施や復興債の償還に要する費用に充てるために一般会計の前年度の決算剰余金等を財源として受け入れるものである。そして、復興財源確保法によれば、23年度から27年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を財政法（昭和22年法律第34号）第6条第1項の規定に基づき公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、復興債の償還費用の財源に優先して充てるよう努めるものとされている。「一般会計より受入」に係る受入額はそのときの財政状況等により増減するものであるが、復興・創生期

間においてほぼ一貫して減少していて、令和2年度の決算額は292億余円となっている。

図表1-3 復旧・復興事業の財源等（決算ベース）（平成23年度～令和2年度）

（単位：億円）

財源項目	集中復興期間	復興・創生期間						合計
	平成23年度 ～27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	復興・創生 期間計	
復興特別所得税	1兆1048	3670	3939	4154	4001	4016	1兆9781	3兆0830
復興特別法人税	2兆2913	35	22	15	5	2	82	2兆2995
一般会計より受入	8兆2460	6999	5710	5869	1726	292	2兆0596	10兆3057
特別会計より受入	11	-	-	-	-	-	-	11
復興公債金	14兆9932	7908	767	-	8099	7223	2兆4000	17兆3933
公共事業費負担金収入	1421	931	791	676	784	527	3712	5133
災害等廃棄物処理事業 費負担金収入	7	5	22	4	3	2	38	45
附帯工事費負担金収入	2	2	2	2	12	9	29	31
政府資産整理収入	17	-	-	-	-	-	-	17
雑収入	1兆2246	7253	6535	7240	4595	3808	2兆9433	4兆1679
前年度剰余金受入	7兆7976	1兆4245	1兆1443	7359	6642	9102	4兆8793	12兆6769
歳出予算の既定経費の 減額 注(1)	3兆8643	-	-	-	-	-	-	3兆8643
（震災関係以外の 経費の財源）注(2)	△2兆9104	-	-	-	-	-	-	△2兆9104
計	36兆7576	4兆1053	2兆9235	2兆5322	2兆5873	2兆4984	14兆6468	51兆4045
（復興公債金を除く計）	(21兆7644)	(3兆3144)	(2兆8467)	(2兆5322)	(1兆7773)	(1兆7760)	(12兆2467)	(34兆0111)

注(1) 平成23年度に年金臨時財源、子ども手当等の歳出予算の補正減により、復旧・復興事業の財源を確保したものである。

注(2) 平成23年度に独立行政法人の運営費、年金臨時財源、台風12号対策等に充てられることになったため、復旧・復興事業以外の経費の財源として控除したものである。

(イ) 復興債の発行及び償還の状況

復興財源確保法によれば、復興債は平成23年度第3次補正予算及び24年度から令和7年度までの各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で発行することができることとされている。復興期間（当初）における復興債の発行状況は、図表1-4のとおり、発行計画額計22兆5395億円に対して発行実績額計17兆3933億余円、発行計画額に対する発行実績額の割合は77.1%となっている。なお、平成29年度は、発行実績額が発行計画額に対して著しく少なくなっていて、30年度は発行の実績がなかった。復興庁によると、29、30両年度がこのようななった主な要因は、雑収入（東京電力からの回収金を含む。）が予算額に対して大きく増加したことから年度内の資金繰り上、復興債を発行する必要がなかったためとしている。

図表1-4 復興債の発行計画額及び発行実績額（平成23年度～令和2年度）

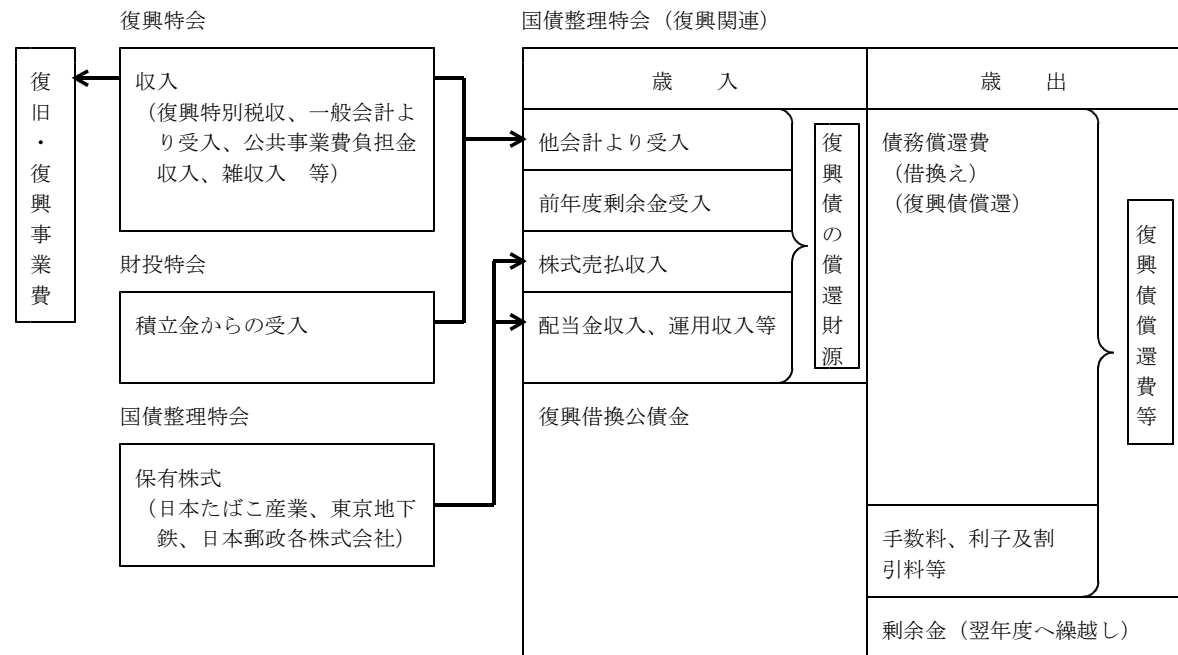
(単位：億円、%)

区分	集中復興期間	復興・創生期間					計
	平成23年度 ～27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	
発行計画額 A	17兆3535	1兆9037	9889	6068	9042	7824	22兆5395
発行実績額 B	14兆9932	7908	767	—	8099	7223	17兆3933
B / A	86.3	41.5	7.7	—	89.5	92.3	77.1

(注) 発行計画額は、各年度の補正後の予算（平成23年度は第3次補正予算）に基づく国債発行計画額であり、発行実績額は、復興公債金収納済歳入額である。

また、復興財源確保法によれば、復興債は令和19年度までの間に償還することとされており、復興債の償還は、国債等の償還を一元的に行う国債整理基金特別会計（以下「国債整理特会」という。）において行われている。復興債の償還に係る国債整理特会の資金の流れは図表1-5のとおりとなっており、国債整理特会の歳出においては、復興債の債務償還費と復興債の発行に伴う手数料、利子及割引料等（以下、これらを合わせて「復興債償還費等」という。）を計上している。そして、国債整理特会の歳入においては、復興債償還費等に充てる財源（以下「復興債の償還財源」という。）として、復興特会からは復興特別税の税収等の一部を、財投特会からは積立金の一部を、それぞれ受け入れているほか、国債整理特会において保有する株式の売却収入、配当金収入等を計上している。また、復興債の償還財源が債務償還費の額に対して不足する場合は、復興借換債の発行による復興借換公債金を歳入に計上している。

図表1-5 復興債の償還に係る資金の流れ



復興期間（当初）における復興債の各年度末現在額をみると、図表1-6のとおり、平成23年度末の11兆2574億余円から30年度末の5兆3762億余円まで減少していたが、令和元年度に増加に転じ、2年度末は6兆7845億余円となっている。これは、復興特会における歳入のうち一般会計からの受入額が平成30年度までは5000億円程度あったものの、令和元年度は1726億余円、2年度は292億余円へと大きく減少したため、年度途中の資金繰りのために復興債の発行が必要となったことなどによる。

図表1-6 復興債の各年度末現在額（平成23年度～令和2年度）

（単位：億円）

区分	集中復興期間					復興・創生期間				
	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
年度首現在額 A	-	11兆2574	11兆0437	9兆0135	8兆3996	7兆2612	6兆9918	5兆5181	5兆3762	6兆1080
発行による増加 B	11兆2574	4兆8156	2兆4929	9604	1兆3156	1兆1761	2兆9018	2兆7669	3兆8315	3兆3798
償還による減少 C	-	5兆0294	4兆5231	1兆5742	2兆4540	1兆4455	4兆3755	2兆9088	3兆0996	2兆7033
年度末現在額 A + B - C	11兆2574	11兆0437	9兆0135	8兆3996	7兆2612	6兆9918	5兆5181	5兆3762	6兆1080	6兆7845

注(1) 図表中の数値は復興債の額面金額であるため、復興公債金の収納済歳入額や復興債の債務償還費の支出済額等の歳入歳出決算額とは異なっている。

注(2) 復興債は、復興財源確保法により、各年度において翌年度の4月1日から6月30日までの期間も発行できるため、「発行による増加」は、当該期間内に発行されたものを含めた額面金額を示している。

注(3) 復興借換債に係る額を含む。

平成25年1月に示された復興財源フレームにおける財源として、国債整理特会において保有する政府出資等の有価証券である日本たばこ産業、東京地下鉄、日本

郵政各株式会社の株式の売却による収入が挙げられており、上記3社の株式の売却による収入は、それぞれ0.5兆円程度、0.2兆円程度、4兆円程度の計4.7兆円程度が見込まれた。

復興期間（当初）における上記3社の株式の売却の状況についてみると、図表1-7のとおり、東京地下鉄株式会社の株式は売却されていないが、日本たばこ産業株式会社の株式は24年度に9774億余円で、日本郵政株式会社の株式は27、29両年度にそれぞれ1兆4231億余円、1兆4084億余円、計2兆8316億余円で売却されており、これらの売却収入は復興債の償還財源に充てられている。なお、復興期間（当初）以降も含めた日本郵政株式会社の株式の売却価格の総額は令和3年度末までに計3兆9247億余円となっている。

図表1-7 復興債の償還財源となる株式の売却の状況（平成24年度～令和2年度）

会社名	平成25年1月に示された復興財源フレーム上の見込額	売却年度	令和2年度までの売却価格の総額（億円）	うち復興債の償還に充当された額（億円）	（参考）	
					3年度までの売却価格の総額（億円）	うち復興債の償還に充当された額（億円）
日本たばこ産業株式会社	0.5兆円程度	平成24	9774	9733	9774	9733
東京地下鉄株式会社	0.2兆円程度	—	—	—	—	—
日本郵政株式会社	4兆円程度	27、29	2兆8316	2兆8094	3兆9247	3兆8961
計			3兆8090	3兆7828	4兆9022	4兆8695

（注）日本たばこ産業株式会社の株式については平成25年3月までに、日本郵政株式会社の株式については令和3年10月までに、各時点における政府保有義務分を超える株式は全て売却された。

ウ 復興財源フレームの状況

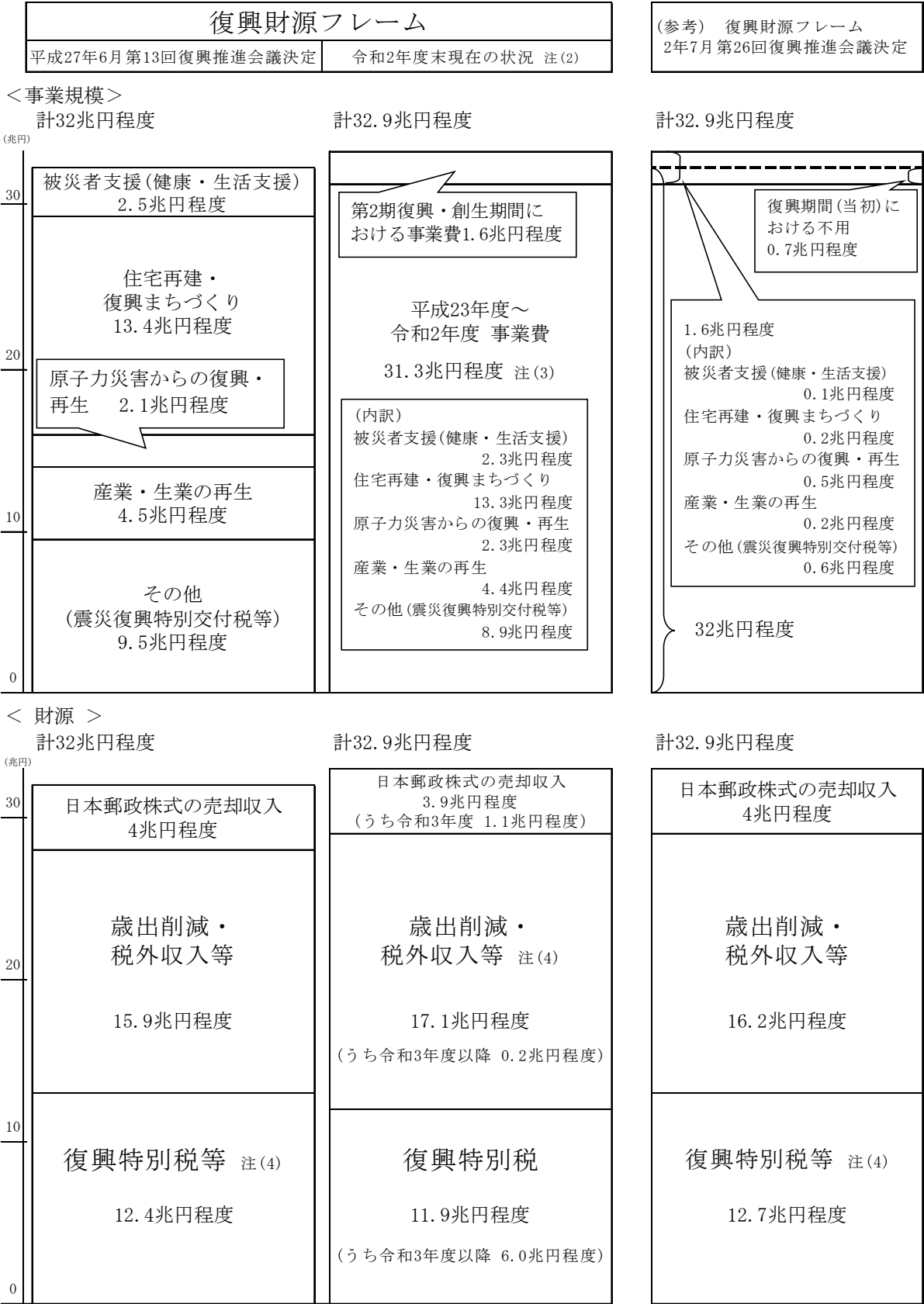
前記のとおり、国は、第13回復興推進会議決定により、復興期間（当初）に係る復興財源について32兆円程度を確保するとした復興財源フレームを示した（図表1-8左列参照）。

上記32兆円程度の復興財源フレームについて、2年度末現在の事業規模及び財源（3年度以降の分として2年度末現在で見込まれた経費及び財源を含む。）の状況をみると、図表1-8中列のとおり、事業規模は、31.3兆円程度となっており、第2期復興・創生期間における事業費（第26回復興推進会議決定における見込額）1.6兆円程度を加えると計32.9兆円程度となる。なお、復興庁によれば、2年度末における執行見込額は31.1兆円程度（0.1兆円未満切捨て）となっている。これは、平成23年度から令和2年度までの復旧・復興事業に係る支出済額と3年度への繰越額の計38.6兆円程度（図表1-2参照）から、復興財源フレームの対象外経費である東京電力への求償

対象経費や復興債償還費等の計7.4兆円程度を除くなどした額となっている。

財源については、復興特別税は、平成24年度から令和2年度までの間に地方税も合わせると5.9兆円程度が収納され、3年度から課税期間の最終年度である19年度までの復興特別所得税等の見込額6.0兆円程度を合わせると計11.9兆円程度が見込まれた。歳出削減・税外収入等は、平成23年度から令和2年度までの間に16.9兆円程度、3年度以降の見込額0.2兆円程度と合わせて計17.1兆円程度が見込まれた。また、日本郵政株式会社の株式の売却収入は、平成27年度から29年度までに2.8兆円程度、令和3年度に1.1兆円程度の計3.9兆円程度が収納された。したがって、財源は3年度以降に収納するものも含めて計32.9兆円程度となり、事業規模32.9兆円程度に見合うものと見込まれた。

図表1-8 復興財源フレーム（概念図）



注(1) 本図表は、平成23年度以降の復旧・復興事業の事業費に係る復興財源フレームを示している。
注(2) 「令和2年度末現在の状況」には、3年度以降の分として2年度末現在で見込まれている経費及び財源を含む。
注(3) 平成23年度から令和2年度までの決算額を基にしている。第2期復興・創生期間に持ち越した事業に係る費用を含む。

なお、復興期間（当初）における執行見込額は31.1兆円程度となっている。

注(4) 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止に伴う復興財源の補填のために、平成25年度補正予算において、24年度一般会計の決算剰余金から0.8兆円程度が措置されている。

(2) 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況

復興基本方針によれば、東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとされている。そして、国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえて、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとされ、県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえて、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとされている。

(注17)

復興基本方針を踏まえて、国は、地方公共団体等が実施する補助事業等及び復興関連基金事業のほか、復興交付金事業、被災者支援総合交付金事業、福島再生加速化交付金事業等に対して国庫補助金等を交付したり、国庫補助金等を受けて実施する復旧・復興事業等における地方公共団体の負担額等に対処するために地方交付税の総額に係る特例を講じた震災復興特別交付税を交付したりするなどの多様な方法により財政支援等を行っている。これらの財政支援等について、その概要とともに「(3) 復旧・復興事業の実績及び成果の状況」との関係を示すと、図表2-0-1のとおりとなる。

(注17) 補助事業等 国が地方公共団体等に対し補助金若しくは交付金等を交付し又は委託費を支払って実施される事業のうち、復興関連基金事業、復興交付金事業、被災者支援総合交付金事業及び福島再生加速化交付金事業等を除く事業

図表2-0-1 特定被災自治体に対する財政支援等の概要等

財政支援等の種類	財政支援等の概要	「3(3) 復旧・復興事業の実績及び成果の状況」における記載箇所
補助事業等	被災直後の被災者に対する緊急援助やその後の避難生活等における各種支援、災害廃棄物の処理の実施、各種産業の復興支援、文教施設、社会福祉施設等の公共施設や河川、道路、港湾等の社会基盤の災害復旧等の多岐にわたる事業について、それぞれ国からの国庫補助金等の交付を受けて、地方公共団体等が事業主体となって実施するもの（補助事業等の実施状況については3(2)ア参照）	ア 津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業の実績及び成果（50～59ページ参照）
		ウ 産業再生に関する復旧・復興事業の実績及び成果（66～71ページ参照）
復興関連基金事業	各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることなどの特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものについて、国からの国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成等した地方公共団体、公益法人その他の団体が事業を実施するもの（復興関連基金事業の実施状況については3(2)イ参照）	ウ 産業再生に関する復旧・復興事業の実績及び成果（66～71ページ参照）
復興交付金事業	被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備することを目的として、復興庁から通知された復興交付金の交付申請の上限額の範囲内で、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省から復興交付金の交付を受けて、これらの各省が所管する40の基幹事業と、基幹事業と一体となってその効果を増大させることを目的とする効果促進事業を特定被災自治体が実施するもの（復興交付金事業の実施状況については3(2)ウ参照）	ア 津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業の実績及び成果（50～59ページ参照）
		イ 住まい、市街地等の整備に関する復旧・復興事業の実績及び成果（59～66ページ参照）
被災者支援総合交付金事業	東日本大震災の被災者を取り巻く環境の変化に対応し、被災者支援のための事業を効果的に実施することを支援することにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的として、復興庁、文部科学省及び厚生労働省から支援交付金の交付を受けて、地方公共団体等が実施するもの（被災者支援総合交付金事業の実施状況については3(2)エ参照）	ウ 産業再生に関する復旧・復興事業の実績及び成果（66～71ページ参照）
		エ 被災者支援に関する復旧・復興事業の実績及び成果（71～75ページ参照）
福島再生加速化交付金事業等	福島再生加速化交付金事業は、福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の見直しが進められたことに伴い、長期避難者の支援から早期帰還への対応まで幅広く対応し、復興の動きを加速させるために、内閣府、復興庁、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会から福島交付金の交付を受けて、福島県及び管内市町村等が実施するもの 環境整備等委託事業は、避難指示が解除された区域への帰還・生活再建への取組として、復興庁が避難指示・解除区域市町村等に委託して実施するもの（福島再生加速化交付金事業等の実施状況については3(2)オ参照）	イ 住まい、市街地等の整備に関する復旧・復興事業の実績及び成果（59～66ページ参照）
		オ 住民の帰還等の状況等（75～82ページ参照）
震災復興特別交付税	国庫補助金等を受けて実施する復旧・復興事業等における地方公共団体の負担額等に対処するためのものであり、一般会計及び復興特会から交付税及び譲与税配付金特別会計に対して繰入れを行った後に地方公共団体の事業実施状況等に応じて交付額が決定されて交付されるもの（震災復興特別交付税に係る経費の執行状況については3(2)カ参照） なお、震災復興特別交付税等を基に復興基金事業が実施されている。復興基金事業とは住民の生活の安定やコミュニティの再生等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細やかに対処できる資金として設置造成等された復興基金を財源として実施するもの	

復興期間（当初）の10か年度に東日本大震災関係経費として国から交付された、上記の財政支援等における国庫補助金等及び地方交付税のうち、特定被災自治体に交付されたものの全体像についてみると、図表2-0-2のとおり、計19兆3389億余円であり、このうち東北3県に交付されたものが計17兆6796億余円となっていて、全体の91.4%を占めている。

図表2-0-2 特定被災自治体に対する国庫補助金等及び地方交付税の交付額の状況（令和2年度末現在）

（単位：百万円、％）

特定被災自治体が所在する道県名	国庫補助金等					地方交付税		特定被災自治体に対する交付額の合計 H= (A+B+C+D+E+F+G)	計(11道県)に占める割合
	補助事業等	復興関連基金事業	復興交付金事業	被災者支援総合交付金事業	福島再生加速化交付金事業等	地方負担に係る地方財政措置としての震災復興特別交付税	復興基金事業		
	国庫補助金等交付額 A	国庫補助金等交付額 B	復興交付金交付額 C	支援交付金交付額 D	福島交付金交付額等 注(2) E	震災復興特別交付税交付額 F	特別交付税及び震災復興特別交付税交付額 G		
北海道	22,357	18,292	73	53	—	851	—	41,628	0.2
青森県	86,516	20,997	5,716	1	—	96,540	8,478	218,250	1.1
岩手県	1,467,399	165,651	891,436	11,654	—	1,114,210	63,460	3,713,814	19.2
宮城県	3,020,592	321,264	1,980,000	18,619	—	1,896,921	136,855	7,374,254	38.1
福島県	1,484,242	2,685,525	350,862	33,489	585,703	1,384,466	67,306	6,591,596	34.0
茨城県	267,288	39,282	52,246	7	—	463,289	14,455	836,570	4.3
栃木県	59,991	12,922	663	—	—	64,546	4,000	142,123	0.7
埼玉県	1,650	9,085	3,866	4	—	2,634	—	17,241	0.0
千葉県	107,986	9,757	41,240	7	—	151,297	4,145	314,434	1.6
新潟県	19,607	8,978	122	183	—	17,320	1,000	47,212	0.2
長野県	14,400	10,681	2,118	21	—	13,575	1,000	41,796	0.2
計 (11道県)	6,552,035	3,302,438	3,328,347	64,042	585,703	5,205,654	300,701	19,338,922	100.0
計 (東北3県)	5,972,234	3,172,441	3,222,300	63,763	585,703	4,395,598	267,622	17,679,665	
計(11道県)に占める割合	91.1	96.0	96.8	99.5	100.0	84.4	88.9	91.4	

注(1) 本表の地方負担に係る地方財政措置としての震災復興特別交付税は、地方税法（昭和25年法律第226号）等の特例措置による減収額に対する措置等を含んでいることから、震災復興特別交付税の交付額の全体に占める割合（表のF/H）が、復旧・復興事業のために特定被災自治体が負担する割合を示すものではない。

注(2) 福島交付金交付額等には、環境整備等委託事業に係る委託費支払額が含まれている。

このように、国は、東日本大震災からの復旧・復興を進めるために事業の実施主体である地方公共団体等に対して多様な財政支援等を行っている。これらの財政支援等について、国の予算の執行としては、国庫補助金等の交付や復興特会から交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）への繰入れの段階で支出済額

となるが、財政支援等を受けて特定被災自治体等が行った、補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業、被災者支援総合交付金事業及び福島再生加速化交付金事業等は、国の予算執行のみでは復旧・復興事業の実質的な実施状況を十分に把握できないことから、特定被災自治体等におけるこれらの事業の実施状況等を分析する必要がある。

そこで、国庫補助金等の交付先の地方公共団体等が実施している補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業、被災者支援総合交付金事業及び福島再生加速化交付金事業等の実施状況、交付税特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況並びに東北3県における復旧・復興事業分の歳入のうち国費に係る主なものの受入額の状況について検査したところ、次のアからキまでのとおりとなっていた。

ア 補助事業等の実施状況

国は、多岐にわたる補助事業等に係る国庫補助金等の交付額を、事業主体である地方公共団体等が各年度に実施すると見込まれる事業の規模に基づいて算出した概算事業費に基づき決定し、当該補助事業等の実績に基づき確定している。このため、事業の規模が見込みより縮小したり、実施する見込みの事業が実施されなかったりするなどした場合、当該国庫補助金等の交付決定額と交付額との間に差が生ずることになる。また、各年度の実施対象の事業が計画より遅延するなどして、年度内に完了しない場合には、未完了分の事業費に相当する予算額は、一定の条件の下、最大翌々年度まで繰り越すことができることとなっている。

そこで、国庫補助金等の主な交付先である特定被災自治体等が実施している補助事業等について、国庫補助金等の交付決定額の計に対する交付額の計の割合（以下「執行割合」という。）等により実施状況の分析を行った。

(ア) 特定被災自治体における補助事業等の実施状況

復興期間（当初）における特定被災自治体に対する国庫補助金等の交付決定額は、図表2-1-1のとおり、計8兆0969億余円となっている。これに対する10か年度の交付額は、計6兆5520億余円となっていて、計2583億余円が3年度に繰り越されており、執行割合は、80.9%となっている。また、交付決定額及び交付額について、11道県計に占める東北3県計の割合をみると、それぞれ9割以上となっており、東北3県計に対しては宮城県が過半を占める状況となっている。

図表2-1-1 特定被災自治体における補助事業等の実施状況（平成23年度～令和2年度）
（単位：百万円、％）

特定被災自治体	交付決定額計 A	交付額計			3年度への繰越額計 E	執行割合 D/A	不用額計 A-D-E
		平成23年度～27年度 （集中復興期間） B	28年度～令和2年度 （復興・創生期間） C	計 （復興期間（当初）） D=B+C			
岩手県及び33市町村	1,834,837	940,251	527,148	1,467,399	58,300	79.9	309,137
宮城県及び35市町村	3,848,102	2,132,333	888,259	3,020,592	107,406	78.4	720,103
福島県及び59市町村	1,750,954	927,376	556,865	1,484,242	74,477	84.7	192,234
その他 （8道県及び100市町村）	663,081	400,540	179,260	579,800	18,197	87.4	65,084
11道県及び227市町村計	8,096,976	4,400,501	2,151,533	6,552,035	258,381	80.9	1,286,560
うち東北3県及び127市町村計 （11道県及び227市町村計に占める割合）	7,433,895 (91.8)	3,999,961 (90.8)	1,972,273 (91.6)	5,972,234 (91.1)	240,184 (92.9)	80.3	1,221,476 (94.9)

(イ) 所管府省庁別の補助事業等の実施状況

特定被災自治体が実施している補助事業等について、所管府省庁別の実施状況をみると、図表2-1-2のとおりである。

交付決定額についてみると、国土交通省が2兆7872億余円と最も多額となっており、農林水産省が2兆0579億余円、環境省が1兆2540億余円、内閣府が8043億余円となっている。

これら4府省のうち環境省及び内閣府の執行割合は、それぞれ92.5％、89.6％と高くなっていて、交付額の大部分を集中復興期間に交付している。これは、環境省は、地震及び津波により発生した災害廃棄物処理等の事業を、内閣府は、被災直後の被災者に対する緊急援助等の事業を所管しており、被災後の比較的短期間に多くの事業が実施されたことなどによる。一方、国土交通省は集中復興期間と同規模の額を、農林水産省は集中復興期間の約7割の額を、それぞれ復興・創生期間においても交付している。これは、国土交通省は、河川、道路、港湾等の災害復旧事業等を、農林水産省は漁港等の災害復旧事業等を所管しており、被災後長期間にわたって事業が実施されたことによる。そして、執行割合は、復旧過程における事業計画の変更、設計、工法等の見直しなどの要因により、それぞれ78.6％、72.0％となっている。

図表2-1-2 所管府省庁別の補助事業等の実施状況（平成23年度～令和2年度）

（単位：百万円、％）

所管府省庁名	交付決定額計 A	交付額計			3年度への 繰越額計 E	執行 割合 D/A	不用額計 A-D-E
		平成23年度～27 年度（集中復興期 間） B	28年度～令和2 年度（復興・創生 期間） C	計 （復興期間 （当初）） D=B+C			
内閣府	804,387	658,162	62,886	721,048	99	89.6	83,239
復興庁	249	248	-	248	-	99.6	0
総務省	80,030	56,771	8,101	64,872	43	81.0	15,113
文部科学省	390,738	233,651	122,064	355,715	2,236	91.0	32,785
厚生労働省	298,413	162,194	76,367	238,562	4,859	79.9	54,991
農林水産省	2,057,961	871,392	610,747	1,482,140	87,078	72.0	488,742
経済産業省	423,919	255,205	81,390	336,596	11,170	79.4	76,152
国土交通省	2,787,213	1,096,701	1,095,090	2,191,792	147,138	78.6	448,282
環境省	1,254,062	1,066,172	94,885	1,161,058	5,753	92.5	87,250
計	8,096,976	4,400,501	2,151,533	6,552,035	258,381	80.9	1,286,560

イ 復興関連基金事業の実施状況

（ア）所管府省庁別の復興関連基金事業の実施状況

復興関連基金事業について、所管府省庁別の実施状況をみると、図表2-2-1のとおり、186事業に係る国庫補助金等交付額は計5兆1322億余円、取崩額は集中復興期間が2兆7412億余円、復興・創生期間が1兆0810億余円、計3兆8223億余円、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合（以下「基金事業執行率」という。）は74.4%、2年度末に保有している国庫補助金等相当額は計6944億余円となっている。

国庫補助金等交付額を所管府省庁別にみると、交付している8府省庁のうち環境省が1兆9597億余円（28事業）と最も多額となっており、次いで経済産業省が1兆3044億余円（48事業）となっている。基金事業執行率についてみると、復興庁が33.2%（3事業）、国土交通省が35.9%（8事業）と低くなっている。これは、復興庁については、同庁が所管する復興関連基金事業のうち福島原子力災害復興交付金の終了予定年度が令和26年度であることから、国庫補助金等交付額1000億円のうち2年度末までの取崩額が213億余円となっていることなどのためである。また、国土交通省については、国庫補助金等交付額計3648億余円のうち約5割に当たる1790億余円が国庫返納されていることなどのため、このうち1478億余円は災害復興住宅融資等事業において使用見込みのない余剰金が返納されたものである。

図表2-2-1 所管府省庁別の復興関連基金事業の実施状況（令和2年度末現在）

（単位：事業、百万円、％）

所管府省庁	復興関連基金事業数	国庫補助金等交付額 A	取崩額			基金事業執行率 D/A	2年度までの国庫返納額（国庫補助金等相当額） E	2年度末に保有している国庫補助金等相当額 A-D-E
			平成23年度～27年度（集中復興期間） B	28年度～令和2年度（復興・創生期間） C	計（復興期間（当初）） D=B+C			
内閣府	8	264,238	252,418	6,099	258,517	97.8	808	4,912
復興庁	3	130,000	8,039	35,224	43,264	33.2	-	86,735
文部科学省	11	92,967	74,043	5,018	79,061	85.0	11,897	2,008
厚生労働省	33	786,326	583,725	99,827	683,552	86.9	54,742	48,031
農林水産省	47	229,726	118,145	29,115	147,261	64.1	61,374	21,091
経済産業省	48	1,304,416	555,740	257,413	813,153	62.3	281,469	209,794
国土交通省	8	364,824	88,415	42,631	131,047	35.9	179,027	54,749
環境省	28	1,959,767	1,060,763	605,703	1,666,466	85.0	26,132	267,168
計	186	5,132,266	2,741,291	1,081,032	3,822,324	74.4	615,451	694,491

（注）取崩額、国庫返納額及び保有する国庫補助金等相当額には運用益を含まない。

（イ）終了予定年度別及び終了予定年度の延長期間別の実施状況

復興関連基金事業を2年度末現在の終了予定年度別にみると、図表2-2-2のとおり、3年度以降の終了を予定している事業は109事業、国庫補助金等交付額計3兆8023億余円であり、2年度までに終了した77事業、国庫補助金等交付額計1兆3298億余円と比較して、事業数、国庫補助金等交付額共に多くなっている。上記109事業のうち終了期限を定めていない事業は26事業、国庫補助金等交付額計1兆5605億余円となっており、原子力災害からの復興・再生が長期にわたると想定されている福島県に交付されたものや、除染事業等の原子力災害復興関係経費に係るものが多くなっている。

また、終了予定年度が2年度以前である77事業のうち7事業については、事業終了後の清算手続中であることなどから2年度末において国庫補助金等相当額計23億余円を保有している。

図表2-2-2 終了予定年度別の復興関連基金事業の実施状況（令和2年度末現在）

（単位：事業、百万円、％）

終了予定年度 注(1)	復興関連基金 事業数	国庫補助金 等交付額 A	取崩額			基金事 業執行 率 D/A	2年度までの 国庫返納額 （国庫補助 金等相当 額） E	2年度末に 保有してい る国庫補助 金等相当額 A-D-E
			平成23年度 ～27年度 （集中復興 期間） B	28年度～令 和2年度（復 興・創生期 間） C	計 （復興期間 当初） D=B+C			
令和2年度以前	77	1,329,884	1,046,680	41,644	1,088,324	81.8	239,130	2,381
3年度以降	109	3,802,381	1,694,610	1,039,388	2,733,999	71.9	376,320	692,109
3年度	10	406,629	296,444	59,930	356,375	87.6	28,426	21,827
4年度	3	56,135	31,270	10,783	42,053	74.9	8,427	5,653
5年度	7	283,888	130,925	78,744	209,670	73.8	-	74,218
6年度	4	495,879	294,206	47,250	341,457	68.8	127,054	27,367
7年度	4	83,630	32,012	38,790	70,802	84.6	58	12,769
8年度以降	18	590,285	48,172	199,201	247,374	41.9	7,820	335,091
その他 注(2)	37	325,352	37,405	49,654	87,059	26.7	166,532	71,760
未定 注(2)	26	1,560,579	824,172	555,033	1,379,205	88.3	38,001	143,420
計	186	5,132,266	2,741,291	1,081,032	3,822,324	74.4	615,451	694,491

注(1) 「終了予定年度」は、令和2年度末現在の終了期限により集計している。また、終了期限前に、国庫補助金等交付額の全額を取り崩したり、国庫に返納したりした事業は、保有している国庫補助金等相当額がなくなった年度を終了予定年度として集計している。

注(2) 「その他」は、事業の終了期限が融資の返済完了時等となっていて、具体的な終了予定年度が確定していない事業を示している。また、「未定」は終了期限が設定されていない事業を示している。

注(3) 「2年度末に保有している国庫補助金等相当額」は、終了予定年度が「令和2年度以前」の事業に係る基金から終了予定年度が「未定」の事業に係る基金へ配分を変更した額を考慮して算出している。

復興関連基金事業については、一般に、事業の終了期限が到来しても依然として資金需要が高いなどの場合、事業の終了期限を延長している。186事業のうち終了期限を延長したものが69事業（国庫補助金等交付額2兆0765億余円）あり、そのうち5年以上延長したものが33事業（同1兆2877億余円）と約半数を占めている。5年以上延長したもののうち、特に、経済産業省の企業の立地支援に係る事業が10事業と多数を占めており、同省によると、津波浸水地域における区画整理事業等による環境整備に時間を要したことなどから、事業の終了期限を延長したとしている。

(ウ) 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国庫への返納状況等

第6回復興推進会議決定等において復興関連予算について使途の厳格化を行うこととされたことを踏まえて、基金についても使途の厳格化を徹底するため、復興庁及び財務省は、平成25年7月に、復興関連基金事業の所管府省に対して、「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」（平成25年復本第957号・財計第1690号。以下「基金使途通知」という。）を発出している。そ

して、基金使途通知において使途の厳格化の対象とされた復興関連基金事業については、被災地又は被災者に対する事業に使途を限定した上で、それ以外の事業のうち、執行済みの事業及び契約済みのものなど執行済みと認められる事業を除いた基金残額について国庫に返納することを要請している。

そして、国からの国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成等した地方公共団体、公益法人その他の団体（以下「基金団体」という。）は、復興関連基金事業が終了して残余额があったり、使用見込みがない余剰金があったりなどする場合には、所管府省庁が定めたそれぞれの事業の交付要綱等により、これらに係る国庫補助金等を国庫に返納することとなっている。精算時の残余额、使用見込みがない余剰金等の国庫への返納の状況をみたところ、図表2-2-3のとおり、186事業のうち119事業について、各基金団体が、令和3年7月末までに計6217億余円の基金残額を国庫に返納している。基金団体が基金残額を国庫に返納した事由は、①使用見込みがないことによるもの4323億余円（50事業）、②使途厳格化によるもの1196億余円（19事業）、③事業の終了によるもの666億余円（61事業）などとなっている。

図表2-2-3 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の返納の状況（令和3年7月末現在）

（単位：事業、百万円）

所管府省庁	復興関連基金事業数	国庫補助金等交付額	令和2年度末に保有する国庫補助金等相当額（運用益を含まない。）	3年7月末までの国庫返納額（運用益を含む。）				
					①使用見込みがないことによるもの	②使途厳格化によるもの	③事業の終了によるもの	④事業実施後返納事由が生じたもの
内閣府	7	246,256	2,885	816	294	-	397	124
文部科学省	7	70,691	-	12,059	-	1,928	10,131	-
厚生労働省	28	749,405	35,146	56,193	12,938	16,255	26,314	684
農林水産省	30	162,564	1,751	61,864	13,275	39,432	9,143	13
経済産業省	35	975,470	130,835	285,139	210,031	61,990	10,836	2,281
国土交通省	8	364,824	54,749	179,274	178,625	-	649	-
環境省	4	255,038	4,810	26,407	17,216	-	9,190	-
計	119	2,824,249	230,178	621,756	432,382 (50事業)	119,606 (19事業)	66,663 (61事業)	3,103 (20事業)

注(1) 「3年7月末までの国庫返納額（運用益を含む。）」欄の①から④までの返納事由の分類は会計検査院が設定したもので、返納事由別の国庫返納額（運用益を含む。）は所管府省庁の回答を基に集計したものである。同一の事業において複数の返納事由により国庫返納を行ったものは、返納事由別に国庫返納額及び事業数を計上しているため、①から④までの返納事由別の事業数を合計しても119事業とは一致しない。

注(2) ①は、事業費の所要見込額を精査した結果、基金残額が事業費の所要見込額を上回るなどして、使用見込みがない余剰金を国庫に返納したものである。

②は、平成25年の基金使途通知による要請に従い、被災地又は被災者以外に対する事業のうち、執行済みの事業等を除いた基金残額を国庫に返納したものである。

③は、事業の終了により基金残額を国庫に返納したものである。

④は、事業実施後に、当該事業において取得した財産を処分したため財産の残存価格のうち国庫補助金等相当額を国庫に返納するなどしたものである。

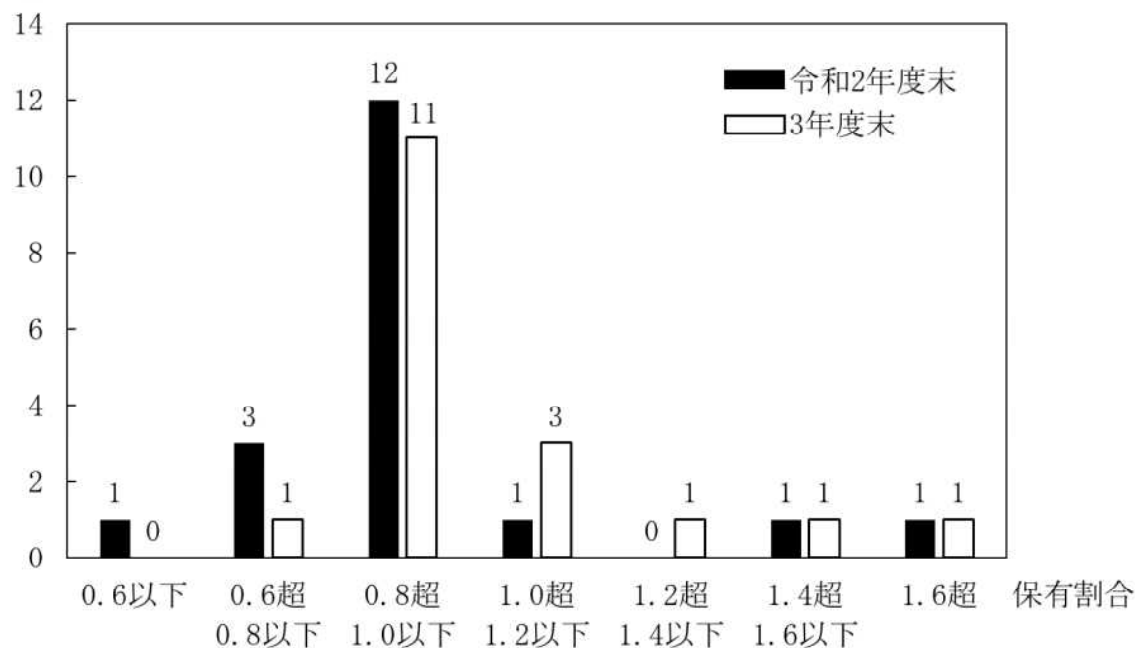
前記の終了予定年度が3年度以降である109事業のうち、基金団体が公益財団法人等である59事業に係る19基金については、各所管府省庁が余剰金の有無等に係る点検を行い、その結果を基金シートにより公表している。一方、基金団体が地方公共団体である50事業に係る基金については、基金シートを作成して公表することとされていない。

基金シートでは、基金事業終了年度までに必要な基金事業費に対する基金残額の割合（以下「保有割合」という。）が算定されており、基金残額が基金事業終了年度までに必要な基金事業費を超える場合には、保有割合が1を上回ることとなる。上記の59事業に係る19基金の保有割合を基金シートにより確認したところ、図表2-2-4のとおり、2年度末においては、59事業のうち15事業に係る3基金の保有割合が1を上回っており、最大で1.85となっている。そして、その後、3年度末においては、同年度中に終了した1事業に係る1基金を除いた58事業に係る18基金のうち24事業に係る6基金の保有割合が1を上回っており、最大で2.10となっている（別図表3参照）。これらについては、引き続き、使用見込みがない余剰金等が生じていないか確認等していく必要がある。

また、基金シートを作成して公表することとされていない基金団体が地方公共団体である50事業に係る基金についても同様に、各所管府省庁において、使用見込みのない余剰金等が生じていないか確認等していく必要がある。

(注18) 既存の復興関連基金事業に係る基金に対して積増しを行っているものがあることなどから、復興関連基金事業数と基金数は一致しない。59事業のうち40事業は積増しを行うものであることから、59事業に係る基金数は19基金となっている。

図表2-2-4 基金団体が公益財団法人等である基金事業に係る基金の保有割合
基金数



注(1) 各所管府省庁が公表している「令和3年度基金シート」及び「令和4年度基金シート」を基に会計検査院が作成した。

注(2) 翌年度に国庫補助金等の返納を予定している基金については、基金事業費に返納額を含めるなどして保有割合が算定されている。

注(3) 令和3年度末の保有割合は、3年度中に積増しが行われた額を含めて算定されている。

ウ 復興交付金事業の実施状況

(ア) 復興交付金制度の概要及び復興交付金の交付等の状況

復興交付金事業には、被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備することを目的とする、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省が所管する40の基幹事業と、基幹事業と一体となってその効果を増大させることを目的とする効果促進事業とがある。

復興交付金事業を実施する特定被災自治体は、復興交付金事業計画を作成して、復興庁に提出し、同庁が東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年府復第3号等。以下「制度要綱」という。）に基づき算定した復興交付金の交付申請の上限額（以下「交付可能額」という。）の通知を受け、交付可能額の範囲内で上記の5省にそれぞれ交付申請を行い、所管5省から復興交付金の交付決定及び交付を受けている。復興交付金の交付を受けるに当たっては、単年度型事業か基金型事業かを選択して実施することとなっている。

復興交付金は、2年6月の特区法の改正により、復興交付金事業の確実な終了に

向け所要の経過措置を講じた上で、2年度をもって廃止することとされ、同年8月に改正された制度要綱によれば、復興交付金事業について、2年度中に生じた事由に基づき計画期間内に完了しないことが明らかになった場合には、計画期間の最終年度を3年度に変更する手続を行った上で適切かつ効率的な事業実施に一層努めることとされた。さらに、3年12月に改正された制度要綱によれば、3年度中に生じた避け難い事故に基づき計画期間内に完了しないことが明らかになった場合には、計画期間の最終年度を4年度に変更する手続を行った上で4年度の確実な事業完了に向け必要な措置を講ずることとされている。そして、復興庁は、復興交付金事業を実施する特定被災自治体に対して、自らの責任において4年度中に確実に事業を完了するよう求めている。

復興期間（当初）における復興交付金の交付額等の状況をみると、図表2-3のとおり、2年度末現在までに特定被災自治体のうち8道県及び99市町村に交付された額は計3兆3283億余円、執行額又は取崩額（以下「執行額等」という。）は計3兆1348億余円となっている。また、このうち基金型事業を選択しているのは7県及び89市町村で、これらに係る交付額は計3兆3248億余円、取崩額は計3兆1318億余円、基金事業執行率は94.1%となっている。

図表2-3 復興期間（当初）における復興交付金の交付額等（令和2年度末現在）

（単位：百万円、%）

実施方法	道県及び市町村数	交付額 (第1回～第29回)	執行額等	執行率又は基金事業執行率	国庫返還額	執行未済額又は残余额	<参考> 平成27年度末現在の執行率又は基金事業執行率
		A	B	B/A	C	A-B-C	
単年度型	3道県及び15市町	3,499	3,072	87.8	-	426	99.7
基金型	7県及び89市町村	3,324,848	3,131,815	94.1	177,039	15,993	61.8
計	8道県及び99市町村	3,328,347	3,134,888	94.1	177,039	16,419	61.8

注(1) 道県及び市町村は、単年度型、基金型、又は単年度型及び基金型のいずれかで事業を実施している。

注(2) 道県及び市町村数は、復興交付金の交付を受けた道県及び市町村の数であり、計欄は純計である。

注(3) 取崩額には、令和3年度以降に繰り越して執行する予定の額が含まれている。

(イ) 復興期間（当初）における復興交付金事業の完了等の状況

復興期間（当初）内に復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を全て完了しているのは、8道県及び99市町村のうち5道県及び73市町村となっている。残りの3県及び26市町村は、3年度においても復興交付金事業を実施しており、こ

のうち東北3県では、3県及び22市町村が実施している。

被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備する基幹事業の延べ事業数は2,911事業となっている。このうち2年度末までに完了したものは2,656事業であり、中止又は廃止となった事業を除く事業数に対する完了した事業数の割合（以下「事業完了率」という。）は、平成27年度末現在の36.8%から上昇して94.7%に達している。

完了した基幹事業は、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4。事業番号は、「別図表4 復興交付金事業の基幹事業（5省40の基幹事業）の概要」と対応している。以下同じ。）の430事業が最も多く、次いで道路事業（事業番号D-1）の345事業となっている。

そして、実施中の基幹事業は147事業となっており、道路事業（事業番号D-1）の46事業が最も多く、次いで漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）の32事業となっている。令和2年度末現在においても実施中となっている理由について、事業主体によると、道路事業（事業番号D-1）は地権者との用地交渉に時間を要したこと、漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）は建設事業従事者の確保に時間を要したことなどとなっている。

さらに、2年度末までに事業が中止又は廃止となった基幹事業は108事業となっており、道路事業（事業番号D-1）の31事業が最も多く、次いで災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）の26事業となっている。中止又は廃止となった理由について、事業主体によると、道路事業（事業番号D-1）は防災集団移転促進事業（事業番号D-23）等の中で道路整備が行われることとなったため道路事業としての整備が不要になったこと、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）は災害公営住宅の建設用地の取得が見込めなため整備を取りやめたことなどとなっている（復興交付金事業（基幹事業）の事業別完了等の状況（令和2年度末現在）の詳細については別図表5参照）。

なお、前記の基幹事業147事業のうち103事業は3年度中に完了していたが、残りの44事業は3年度中に完了せずに4年度に延長して実施されており（支出見込額49億8千万円）、道路事業（事業番号D-1）の13事業が最も多くなっている。4年度に延長することとなった理由について、事業主体によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業の進捗の遅れなどとなっている。

(ウ) 復興期間（当初）における基金型事業の実施状況

基幹事業における基金事業執行率は、平成27年度末現在の64.8%から上昇して95.0%に達し、令和2年度末現在の残余额は133億余円となっている。

基幹事業のうち、被災者の居住の安定確保を図るために被災者に住宅又は宅地の供給等を実施する漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）、都市再生区画整理事業（事業番号D-17）及び防災集団移転促進事業（事業番号D-23）の4基幹事業の復興期間（当初）における交付額は、計1兆5896億余円となっていて、基金型事業の同交付額の約5割を占めている。また、上記の4基幹事業に係る基金の2年度末までの取崩額は1兆4404億余円、2年度末現在の残余额は71億余円、基金事業執行率は95.3%となっている（復興交付金事業（基幹事業）における基金型事業の交付額等（令和2年度末現在）の詳細については別図表6参照）。

復興交付金事業が完了したときの残余额は、当初、平成24年1月に東日本大震災復興対策本部により定められた東日本大震災復興交付金基金管理運営要領（平成24年府復第4号等）において、復興交付金事業が全て完了したときに、国庫に返還することとなっていた。そして、第13回復興推進会議決定において、計画期間の終了前でも必要のなくなった金額の返還を進めることが必要と決定されたことを受けて、復興庁は、27年10月に、復興交付金事業のうち一部の基幹事業等を除いて、所管省単位で事業が全て完了したときに当該事業に係る残余额を国庫に返還することとするなど、残余额の返還を従来よりも促進する取扱方針を示した。また、前記のとおり、復興交付金が、令和2年度をもって廃止することとされたことから、復興庁は2年10月に「東日本大震災復興交付金制度の終了に伴う基金の取崩し及び残額の国庫返還について」において、2年度中に基金の残額が確定するものについては、基金から取り崩した上で、同年度の出納整理期間の終期までに国庫へ返還し、2年度決算で生じた執行残額等の残余额が同年度中に確定しないものについては、3年度中に国庫へ返還することとする取扱いを示した。

復興交付金の国庫への返還状況をみると、図表2-3のとおり、2年度末現在において復興交付金事業全体で計1770億余円となっている。

エ 被災者支援総合交付金事業の実施状況

(ア) 支援交付金の交付等の状況

被災者支援総合交付金実施要綱（平成28年復本第437号等。以下「被災者支援実施要綱」という。）によれば、支援交付金は、東日本大震災の被災者を取り巻く環境の変化に対応し、被災者支援のための事業を効果的に実施することを支援することにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的とするとされており、復興庁、文部科学省及び厚生労働省が支援交付金を交付している。被災者支援総合交付金事業は、復興庁所管の「住宅・生活再建支援事業」等6事業、文部科学省所管の「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」等3事業及び厚生労働省が所管する「被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）」等11事業の計20事業となっている（別図表7参照）。これらの事業では被災者を支援する人材の確保や支援者同士の連絡調整等のほか、被災者に対する直接的な支援活動として、7事業で被災者の孤立防止や心のケアを図るための訪問等（以下「相談活動」という。）が、8事業で地域住民と融合しコミュニティの形成を図るための交流会、イベントの開催等（以下「交流活動」という。）が実施されている。

事業実施主体は、東北3県及び管内市町村のほか、東北3県からの避難者が居住する都道府県及び市町村や団体となっている。事業実施主体は被災者支援事業計画を作成して、復興庁に提出し、同庁が被災者支援実施要綱に基づき算定した交付可能額の範囲内で被災者支援総合交付金事業を所管する省庁にそれぞれ交付申請を行い、所管省庁から支援交付金の交付決定及び交付を受けて事業を実施している。

特定被災自治体における支援交付金の交付額等の状況をみると、図表2-4-1のとおり、交付決定額は計641億余円、交付額は計640億余円となっている。

また、東北3県及び管内市町村の交付額は計637億余円となっていて、特定被災自治体の交付額計640億余円の大部分を占めている。

図表2-4-1 特定被災自治体における支援交付金の交付額等の状況（令和2年度末現在）

（単位：百万円、％）

道県及び市町村数	交付決定額	交付額	不用額	交付額の計に占める交付額の割合
岩手県及び管内12市町村	11,655	11,654	0	18.1
宮城県及び管内13市町	18,696	18,619	76	29.0
福島県及び管内21市町村	33,516	33,489	27	52.2
その他(7道県)	289	278	10	0.4
計(10道県及び管内46市町村)	64,157	64,042	115	100.0
うち東北3県及び管内46市町村計	63,868	63,763	104	99.5

（注）道県及び市町村数は、国から直接、支援交付金の交付を受けた道県及び市町村数である。

（イ）被災者支援総合交付金事業の東北3県における実施状況

上記東北3県及び管内市町村の交付額計637億余円のうち、東北3県及び管内市町村が事業実施主体として実施した被災者支援総合交付金事業における交付額をみると、図表2-4-2のとおり、17事業で計444億余円となっている。

交付額の推移をみると、支援交付金の創設後2年目の平成29年度が99億余円と最も多くなっており、30年度以降は一貫して減少傾向となっている。また、対前年度増減率をみると、令和2年度は18.8%減少しており、他の年度に比べて減少率が大きくなっている。このことについて、復興庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一部の対面で実施する交流活動が中止となる影響もあったとしている。

交付対象事業別の交付額をみると、相談活動を実施する被災者生活支援事業が91億余円と最も多額であり、次いで被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）が88億余円となっていて、相談活動を実施する7事業で計266億余円が交付されている。

図表2-4-2 東北3県及び管内市町村における支援交付金の事業別交付額の推移（平成28年度～令和2年度）

（単位：百万円、％）

所管	区分	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	計	相談活動を実施する事業
復興庁	被災者支援総合事業							
	住宅・生活再建支援事業	603	683	808	495	418	3,009	○
	コミュニティ形成支援事業	751	713	612	452	416	2,946	
	「心の復興」事業	255	549	492	373	263	1,935	
	被災者生活支援事業	1,761	1,900	2,155	1,783	1,501	9,102	○
	被災者支援コーディネート事業	9	10	25	10	10	66	
	県外避難者支援事業	495	520	524	522	469	2,532	
	小計（6事業）	3,877	4,377	4,619	3,638	3,080	19,592	
文部科学省	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 注(2)	-	619	646	615	438	2,320	
	小計（1事業）	-	619	646	615	438	2,320	
厚生労働省	被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）	2,353	2,168	1,665	1,425	1,246	8,858	○
	仮設住宅サポート拠点運営事業	1,007	841	631	318	60	2,859	○
	被災地健康支援事業	351	178	105	62	24	722	○
	被災者の心のケア支援事業 注(2)	-	-	-	1,087	1,010	2,098	○
	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業							
	子ども健やか訪問事業	3	1	0	0	0	6	○
	仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	16	18	2	-	-	37	
	遊具の設置や子育てイベントの開催	335	339	350	279	233	1,538	
	親を亡くした子ども等への相談・援助事業	398	412	408	357	312	1,888	
	児童福祉施設等給食安心対策事業	214	243	242	236	254	1,191	
	保育料等減免事業	699	779	831	630	362	3,304	
	小計（10事業）	5,380	4,982	4,239	4,399	3,505	22,508	
	計（17事業）	9,258	9,979	9,504	8,653	7,025	44,421	26,659
	対前年度増減率		7.7	△ 4.7	△ 8.9	△ 18.8		

注(1) 東北3県及び管内市町村が事業実施主体として実施した事業について集計している。

注(2) 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業は平成29年度に、被災者の心のケア支援事業は令和元年度にそれぞれ交付対象事業に追加されている。

オ 福島再生加速化交付金事業等の実施状況

(ア) 福島再生加速化交付金事業の概要

福島再生加速化交付金事業の原資である福島交付金は、福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の見直しが進められたことに伴い、長期避難者の支援から早期帰還への対応まで幅広く対応し、復興の動きを加速させる次の各交付対象項目に応じた交付対象事業の実施に要する経費に充てるために、福島特措法等で定めるところにより、交付対象事業を所管している内閣府、復興庁、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会（以下「所管府省庁等」という。）から予算の範囲内で

交付されるものである。2年度末現在の交付対象項目としては、長期避難者生活拠点形成、福島定住等緊急支援、帰還環境整備、道路等側溝堆積物撤去・処理支援、原子力災害情報発信等拠点施設等整備及び既存ストック活用まちづくり支援がある（別図表8参照）。

福島再生加速化交付金事業を実施する福島県及び管内市町村等（以下、これらを合わせて「福島県等」という。）は、各交付対象項目に応じた交付対象事業の事業計画を作成して復興庁に提出し、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成26年復本第271号等）等（以下、交付対象項目ごとに定められた実施要綱を「各実施要綱」という。）に基づき算定された交付可能額の通知を受けている。そして、福島県等は、所管府省庁等に対して交付可能額の範囲内で交付申請を行い、所管府省庁等から福島交付金の交付決定及び交付を受けて事業を実施している。

福島県等は、福島再生加速化交付金事業の実施に当たり、各実施要綱に基づき、長期避難者生活拠点形成、福島定住等緊急支援及び帰還環境整備の3項目については、各実施要綱に規定する交付対象事業ごとに、単年度型事業、基金型事業又はその両方を選択するなどして実施することとなっており、他の3項目に係る交付対象事業は単年度型事業で実施することとなっている。

（イ）福島交付金の交付等の状況

2年度末現在における福島交付金の交付等の状況をみると、図表2-5-1のとおり、交付額計5257億余円、執行額等計4054億余円、執行率又は基金事業執行率は77.1%となっている。

交付対象項目別の交付額をみると、帰還環境整備が2846億余円、長期避難者生活拠点形成が2110億余円となっていて、この2項目で交付額全体の9割以上を占めている。また、交付対象項目別及び実施方法別の執行率をみると、帰還環境整備の単年度型の執行率が平成27年度末現在の88.6%から令和2年度末現在の80.2%に低下している。これは、入札の不調等により事業の完了が遅れていることなどによるものであるが、帰還環境整備の単年度型以外の執行率又は基金事業執行率は、長期避難者生活拠点形成は単年度型が68.0%から88.5%に、基金型が33.0%から83.5%にそれぞれ上昇するなど、全て上昇している。

図表2-5-1 復興期間（当初）における福島交付金の交付等の状況（令和2年度末現在）

（単位：実施主体、件、百万円、％）

交付対象項目	実施方法	事業実施主体数	事業実施件数	交付額 A	執行額等 B	執行率又は 基金事業執行率 B/A	国庫返還額 C	執行未済額 又は取崩未済額 A-B-C	<参考> 平成27年度末現在の執行率 又は基金事業執行率
長期避難者生活拠点形成	単年度型	13	286	33,601	29,750	88.5	3,584	266	68.0
	基金型	7	159	177,468	148,291	83.5	19,855	9,321	33.0
	計	13	445	211,069	178,042	84.3	23,439	9,587	35.1
福島定住等緊急支援	単年度型	30	245	17,065	16,424	96.2	—	640	82.8
	基金型	1	1	1,234	1,095	88.7	—	138	
	計	31	246	18,300	17,520	95.7	—	779	82.8
帰還環境整備	単年度型	46	1,254	95,725	76,860	80.2	51	18,793	88.6
	基金型	20	355	188,965	122,756	64.9	1,166	65,061	35.8
	計	46	1,609	284,690	199,617	70.1	1,217	83,854	78.9
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	単年度型	19	120	7,586	6,153	81.1	962	469	
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	単年度型	1	5	4,017	4,017	100.0	—	—	
既存ストック活用まちづくり支援	単年度型	6	6	61	50	81.1	—	11	
小計	単年度型	46	1,916	158,058	133,258	84.3	4,598	20,181	82.5
	基金型	21	515	367,667	272,144	74.0	21,021	74,520	33.1
合 計		46	2,431	525,725	405,402	77.1	25,620	94,702	44.0

注(1) 事業実施主体は重複しているため、各交付対象項目別の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

注(2) 交付額には令和3年度以降の実施予定分に係るものが含まれているものがある。

注(3) 執行未済額又は取崩未済額は、同一の交付対象項目内で流用した額があるため、交付額から執行額等を差し引いた額と一致しないものがある。

(ウ) 長期避難者生活拠点形成及び帰還環境整備の実施状況

福島交付金の交付対象項目のうち、事業規模が大きい長期避難者生活拠点形成及び帰還環境整備について、交付対象事業別に、2年度末現在の事業実施状況をみると、次のとおりとなっていた。

2年度までに実施された長期避難者生活拠点形成の交付対象事業については、図表2-5-2のとおり、災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）に係る交付額が1832億余円、執行額等が1519億余円と最も多額であり、長期避難者生活拠点形成全体の執行額等に占める割合は85.3%となっている。

図表2-5-2 長期避難者生活拠点形成の事業実施状況（令和2年度末現在）

（単位：実施主体、件、百万円、％）

事業	交付対象事業	事業実施 主体数	事業実施 件数	交付額	執行額等	執行額等 の計に占 める左の 割合
生活拠点事業 （3事業）	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅 の整備、災害公営住宅に係る用地取得造 成等）	10	182	183,296	151,963	85.3
	災害公営住宅家賃低廉化事業	8	90	18,915	18,353	10.3
	東日本大震災特別家賃低減事業	8	90	2,113	2,009	1.1
関連基盤整備等 事業 （4事業）	施設開設準備経費助成特別対策事業	1	4	112	101	0.0
	被災者生活支援事業	1	13	2,209	1,430	0.8
	道路事業	11	62	3,914	3,676	2.0
	廃棄物処理施設改良・改修事業	1	4	507	507	0.2
計（7事業）		13	445	211,069	178,042	100.0

（注）事業実施主体は重複しているため、各交付対象事業別の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

また、2年度までに実施された帰還環境整備の交付対象事業（以下、帰還環境整備の交付対象事業を「帰還環境整備事業」という。）については、図表2-5-3のとおり、農山村地域復興基盤総合整備事業に係る交付額が835億余円、執行額等が640億余円と最も多額であり、帰還環境整備全体の執行額等に占める割合は32.0％となっている。

図表2-5-3 帰還環境整備の事業実施状況（令和2年度末現在）

（単位：実施主体、件、百万円、％）

事業	交付対象事業	事業実施主体数	事業実施件数	交付額	執行額等	執行額等の計に占める左の割合
生活拠点整備 (17事業)	福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）	3	18	22,675	8,445	4.2
	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	6	25	10,948	8,376	4.1
	道路事業（面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等）	5	28	10,788	7,483	3.7
	その他14事業	13	258	18,037	12,968	6.4
生活環境向上対策 (3事業)	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	1	4	5,861	5,861	2.9
	水道施設整備事業	6	50	4,323	3,210	1.6
	生活環境向上支援事業	10	31	3,125	2,363	1.1
健康管理・健康不安対策 (4事業)	個人線量管理・線量低減活動支援事業	46	523	9,768	9,044	4.5
	放射線測定装置・機器等整備支援事業	11	38	1,263	1,011	0.5
	相談員育成・配置事業	10	40	807	800	0.4
	被災者生活支援事業	1	22	644	582	0.2
社会福祉施設整備 (4事業)	保育所等の複合化・多機能化推進事業	6	13	648	647	0.3
	施設開設準備経費助成特別対策事業	1	2	52	52	0.0
	児童福祉施設等整備事業	1	4	40	27	0.0
	放課後児童クラブ整備事業	1	2	12	12	0.0
農林水産業再開のための環境整備 (5事業)	農山村地域復興基盤総合整備事業	30	360	83,538	64,061	32.0
	被災地域農業復興総合支援事業	10	83	31,661	19,596	9.8
	農業基盤整備促進事業	10	39	8,692	5,976	2.9
	その他2事業	5	13	6,034	5,504	2.7
商工業再開のための環境整備 (3事業)	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業	11	42	60,191	38,389	19.2
	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業	8	12	5,488	5,173	2.5
	事業者等向け浄化槽導入等支援事業	1	2	81	27	0.0
計（36事業）		46	1,609	284,690	199,617	100.0

（注）事業実施主体は重複しているため、各交付対象事業別の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

（エ）環境整備等委託事業の概要

福島避難解除区域等生活環境整備事業実施要綱（平成27年4月9日付け。29年5月19日改正）等によれば、環境整備等委託事業は、避難指示・解除区域市町村等が実施する復旧事業や除染等と密接に関連することから、国の責任において当該事業の目的を迅速かつ早期に達成するために、国から避難指示・解除区域市町村等に委託して実施することとされている。

環境整備事業等委託事業の委託対象項目のうち、生活環境整備事業は、避難指示に起因して機能低下した公共施設等の機能回復を行うものであり、帰還・再生

事業は、避難指示・解除区域市町村の住民の帰還を促進するための取組や将来の帰還に向けた荒廃抑制対策等を行うものである。

(オ) 委託費の支払等の状況

復興期間（当初）における環境整備等委託事業に係る委託費の支払額は、図表2-5-4のとおり、集中復興期間のうち平成24年度から27年度までが計203億余円、復興・創生期間の28年度から令和2年度までが計396億余円、合計で599億余円となっている。委託対象項目ごとにみると、生活環境整備事業に係る委託費の支払額は計176億余円となっていて、ほぼ全てが「①清掃等の行為」となっている。一方、社会福祉施設等の再開に必要な介護職員等を養成する「②公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」については、平成30年度以降支払の実績はない。

また、帰還・再生事業に係る委託費の支払額は計423億余円となっていて、このうち「③避難区域の荒廃抑制・保全対策」が計229億余円と最も多額となっており、28年度以降は30億円前後で推移している。一方、廃棄物処理施設が再稼働するまでの間、廃棄物の仮置き場として使用する仮設代替処理施設の維持管理等を行う「⑤横断的事項」については、令和元年度以降支払の実績はない。なお、複数の委託対象事業の区分に該当するなどのため、いずれか一つに分類できないとされたものなどがあり、これらを「⑥その他」に区分していて、支払額は平成28年度に1億余円であったが令和2年度には10億余円に増加している。復興庁によると、ニーズの多様化等の地域の実情を踏まえて複数の委託対象事業にまたがる事業が増えていることによるものであるとしている。

図表2-5-4 委託対象項目別の年度ごとの支払額（平成24年度～令和2年度）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

委託 対象 項目	委託対象事業	集中復興期間	復興・創生期間						計
		平成24年度～ 27年度	28年度～令和2年度						
			うち28年 度	うち29年 度	うち30年 度	うち令和 元年度	うち2年度		
生活環境整備事業		5,254	12,350	3,522	2,566	1,819	2,338	2,103	17,605
	①清掃等の行為	5,217	12,334	3,515	2,557	1,819	2,338	2,103	17,552
	②公共・公益的 機能を回復させ るために必要な 行為	36	16	7	8	－	－	－	53
帰還・再生事業		15,094	27,277	6,292	5,438	5,652	5,220	4,673	42,372
	①生活基盤施 設・サービスの 代替・補完	539	230	81	91	22	17	17	770
	②地域コミュニ ティ機能の維 持・確保	2,192	3,990	1,309	823	788	693	375	6,183
	③避難区域の荒 廃抑制・保全対 策	6,458	16,465	3,701	3,404	3,430	2,960	2,968	22,923
	④住民の一時帰 宅支援	944	3,304	929	852	582	640	299	4,248
	⑤横断的事項	240	138	72	13	51	－	－	378
	⑥その他	4,720	3,147	198	252	776	908	1,012	7,868
合計		20,349	39,627	9,815	8,004	7,471	7,559	6,777	59,977

（注）帰還・再生事業の「⑥その他」は住民の帰還に資する事業であり、①から⑤のいずれか一つに分類することができない事業及び平成25年度に福島交付金の交付対象項目である帰還環境整備に統合された事業の25年度以前の実施分を含む。

（カ）福島再生加速化交付金事業等の市町村等別の状況

福島再生加速化交付金事業の執行額等の復興・創生期間における推移をみると、図表2-5-5のとおり、避難指示・解除区域市町村を除いた33市町村等では、平成30年度が85億余円で最も多く、令和元年度以降は減少傾向となり、2年度は56億余円となっている。避難指示・解除区域市町村では、平成28年度の146億余円から令和2年度は266億余円と増加傾向となっていて、特に、区域内のインフラ整備等が集中的に行われる特定復興再生拠点区域に認定された区域を有する6町村のうち双葉郡葛尾村を除いた5町村については、近年の執行額等が大幅に増加していて、当該5町村を中心に避難指示・解除区域市町村においては、引き続き福島再生加速化交付金事業の実施が見込まれる。

また、環境整備等委託事業に係る委託費の支払額の推移をみると、図表2-5-5のとおり、全体の支払額は平成28年度が98億余円で最も多く、29年度以降は減少傾

向となっている。一方、帰還困難区域の設定が継続している7市町村についてみると、相馬郡飯舘村に対する支払額が29年度以降増加を続けているなどしており、当該7市町村においては、引き続き帰還・再生事業の実施が見込まれる。

図表2-5-5 福島再生加速化交付金事業等に係る執行額等及び支払額の市町村等別推移（平成28年度～令和2年度）

（単位：百万円）

市町村等名	事業名	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	計	復興再生計画の 認定日
田村市	福島再生加速化交付金事業	635	571	700	1,317	1,820	5,045	
	環境整備等委託事業	14	3	3	3	3	29	
	計	650	575	704	1,321	1,823	5,074	
南相馬市※	福島再生加速化交付金事業	5,954	3,529	3,667	3,946	2,972	20,069	
	環境整備等委託事業	936	758	509	340	204	2,748	
	計	6,891	4,287	4,177	4,286	3,176	22,818	
川俣町	福島再生加速化交付金事業	629	967	810	488	233	3,130	
	環境整備等委託事業	193	236	749	706	112	1,997	
	計	823	1,204	1,560	1,195	345	5,128	
広野町	福島再生加速化交付金事業	125	243	83	32	109	594	
	環境整備等委託事業	184	117	63	52	69	486	
	計	309	360	146	84	178	1,081	
楡葉町	福島再生加速化交付金事業	2,190	987	907	1,413	887	6,386	
	環境整備等委託事業	980	317	557	172	173	2,201	
	計	3,170	1,305	1,464	1,586	1,060	8,588	
富岡町 ※	福島再生加速化交付金事業	284	2,950	1,245	2,604	4,126	11,211	平成30年3月9日
	環境整備等委託事業	1,619	1,095	767	872	595	4,950	
	計	1,903	4,046	2,013	3,476	4,721	16,162	
川内村	福島再生加速化交付金事業	—	—	213	934	1,053	2,202	
	環境整備等委託事業	300	106	47	20	23	498	
	計	300	106	261	955	1,076	2,701	
大熊町 ※	福島再生加速化交付金事業	—	—	242	2,048	3,596	5,887	29年11月10日
	環境整備等委託事業	706	767	729	798	555	3,557	
	計	706	767	971	2,847	4,152	9,445	
双葉町 ※	福島再生加速化交付金事業	—	110	1,734	3,080	3,148	8,074	29年9月15日
	環境整備等委託事業	622	544	713	587	563	3,031	
	計	622	655	2,447	3,667	3,712	11,105	
浪江町 ※	福島再生加速化交付金事業	1,922	3,765	5,476	4,844	6,130	22,140	29年12月22日
	環境整備等委託事業	1,702	1,983	1,468	1,518	1,205	7,879	
	計	3,625	5,749	6,945	6,362	7,336	30,019	
葛尾村 ※	福島再生加速化交付金事業	1,879	88	1,840	332	309	4,450	30年5月11日
	環境整備等委託事業	1,277	988	639	364	385	3,653	
	計	3,156	1,076	2,479	696	694	8,104	
飯舘村 ※	福島再生加速化交付金事業	1,013	1,032	1,508	1,746	2,281	7,583	30年4月20日
	環境整備等委託事業	1,122	940	1,027	1,903	2,603	7,596	
	計	2,135	1,972	2,535	3,650	4,884	15,179	
避難指示・ 解除区域市 町村計	福島再生加速化交付金事業	14,634	14,247	18,432	22,791	26,670	96,776	
	環境整備等委託事業	9,661	7,859	7,275	7,339	6,495	38,631	
	計	24,296	22,107	25,708	30,130	33,165	135,408	
33市町村等 計	福島再生加速化交付金事業	7,388	5,509	8,598	8,251	5,606	35,353	
	環境整備等委託事業	153	145	195	219	281	996	
	計	7,541	5,654	8,794	8,471	5,888	36,350	
福島県	福島再生加速化交付金事業	63,506	39,108	23,502	19,665	22,144	167,926	
	環境整備等委託事業	—	—	—	—	—	—	
	計	63,506	39,108	23,502	19,665	22,144	167,926	
合計	福島再生加速化交付金事業	85,529	58,865	50,533	50,707	54,421	300,057	
	環境整備等委託事業	9,815	8,004	7,471	7,559	6,777	39,627	
	合計	95,344	66,870	58,005	58,266	61,198	339,685	

（注）令和2年度末現在で区域内に帰還困難区域を有している市町村には※を付している。

カ 震災復興特別交付税に係る経費の執行状況

国は、前記のとおり、復旧・復興に係る財政面の取組として、道府県及び市町村が国庫補助金等を受けて実施する復旧・復興事業等における負担額等に対処するため、復興特会（23年度については一般会計）において震災復興特別交付税の財源となる経費を計上している（図表1-2の「地方交付税交付金」。ただし、23年度の「地方交付税交付金」には震災復興特別交付税でない地方交付税を含む。）。当該経費は、復興特会等から交付税特会に繰り入れられ（復興期間（当初）における震災復興特別交付税に係る復興特会等の予算現額は累計5兆5905億余円、支出済額は累計5兆4017億余円。別図表9参照）、繰り入れられた後に地方公共団体の事業実施状況等に応じて実際の交付額が決定されて、各地方公共団体に交付されている。これにより、集中復興期間においては、国の補助金等を受けて実施する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担する額として総務大臣が調査した額等の全額について震災復興特別交付税が交付されていた。そして、復興・創生期間においては、第13回復興推進会議決定を踏まえて、復興の基幹的事業や原子力災害に由来する事業等については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体は実質的に負担しないこととなった一方、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応という性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うものとされた。

交付税特会における震災復興特別交付税に係る歳出についてみると、図表2-6のとおり、復興期間（当初）における歳出予算現額の累計（各年度の歳出予算現額から前年度の繰越額を控除した額の累計）は5兆8943億余円、支出済額は累計5兆4086億余円となっている。

年度ごとの執行状況についてみると、歳出予算現額は24年度以降減少が続いており、また、支出済額も特定被災自治体等における復旧・復興事業の進捗に伴い23年度の8134億余円から減少し、28年度以降は4000億円台で推移している。不用額は、復旧・復興事業の進捗の遅れなどにより24年度から26年度まで及び28年度にそれぞれ855億余円、1633億余円、1482億余円、881億余円生じている。

なお、交付税特会における震災復興特別交付税に係る歳入についてみると、復興期間（当初）における復興特会等からの受入額及び精算に係る返還額^(注19)の累計は5兆4090億余円となっている。

(注19) 会計検査院が、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示した（「震災復興特別交付税の交付額の精算等について」（平成27年10月29日付け総務大臣宛て））ことを受けて、総務省が処置を講じたことにより、平成29年度以降、精算に係る返還額が生じている。

図表2-6 交付税特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況（平成23年度～令和2年度）

(単位：億円、%)

年度		歳入			歳出						復興特会等からの受入額及び精算に係る返還額の累計に対する支出済額の累計の割合 b / a
		復興特会等からの受入額(平成23年度は一般会計から受入)	精算に係る返還額	復興特会等からの受入額及び精算に係る返還額の累計 a	歳出予算現額		支出済額		繰越額 C	差引額(不用額) A-B-C	
					歳出予算現額の累計 A	歳出予算現額の累計	B	支出済額の累計 b			
集中復興期間	平成23	1兆6635	—	1兆6635	1兆6635	1兆6635	8134	8134	8500	—	48.8
	24	6704	—	2兆3339	1兆5204	2兆3339	7645	1兆5779	6704	855	67.6
	25	5771	—	2兆9111	1兆3331	2兆9966	5070	2兆0850	6627	1633	71.6
	26	4116	—	3兆3227	1兆2377	3兆5716	5144	2兆5995	5749	1482	78.2
	27	4415	—	3兆7642	1兆1647	4兆1614	5889	3兆1884	5758	—	84.7
復興・創生期間	28	3429	—	4兆1072	9188	4兆5044	4877	3兆6761	3429	881	89.5
	29	2543	38	4兆3655	6893	4兆8508	4382	4兆1143	2511	—	94.2
	30	3252	5	4兆6912	5768	5兆1765	4301	4兆5445	1467	—	96.8
	令和元	3750	4	5兆0666	5221	5兆5519	4633	5兆0078	588	—	98.8
	2	3398	25	5兆4090	4011	5兆8943	4007	5兆4086	4	—	99.9

(注) 支出済額は、交付税特会における(項)地方交付税交付金の支出済歳出額の内数（「東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に係る必要な経費」の額）である。

キ 東北3県及び管内市町村等における国庫支出金等の受入れの状況

アからカまでのとおり、特定被災自治体等に対して復興期間（当初）に多額の国庫補助金等の国費が投じられており、そのほとんどは東北3県及び管内市町村等に対するものとなっていて、これらの国費は各地方公共団体の決算において歳入に計上されている。そこで、総務省が地方財政の状況を把握するために作成している業務統計「地方財政状況調査」を基に、復旧・復興事業分の歳入のうち国費に係る主なものである「国庫支出金」及び「震災復興特別交付税」（以下「国庫支出金等」という。）の受入額の状況をみると次のとおりとなっていた。

東北3県及び管内市町村等における国庫支出金等の受入額の推移については、図表2-7-1のとおり、岩手県及び宮城県は25年度以降は減少しており、福島県については

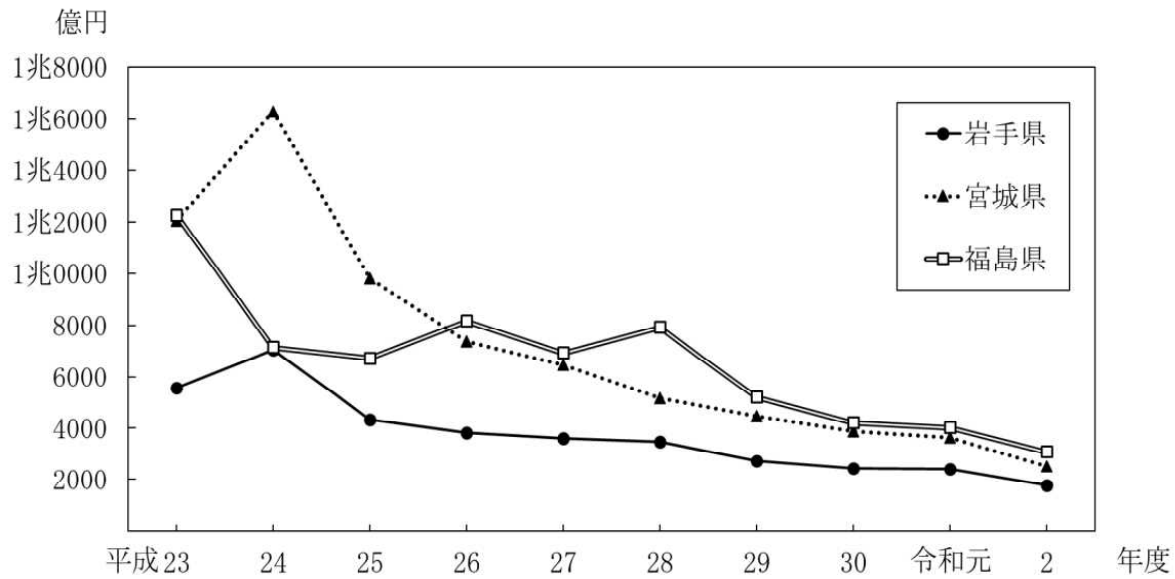
28年度までは増減を繰り返しているが、29年度以降は減少している。そして、26年度以降は福島県が東北3県の中で最も多額となっている。

また、復興期間（当初）における東北3県及び管内市町村等の歳入総額は、図表2-7-2のとおり、岩手県が計21兆6132億余円（うち国庫支出金等計3兆7187億余円、歳入総額に占める割合17.2%）、宮城県が計33兆2927億余円（同計7兆1660億余円、同21.5%）、福島県が計31兆6962億余円（同計6兆5659億余円、同20.7%）となっている。

同様に、歳入総額に占める国庫支出金等の割合の推移をみると、図表2-7-3のとおり、東北3県のいずれも国庫支出金等の受入額の推移（図表2-7-1参照）と同様の傾向となっており、23、24両年度は25%から35%程度と高くなっていたが、令和2年度にはおおむね10%以下に減少している。

さらに、避難指示・解除区域市町村である12市町村についてみると、平成26年度に中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金が双葉郡大熊町に461億円、同郡双葉町に389億円交付されたことなどから、図表2-7-2のとおり、避難指示・解除区域市町村の26年度の歳入総額は3609億余円（同1396億余円、同38.6%）と他の年度と比べて多額となっており、歳入総額に占める国庫支出金等の割合も他の年度と比べて高くなっている。そして、避難指示・解除区域市町村全体の歳入総額は計2兆7042億余円（同計7153億余円、同26.4%）となっていて、歳入総額に占める国庫支出金等の割合が福島県全体と比べてやや高くなっている。

図表2-7-1 東北3県及び管内市町村等における国庫支出金等の受入れの状況（平成23年度～令和2年度）



注(1) 総務省が公表している「地方財政状況調査」を基に会計検査院が作成した。
注(2) 復旧・復興事業分の歳入のうち「国庫支出金」及び「震災復興特別交付税」を集計している。

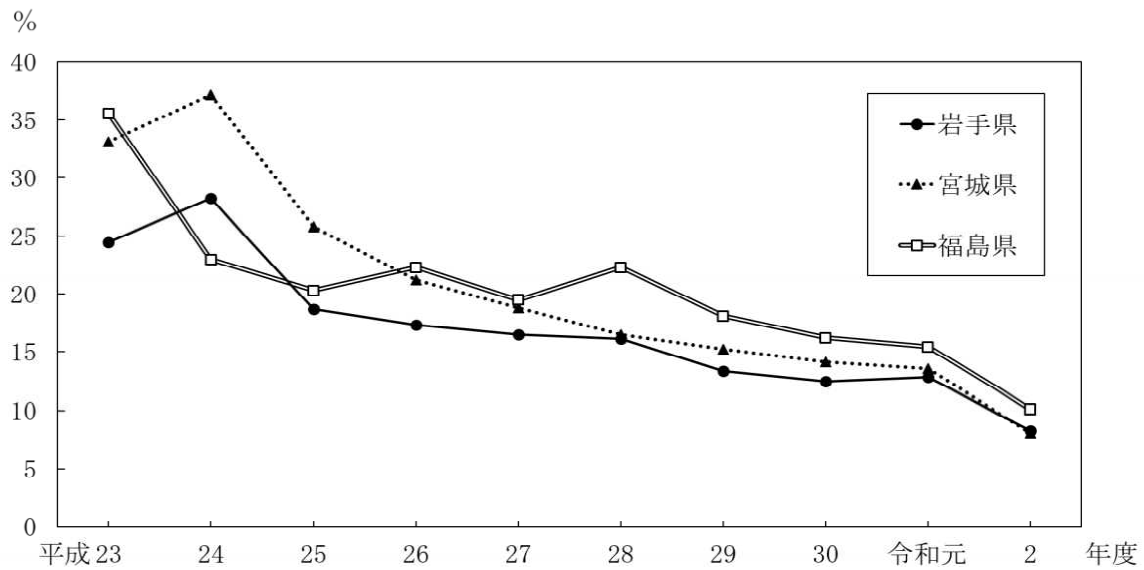
図表2-7-2 東北3県及び管内市町村等の歳入総額（平成23年度～令和2年度）

（単位：億円、％）

年度	岩手県			宮城県			福島県			避難指示・解除区域市町村		
	歳入総額			歳入総額			歳入総額			歳入総額		
	A	国庫支出金等	左の割合	C	国庫支出金等	左の割合	E	国庫支出金等	左の割合	G	国庫支出金等	左の割合
		B	B/A		D	D/C		F	F/E		H	H/G
(参考) 平成22	1兆4328			1兆8609			1兆7761			1097		
23	2兆2717	5567	24. 5	3兆6309	1兆2047	33. 1	3兆4420	1兆2267	35. 6	1747	438	25. 1
24	2兆5026	7062	28. 2	4兆3741	1兆6280	37. 2	3兆1057	7146	23. 0	1931	456	23. 6
25	2兆3110	4341	18. 7	3兆8027	9813	25. 8	3兆3150	6729	20. 3	2123	398	18. 7
26	2兆1944	3808	17. 3	3兆4748	7388	21. 2	3兆6572	8156	22. 3	3609	1396	38. 6
27	2兆1868	3610	16. 5	3兆4440	6476	18. 8	3兆5441	6928	19. 5	3047	550	18. 0
28	2兆1564	3474	16. 1	3兆1292	5168	16. 5	3兆5450	7923	22. 3	3026	836	27. 6
29	2兆0417	2725	13. 3	2兆9212	4462	15. 2	2兆8587	5196	18. 1	3001	967	32. 2
30	1兆9468	2420	12. 4	2兆7373	3872	14. 1	2兆5837	4205	16. 2	2849	843	29. 5
令和元	1兆8846	2416	12. 8	2兆6817	3642	13. 5	2兆6047	4021	15. 4	2750	724	26. 3
2	2兆1167	1759	8. 3	3兆0963	2508	8. 1	3兆0395	3083	10. 1	2954	540	18. 2
計 注(4)	21兆6132	3兆7187	17. 2	33兆2927	7兆1660	21. 5	31兆6962	6兆5659	20. 7	2兆7042	7153	26. 4

注(1) 総務省が公表している「地方財政状況調査」を基に会計検査院が作成した。
注(2) 「歳入総額」は、県及び管内市町村等の「歳入合計」を集計している。
注(3) 「国庫支出金等」は、復旧・復興事業分の歳入のうち「国庫支出金」及び「震災復興特別交付税」を集計している。
注(4) 「計」は、復興期間（当初）の平成23年度から令和2年度までを集計している。

図表2-7-3 歳入総額に占める国庫支出金等の割合の推移（平成23年度～令和2年度）



（注）総務省が公表している「地方財政状況調査」を基に会計検査院が作成した。

また、上記の国庫支出金等のほかに、東北3県管内市町村等について、「地方財政状況調査」を基に、復旧・復興事業分の歳入のうち「都道府県支出金（国庫財源を伴うもの）」の受入額の状況をみると、図表2-7-4のとおり、福島県管内市町村等は計1兆7465億余円であり、岩手県管内市町村等の計1943億余円及び宮城県管内市町村等の計2929億余円と比べて5倍以上と多額となっている。これは、福島県管内市町村等では、福島県を経由した間接補助事業が多く実施されたことなどによるものである。

図表2-7-4 東北3県管内市町村等における都道府県支出金（国庫財源を伴うもの）の受入れの状況（平成23年度～令和2年度）

（単位：億円）

年度 管内市町村等	集中復興期間					復興・創生期間					計
	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	
岩手県管内市町村等	431	496	372	220	124	96	71	48	47	33	1943
宮城県管内市町村等	896	689	433	300	183	147	93	78	50	57	2929
福島県管内市町村等	388	1614	2308	3260	3395	2898	1333	871	688	706	1兆7465
避難指示・解除 区域市町村	98	389	463	774	1015	640	326	232	221	199	4360

注(1) 総務省が公表している「地方財政状況調査」を基に会計検査院が作成した。

注(2) 復旧・復興事業分の歳入のうち「都道府県支出金（国庫財源を伴うもの）」を集計している。

(3) 復旧・復興事業の実績及び成果の状況

復興基本方針や28年基本方針において重点的に取り組むなどとされた津波防災、住まい、市街地等の整備、産業再生、28年4月に創設された支援交付金による被災者支援

及び避難者の帰還等に関する各施策について、国から特定被災自治体に対する財政支援等のうち9割以上を占める東北3県及び管内市町村が実施した事業を主な対象として、施設等の整備、被災者支援に係る活動等の実績、これらにより得られた成果の状況について検査した（「3(2)国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況」の実施状況との関係は、前掲図表2-0-1参照）。

ア 津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業の実績及び成果

(ア) 東日本大震災の発生後の津波防災に関する施策

復興基本方針や28年基本方針において重点的に取り組むなどとされた各施策のうち、津波防災に関する施策については、復興基本方針において、「人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する」とされた（東日本大震災の発生後の国の津波対策に関する主な取組について別図表10参照）。

23年に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）において、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することによって、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために、都道府県知事による津波浸水想定^(注20)の設定や津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定等の措置に関する事項が定められた。^(注21)

(注20) 津波浸水想定 津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（平成24年国土交通省告示第51号。以下「津波防災基本指針」という。）によれば、最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するものとされている。津波浸水想定は津波防災地域づくり法等に示された各施策の前提となるものである。

(注21) 津波災害警戒区域の指定 都道府県知事は、津波防災基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえて、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができるとされている。津波災害警戒区域を指定することにより、市町村の長にハザードマップの配布等が義務付けられたり、一定の用途制限等が発生したりすることになる。

海岸法（昭和31年法律第101号）等に基づく海岸は、海岸の存する地域及びその

背後地の利用状況等に応じて、図表3-1-1のとおり、農地海岸、漁港海岸、港湾海岸及び建設海岸の四つに区分することができる。

そして、海岸を防護するための施設（以下「海岸保全施設」という。）については、「設計津波の水位の設定方法等について」（平成23年7月農林水産省農村振興局、水産庁漁港漁場整備部、国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局通知）において、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の高さを基に設定された水位を前提として設計され、おおむねその設計に基づき整備されている。一方、地域によっては、地域住民等との調整により高さが当初設計に基づくものよりも低くなったものもあり、このような場合には、復興基本方針で掲げられているような「多重防御」の発想による対策がより重要となると考えられる。

図表3-1-1 海岸の区分

区 分	本図表以降での表記	主務大臣
土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域等に係る海岸保全区域	農地海岸	農林水産大臣
漁港区域に係る海岸保全区域	漁港海岸	
港湾区域、港湾隣接地域等に係る海岸保全区域	港湾海岸	国土交通大臣
上記3区分以外の海岸保全区域	建設海岸	

（注）海岸保全区域とは、海岸法に基づいて、都道府県知事が、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置等を行う必要があると認めるときに指定することができることとされる防護すべき海岸に係る一定の区域を指す。

また、ハードの施策である海岸保全施設の整備等と組み合わせて講じられるソフトの施策としては、津波防災地域づくり法に基づく、都道府県知事による最大（注22）クラスの津波を前提とした津波浸水想定の設定、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定等の措置がある。

（注22） 最大クラスの津波 東北地方太平洋沖地震による津波のように発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

「津波対策の推進に関する法律」（平成23年法律第77号）によれば、都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならないとされている。津波からの避難対策について、国は、「津波避難対策推進マニュアル検討報告書」（平

成14年消防庁)の中で、「市町村における津波避難計画策定指針」を示し、市町村が住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難対策について定めた計画(以下「津波避難計画」という。)に定める事項として、津波浸水想定区域図、避難対象地域、避難困難地域等を挙げている。そして、国は、25年に同検討報告書を見直しており、同策定指針において、津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うことが必要であるなどとした。

(イ) 津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業の状況

津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業の状況について、東北3県の沿岸(注23)37市町村に所在する海岸保全区域に係る海岸における津波等の災害を防止するために設置された堤体、水門等(以下、これらを合わせて「防潮堤」という。)の(注24)整備状況のほか、沿岸31市町村における避難路及び避難施設の整備状況、津波避難計画の策定、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況等をみると次のとおりである。

- (注23) 沿岸37市町村 岩手県の宮古、大船渡、久慈、陸前高田、釜石各市、上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田、岩泉、九戸郡洋野各町、下閉伊郡田野畑、普代、九戸郡野田各村、宮城県の仙台、石巻、塩竈、気仙沼、名取、多賀城、岩沼、東松島各市、亘理郡亘理、山元、宮城郡松島、七ヶ浜、利府、牡鹿郡女川、本吉郡南三陸各町、福島県のいわき、相馬、南相馬各市、双葉郡広野、楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江、相馬郡新地各町
- (注24) 沿岸31市町村 沿岸37市町村のうち、福島県の南相馬市、双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町の計6市町を除いた31市町村で、29年報告に係る会計実地検査実施箇所である。

a 防潮堤の整備状況

沿岸37市町村に所在する海岸保全区域に係る海岸における防潮堤の整備に係る復旧・復興事業は、図表3-1-2のとおり、令和2年度末現在で、沿岸37市町村に所在する583海岸において実施されていて、このうち復興期間(当初)において防潮堤が完成した海岸数は444海岸、完成率は76.1%となっており、平成27年度末現在の完成率16.1%と比して、60.0ポイント上昇した。なお、復興期間(当初)に完成しなかった139海岸のうち、令和3年度末現在で、93海岸が完成している(3年度末現在、完成した海岸数は計537海岸、完成率92.1%)。県別にみると、岩手県が111海岸、宮城県が373海岸、福島県が99海岸となっていて、各県の防潮堤が完成した海岸数及び完成率は、2年度末現在で岩手県が81海岸

(72.9%)、宮城県が272海岸(72.9%)、福島県が91海岸(91.9%)となっている。また、海岸の区分ごとの完成率は、農地海岸が100.0%、建設海岸が77.4%、港湾海岸が75.3%、漁港海岸が62.7%となっている。漁港海岸、港湾海岸及び建設海岸においては、主に事業期間の延長によって防潮堤の完成率が農地海岸に比べて低くなっているが、その理由は、地域住民や関係機関との調整、他事業との調整等となっている。

また、防潮堤の整備に係る計画事業費1兆4969億余円のうち支出済事業費は、2年度末現在で1兆3621億余円、事業費進捗率は90.9%、完成分事業費は7208億余円(うち国庫補助金等6434億余円)となっている。支出済事業費を県別に見ると、防潮堤を整備する海岸数が多い宮城県が7598億余円と最も多額であり、次いで岩手県が4197億余円、福島県が1825億余円となっている。

図表3-1-2 防潮堤の整備状況(令和2年度末現在)

県名 (市町村数)	海岸の 区分	防潮堤 を整備 する海 岸数 A	(参考) 防潮堤が 完成した 海岸数(平 成27年度 末現在)	防潮堤が 完成した 海岸数 (完成率) B (B/A)	防潮堤が 完成して いない海 岸数	(参考) 令和3年 度に完成 した海岸 数	事業費 (単位：海岸、%、百万円)				
							計画事業費 C	支出済事業 費 (事業費 進捗率) D (D/C)	完成分事業費		
									国庫補助 金等	その他	計
岩手県 (12市町村)	農地海岸	11	1	11	-	-	22,082	22,082	21,091	990	22,082
	漁港海岸	56	1	35	21	10	220,732	198,529	62,655	1,742	64,397
	港湾海岸	12	-	9	3	-	78,491	69,542	33,514	20,635	54,150
	建設海岸	32	9	26	6	4	141,282	129,611	70,558	2,773	73,331
	計	111	11	81 (72.9)	30	14	462,588	419,765 (90.7)	187,820	26,141	213,962
宮城県 (15市町)	農地海岸	97	40	97	-	-	23,881	23,878	23,162	716	23,878
	漁港海岸	140	5	78	62	40	252,833	199,631	65,379	13,501	78,880
	港湾海岸	36	3	23	13	12	100,571	93,727	29,639	599	30,238
	建設海岸	100	13	74	26	22	470,205	442,609	205,219	8,533	213,753
	計	373	61	272 (72.9)	101	74	847,491	759,847 (89.6)	323,400	23,350	346,751
福島県 (10市町)	農地海岸	10	2	10	-	-	23,358	23,358	19,784	3,573	23,358
	漁港海岸	27	8	27	-	-	33,968	33,968	26,895	7,072	33,968
	港湾海岸	17	9	17	-	-	10,267	10,267	7,184	3,082	10,267
	建設海岸	45	3	37	8	5	119,296	114,961	78,381	14,158	92,539
	計	99	22	91 (91.9)	8	5	186,890	182,555 (97.6)	132,245	27,887	160,133
東北3県 (37市町村)	農地海岸	118	43	118 (100.0)	-	-	69,321	69,319 (99.9)	64,038	5,281	69,319
	漁港海岸	223	14	140 (62.7)	83	50	507,534	432,129 (85.1)	154,930	22,316	177,246
	港湾海岸	65	12	49 (75.3)	16	12	189,330	173,537 (91.6)	70,338	24,317	94,656
	建設海岸	177	25	137 (77.4)	40	31	730,783	687,183 (94.0)	354,159	25,465	379,625
	計	583	94 完成率: (16.1)	444 (76.1)	139	93	1,496,970	1,362,168 (90.9)	643,467	77,380	720,847

注(1) 県、市町村が実施している事業分に限定しており、国の機関による事業(直轄事業)は計上していない。

注(2) 地域住民等との調整の結果、事業を取りやめた海岸は集計の対象外としている。

注(3) 令和3年度末現在完成している海岸数は、2年度末現在完成している444海岸に3年度に完成した93海岸を加えた計537海岸となっている(完成率92.1%)。

沿岸37市町村はいずれも津波により甚大な被害を受けており、被災地域の地形、環境等は被災前の状況から著しく変化しているため、事業の進捗とともに計画や設計の変更を行う必要があったことなどから完成時期が見直されている。

防潮堤が所在する市町村別の完成率及び事業の完成（予定）年度の延長状況をみると、図表3-1-3のとおり、完成率は、2年度末現在で、沿岸37市町村のうち21市町村では80%以上、このうち13市町村では100%となっている一方、3町では50%未満となっている。そして、3町のうち福島県大熊、双葉両町では、完成していない防潮堤の整備予定地が全て帰還困難区域となっているため、2年度末現在の完成率が低くなっている。

583海岸のうち、事業の完成（予定）年度が延長されたものは362海岸と約6割を占めている。このうち170海岸は3か年度以上延長されており、最長のものは5か年度以上延長（一部は4年度以降完成予定）されている。

また、沿岸37市町村の計画事業費についてみると、岩手県大船渡市、宮城県気仙沼市、本吉郡南三陸町及び石巻市では2年度末現在の計画事業費が1000億円を超えているなど、家屋の全壊地域が多かった岩手県南部から宮城県北部において、特に多額になっている。

図表3-1-3 防潮堤の所在市町村別の完成等の状況（令和2年度末現在）

（単位：海岸、%、百万円）

県名 (市町村数)	市町村名	計画施設数					完成（予定）年度の見直し 状況 注(3)			2年度末現在の計画事業 費
		A	完成施 設数 B	完成率 B/A	(参考) 令和3年 度完成	(参考) 4年度以 降完成 予定	完成(予 定)年度 が延長 された 海岸数	うち3か 年度以 上延長 された もの	完成(予 定)年度 が短縮 された 海岸数	
岩手県 (12市町村)	洋野町	6	6	100.0	-	-	1	-	-	1,923
	久慈市	4	4	100.0	-	-	3	1	1	6,714
	野田村	6	4	66.6	2	-	5	2	-	20,814
	普代村	2	2	100.0	-	-	-	-	-	321
	田野畑村	3	2	66.6	-	1	2	2	-	9,537
	岩泉町	3	3	100.0	-	-	-	-	-	888
	宮古市	16	14	87.5	-	2	11	2	-	76,041
	山田町	8	4	50.0	1	3	8	5	-	64,238
	大槌町	3	1	33.3	2	-	3	3	-	16,994
	釜石市	20	18	90.0	2	-	16	8	2	65,316
	大船渡市	25	14	56.0	4	7	19	14	-	113,748
	陸前高田市	15	9	60.0	3	3	13	10	-	86,050
計	111	81	72.9	14	16	81	47	3	462,588	
宮城県 (15市町)	気仙沼市	88	47	53.4	24	17	68	33	-	259,219
	南三陸町	61	40	65.5	15	6	45	23	-	126,446
	石巻市	69	43	62.3	25	1	50	29	3	175,990
	女川町	12	11	91.6	1	-	7	1	-	7,820
	東松島市	35	33	94.2	2	-	19	6	-	85,035
	松島町	19	19	100.0	-	-	6	-	-	10,671
	利府町	2	2	100.0	-	-	2	-	-	4,991
	塩竈市	59	56	94.9	3	-	32	13	1	39,846
	七ヶ浜町	9	9	100.0	-	-	7	3	-	11,688
	多賀城市	2	1	50.0	-	1	2	1	-	16,000
	仙台市	5	3	60.0	1	1	4	3	-	36,086
	名取市	5	4	80.0	-	1	5	3	-	31,292
	岩沼市	2	1	50.0	1	-	2	2	-	24,389
	亘理町	2	1	50.0	1	-	1	1	1	2,692
	山元町	3	2	66.6	1	-	2	1	1	15,321
	計	373	272	72.9	74	27	252	119	6	847,491
福島県 (10市町)	新地町	6	6	100.0	-	-	2	-	-	10,035
	相馬市	12	12	100.0	-	-	3	1	1	32,035
	南相馬市	19	17	89.4	2	-	6	1	3	57,723
	浪江町	5	5	100.0	-	-	5	-	-	12,715
	双葉町	3	1	33.3	1	1	2	1	-	5,720
	大熊町	3	-	-	1	2	-	-	-	3,646
	富岡町	5	4	80.0	1	-	1	1	1	8,753
	楢葉町	5	5	100.0	-	-	2	-	-	9,212
	広野町	4	4	100.0	-	-	2	-	-	4,967
	いわき市	37	37	100.0	-	-	6	-	1	42,079
	計	99	91	91.9	5	3	29	4	6	186,890
東北3県（37市町村）		583	444	76.1	93	46	362	170	15	1,496,970

注(1) 県、市町村が実施している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(2) 地域住民等との調整の結果、事業を取りやめた海岸は集計の対象外としている。

注(3) 「完成（予定）年度の見直し状況」は、平成27年度末現在の完成（予定）年度と令和2年度末現在の完成（予定）年度を比較したものである。

防潮堤は、海岸及びその近傍の土地の利用状況のみならず、海岸環境の保全
等も考慮して整備されている。そして、東北3県による防潮堤に関する復旧・復

興事業には、防潮堤を新規で整備するものもあれば、津波によって被害を受けた防潮堤の復旧やかさ上げを行うものもある。また、その整備に至る過程等も一様ではなく、一部の海岸のみ整備を行わなかったり規模を縮小した形で整備を行ったりすると、津波等発生時に当該箇所に水勢が集中する可能性があることなどから、防潮堤の背後地に当たる区域に保全対象となる施設等が存在していなくても復旧・復興事業として防潮堤を整備している場合もある。例えば、会計実地検査を行った福島県において沿岸3市町の28海岸を抽出して、防潮堤の背後地の状況をみたところ、南相馬市所在の小浜零海岸においては、災害復旧事業として整備された防潮堤70.6mの背後地に、現在保全対象は存在していない。そして、福島県は、このような現在では活用されていない防潮堤の背後地について、将来に向けて有効に活用していくことが課題であるとしている。

b 避難路及び避難施設の整備状況

沿岸31市町村における、避難目標地点まで最も短時間かつ安全に到達できるものとして市町村が設定する避難路及び切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難所等の避難施設の指定の状況をみたところ、平成27年度と令和2年度を比較すると、図表3-1-4のとおり、避難路は195路線から237路線へと、避難施設は2,314施設から2,769施設へとそれぞれ増加していた。また、2年度までに避難路及び避難施設の整備のために支出された事業費は、避難路418億余円（うち国庫補助金等計315億余円）、避難施設852億余円（うち国庫補助金等計670億余円）となっていた（市町村別の詳細については別図表11参照）。

図表3-1-4 避難路及び避難施設の指定数及び事業費（平成27年度末及び令和2年度末現在）

県名 (市町村数)	避難路				避難施設			
	指定数(路線) 注(1)		事業費(千円)	うち国庫補助 金等額(千円) 注(3)	指定数(施設) 注(2)		事業費(千円)	うち国庫補助 金等額(千円) 注(3)
	平成27年度 末	令和2年度 末			平成27年度 末	令和2年度 末		
岩手県 (12市町村)	37 (6市町村)	66 (7市町村)	3,037,846	2,306,395	893 (12市町村)	1,065 (12市町村)	34,340,798	26,390,453
宮城県 (15市町)	104 (8市町)	108 (10市町)	27,571,901	20,574,046	981 (15市町)	1,241 (15市町)	43,305,468	38,129,209
福島県 (4市町)	54 (3市町)	63 (4市町)	11,267,985	8,700,044	440 (4市町)	463 (4市町)	7,595,425	2,503,892
計 (31市町村)	195 (17市町村)	237 (21市町村)	41,877,733	31,580,485	2,314 (31市町村)	2,769 (31市町村)	85,241,692	67,023,555

注(1) 既存の施設に係る指定数も含んでいる。

注(2) 避難施設の指定数は延べ計で、既存の施設に係る指定数も含んでいる。

注(3) 事業費のうち、国庫補助金等からの充当額を記載している。

c 津波災害警戒区域の指定、津波避難計画の策定、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況

津波防災地域づくり法によると、津波災害警戒区域は、津波浸水想定を踏まえるなどして指定することができるとされている。東北3県における津波災害警戒区域の指定の状況についてみると、2年度末現在、岩手県及び宮城県では前提となる津波浸水想定が設定されておらず、津波災害警戒区域は指定されていない。また、平成31年3月に津波浸水想定が設定されていた福島県においても津波災害警戒区域は指定されていない。なお、津波浸水想定は、岩手県で令和4年3月、宮城県で同年5月に設定されているが、同年9月末現在、東北3県で津波災害警戒区域は指定されていない。

次に、沿岸31市町村における2年度末現在の津波避難計画の策定状況についてみると、図表3-1-5のとおり、津波避難計画は全ての市町村で策定されていた。また、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況についてみると、避難対象地域は、該当する地域がない2市を除いた29市町村のうち7市町で指定されておらず、避難困難地域は、該当する地域がない10市町村を除いた21市町村のうち10市町で設定されていない。上記の指定又は設定がされていなかった理由としては、当該時点において、その前提となる津波浸水想定の設定等が行われていなかったことが挙げられている。

図表3-1-5 津波避難計画の策定、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況（令和2年度末現在）

市町村名	津波避難計画の策定 注(1)	避難対象地域の指定 注(2)	指定していない理由		避難困難地域の設定 注(2)	設定していない理由	
			津波浸水想定未設定等のため	該当地域がないため		津波浸水想定未設定等のため	該当地域がないため
洋野町	○	○			○		
久慈市	○	—	○		—	○	
野田村	○	○			○		
普代村	○	○			—		○
田野畑村	○	○			—		○
岩泉町	○	○			—		○
宮古市	○	○			○		
山田町	○	—	○		—	○	
大槌町	○	○			—	○	
釜石市	○	○			—	○	
大船渡市	○	○			○		
陸前高田市	○	—	○		—	○	
岩手県計	12市町村	9市町村			4市町村		
気仙沼市	○	○			○		
南三陸町	○	—	○		—	○	
石巻市	○	○			○		
女川町	○	○			○		
東松島市	○	○			○		
松島町	○	○			○		
利府町	○	○			—		○
塩竈市	○	—		○	—		○
七ヶ浜町	○	○			—		○
多賀城市	○	—	○		—	○	
仙台市	○	○			—	○	
名取市	○	○			—	○	
岩沼市	○	○			○		
亘理町	○	○			—		○
山元町	○	○			—		○
宮城県計	15市町	12市町			6市町		
新地町	○	—	○		—	○	
相馬市	○	—		○	—		○
広野町	○	—	○		—		○
いわき市	○	○			○		
福島県計	4市町	1市			1市		
合計	31市町村	22市町村			11市町村		

注(1) 地域防災計画上に規定等している場合を含む。

注(2) 津波浸水想定未設定の場合であっても、東日本大震災における浸水区域等を基に暫定的に災害危険区域等を定めている場合には指定等済みとしている。

前記のとおり、東北3県においては防潮堤、避難路及び避難施設の整備が進められている。また、2年4月に内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル（注25）検討会」の検討結果において、東北3県における最大クラスの津波の高さが従来

想定してきたものより高くなるとあるとされ、この検討結果が公表されたことなどを踏まえて、津波浸水想定が岩手県及び宮城県を含む東北3県の全てで設定された。そして、復興交付金事業で整備した津波避難タワーの供用を取りやめた例も見受けられる。今後、新たに設定された津波浸水想定等を踏まえて、東北3県が津波災害警戒区域を指定したり、沿岸市町村が津波避難計画を改定したりするなど、警戒避難体制の整備を進めていくことが必要であると考えられる。

(注25) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震について、最大クラスの地震・津波を想定した検討を行うために、平成27年2月に内閣府に設置された検討会

イ 住まい、市街地等の整備に関する復旧・復興事業の実績及び成果

復興交付金及び福島交付金による国土交通省所管の災害公営住宅整備事業等、復興交付金による農林水産省所管の漁業集落防災機能強化事業、国土交通省所管の都市再生区画整理事業及び防災集団移転促進事業（以下、これらの事業を「住まいの復興に係る4事業」という。）は、被災者の住まいの確保等に重要な役割を担うものとされている。29年報告においては、平成27年度末における住まいの復興に係る4事業の状況について記述した。そこで、令和2年度末における住まいの復興に係る4事業により整備された恒久住宅の供給及び宅地の供給等の状況、さらに、都市再生区画整理事業により整備された土地の利用状況について検査した。

なお、東北3県において、被災者が災害公営住宅等の恒久住宅に入居する前に一時的に居住する住宅として、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき供与された応急仮設住宅は、平成27年度末現在で計52,011戸（岩手県8,818戸、宮城県19,430戸、福島県23,763戸）となっていたが、令和2年度末現在では計554戸（岩手県0戸、宮城県9戸、福島県545戸）となっており、ほとんどは福島県大熊、双葉両町からの避難者に供与されている。

(ア) 住まいの復興に係る4事業による恒久住宅及び宅地の供給等の状況

a 災害公営住宅整備事業等による恒久住宅の供給

災害公営住宅整備事業等は、東北3県のうち岩手、福島両県及び56市町村が事業主体となって実施されており、整備状況をみると、図表3-2-1のとおり、836地区における計画戸数29,806戸に対して29,653戸が完成し、整備が完了した地区に係る整備額は8343億余円となっている。完成率（計画戸数に対する整備済戸数の割合）をみると、平成27年度末現在は56.6%であったものが、令和2年度

末現在は99.4%となっており、復興期間（当初）において、災害公営住宅の整備はおおむね完了しているものの、福島県において153戸が未整備となっている。

図表3-2-1 復興期間（当初）における災害公営住宅の整備状況（令和2年度末現在）

（単位：地区、戸、百万円、％）

県（事業主体）	計画		整備済			未整備		完成率 B/A	<参考> 平成27年度末現在の完成率
	地区数	戸数 A	地区数	戸数 B	整備額	地区数	戸数		
岩手県 （1県及び14市町村）	212	5,833	212	5,833	146,365	-	-	100.0	54.8
宮城県 （21市町）	438	15,823	438	15,823	429,687	-	-	100.0	61.6
福島県 （1県及び21市町村）	186	8,150	183	7,997	258,267	3	153	98.1	47.7
計 （2県及び56市町村）	836	29,806	833	29,653	834,320	3	153	99.4	56.6

（注）福島県（1県及び21市町村）の計画戸数8,150戸及び計（2県及び56市町村）の計画戸数29,806戸のうち福島県に係る計画戸数51戸については、令和2年度末現在で地区数が未定であるため、本図表の地区数には計上していない。また、福島県の計画戸数には、帰還者等のための災害公営住宅が含まれている。

福島県によると、上記の153戸のうち30戸は、双葉町の双葉駅周辺に帰還者のための災害公営住宅として整備が進められている。一方、残りの123戸については、既に115戸に係る土地の造成工事等（これに係る福島交付金相当額4億8897万余円）が終了しているが、同県が平成29年8月に公表している「復興公営住宅の今後の対応方針について（案）」によると、原子力災害による避難者のための災害公営住宅（以下「復興公営住宅」という。）としての整備を保留しているとしている。

そして、同県が整備を保留したとしている上記123戸の復興公営住宅は、上記の対応方針を定めてから4年以上経過した令和4年6月の会計実地検査時点においても、整備が進められておらず、上記の115戸に係る造成した土地は、復興公営住宅の宅地として利用されていない。

同県は、123戸の整備について、復興公営住宅には空室は生じているものの、原子力災害により4年4月現在も県外に2万人を超える住民が避難の継続を余儀なくされている状況の中、必要ないとまでは言い切れない状況にあり、今後の応急仮設住宅の供与期間の延長終了に伴う復興公営住宅への入居者の増加や、帰還に向けての環境整備の進捗状況等を総合的に踏まえて、保留を継続している。

しかし、同県が事業主体として整備した復興公営住宅には2年度末現在で計6

05戸の空室が生じていることなどから、整備の実施については、今後の復興公営住宅の空室状況も踏まえて、慎重に検討する必要があると認められる。

b 災害公営住宅の入居等の状況

災害公営住宅の入居の状況をみると、図表3-2-2のとおり、管理戸数29,589戸のうち27,410戸（92.6%）が入居済み又は入居手続中であり、2,179戸（7.3%）が入居者未定で空室となっている。

県別にみると、福島県において、998戸（12.5%）が入居者未定で空室が多くなっており、その理由について、事業主体によれば、家族構成や生活状況が変化して他の地域において民間宅地を購入して住宅を建築したことなどによるとしている。

各事業主体は、災害公営住宅の入居を定時募集から随時募集に変更するなどして、空室の解消に取り組んでいるとしている。

図表3-2-2 復興期間（当初）に整備された災害公営住宅の入居の状況（令和2年度末現在）

（単位：上段（戸）、下段（％））

県（事業主体）	整備済戸数	管理戸数			
			入居済み	入居手続中	入居済み又は入居手続中
			A	B	A+B
岩手県（1県及び14市町村）	5,833	5,826	5,268	5	5,273
			90.4	0.0	90.5
宮城県（21市町）	15,823	15,802	15,112	62	15,174
			95.6	0.3	96.0
福島県（1県及び21市町村）	7,997	7,961	6,858	105	6,963
			86.1	1.3	87.4
計（2県及び56市町村）	29,653	29,589	27,238	172	27,410
			92.0	0.5	92.6
					2,179
					7.3

（注）管理戸数及びその内訳には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づいて譲渡するなどした戸数を除外したものを計上している。

上記のように、各事業主体が様々な対策を講じているにもかかわらず、空室が解消しない場合の解消策として、事業主体の判断により、公営住宅法の入居者資格に係る規定で定める災害発生の日から3年間を経過した後は、災害公営住宅に入居を希望する被災者の入居に支障が生じない範囲で、被災者以外の者の入居を可能とする取扱い（以下、この取扱いを「一般公営住宅化」という。）があり、東北3県は、それぞれ一般公営住宅化に係る対応方針等を策定している。

東北3県において一般公営住宅化された災害公営住宅への被災者以外の者の入

居戸数の状況をみると、2年度末現在で、図表3-2-3のとおり、全29,589戸のうち2,613戸（8.8％）となっている。事業主体別にみると、岩手県では1県及び14市町村のうち1県及び11市町村（戸数ベースで9.0％）、宮城県では21市町のうち18市町（同11.7％）、福島県では1県及び21市町村のうち9市町村（同2.8％）において、被災者以外の者が入居している災害公営住宅がある。

図表3-2-3 一般公営住宅化された災害公営住宅への入居状況（令和2年度末現在）
（単位：戸、％）

県（事業主体）	管理戸数 A	被災者以外の者が入居している災害公営住宅がある事業主体	被災者以外の者の入居戸数 B	被災者以外の者が入居している割合 B/A
岩手県（1県及び14市町村）	5,826	1県及び11市町村	527	9.0
宮城県（21市町）	15,802	18市町	1,860	11.7
福島県（1県及び21市町村）	7,961	9市町村	226	2.8
計（2県及び56市町村）	29,589	1県及び38市町村	2,613	8.8

（注）国土交通省から提出を受けた資料を基に会計検査院が作成した。

c 防災集団移転促進事業等による宅地の整備の状況

東北3県の市町村は、防災集団移転促進事業により津波等の被災のおそれのない高台等、漁業集落防災機能強化事業により地盤をかさ上げた被災地の漁業集落及び都市再生区画整理事業により被災した市街地において、宅地等の整備を行っており、一部の地区では他の事業も合わせて実施している。これらの各事業で実施された宅地の整備状況をみると、図表3-2-4のとおり、防災集団移転促進事業では、25市町村の314地区において計画区画数8,323区画全てが完成し、これらの地区に係る整備額は2667億余円となっている。そして、漁業集落防災機能強化事業では、13市町村の36地区において計画区画数515区画全てが完成し、これらの地区に係る整備額は183億余円、都市再生区画整理事業では、18市町村の50地区において計画区画数11,987区画全てが完成し、これらの地区に係る整備額は5253億余円となっている。

上記の防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業及び都市再生区画整理事業における完成率（計画区画数に対する整備済区画数の割合）をみると、平成27年度末現在は、それぞれ73.3％、55.2％、16.3％であったものが、令和2年度末現在は、全て100.0％となっている。

図表3-2-4 宅地の整備状況（令和2年度末現在）

（単位：地区、区画、百万円、％）

事業名	県（事業主体）	計画		整備済			完成率 B/A	＜参考＞ 平成27年 度末現在 の完成率
		地区数	区画数 A	地区数	区画数 B	整備額		
防災集団 移転促進 事業	岩手県（7市町村）	88	2,090	88	2,090	70,382	100.0	63.4
	宮城県（12市町）	185	5,600	185	5,600	184,165	100.0	74.6
	福島県（6市町）	41	633	41	633	12,208	100.0	94.1
	計（25市町村）	314	8,323	314	8,323	266,757	100.0	73.3
漁業集落 防災機能 強化事業	岩手県（10市町村）	32	475	32	475	16,632	100.0	56.9
	宮城県（3市町）	4	40	4	40	1,699	100.0	27.5
	計（13市町村）	36	515	36	515	18,331	100.0	55.2
都市再生 区画整理 事業	岩手県（7市町村）	17	4,990	17	4,990	286,843	100.0	14.4
	宮城県（8市町）	26	5,340	26	5,340	209,999	100.0	21.3
	福島県（3市町）	7	1,657	7	1,657	28,482	100.0	8.8
	計（18市町村）	50	11,987	50	11,987	525,324	100.0	16.3

（注）一部の地区においては、他の事業も合わせて実施されているため、他の事業の整備額が含まれている。

d 防災移転促進事業等による宅地の分譲の状況

防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により整備された宅地の分譲の状況をみると、図表3-2-5のとおり、防災集団移転促進事業においては、整備された宅地8,323区画のうち8,022区画（96.3％）が分譲済み又は分譲手続中であり、301区画（3.6％）が分譲未定で空き区画となっており、漁業集落防災機能強化事業においては、整備された宅地515区画のうち506区画（98.2％）が分譲済み又は分譲手続中であり、9区画（1.7％）が分譲未定で空き区画となっている。

（注26）

また、都市再生区画整理事業においては、換地処分に伴い発生する土地を事業主体が取得し、公共施設の用地として利用したり、住宅用地として分譲して分譲収入を当該事業費に充てたりしている（以下、住宅用地として分譲するために事業主体が取得した土地を「保留地」という。）。都市再生区画整理事業により整備された宅地のうち保留地の分譲の状況をみると、図表3-2-5のとおり、整備された保留地1,047区画のうち1,043区画（99.6％）が分譲済みであり、4区画（0.3％）が分譲未定で空き区画となっている。

空き区画数についてみると、防災集団移転促進事業が最も多くなっていて、県別では岩手県で84区画、宮城県で190区画、福島県で27区画となっている。

空き区画が生じている理由について、事業主体によれば、時間の経過とともに

に住民の意向に変化が生じたことなどによるとしている。宅地が分譲未定で空き区画となっている場合には、各事業主体は、移転対象者以外の者を対象に加えて再募集を行うなどして、空き区画の解消に取り組んでいるとしている。

(注26) 換地処分に伴い発生する土地 都市再生区画整理事業において、区画整理前の土地の所有者に対して、当該土地に代えて整備された区画整理後の土地を帰属させることを換地処分という。原則として、区画整理前後の当該土地の面積には開差が生ずる（区画整理後の土地の面積の方が小さくなる。）。この開差分の面積の土地が換地処分に伴い発生する土地となる。

図表3-2-5 復興期間（当初）に整備された宅地の分譲の状況（令和2年度末現在）
（単位：上段（区画）、下段（%））

事業名	県（事業主体）		整備済区画数					
			換地処分による区画数	保留地区区画数	分譲済み	分譲手続中	分譲済み等	分譲未定
					A	B	A+B	
防災集団移転促進事業	岩手県（7市町村）	2,090			1,998	8	2,006	84
					95.5	0.3	95.9	4.0
	宮城県（12市町）	5,600			5,404	6	5,410	190
					96.5	0.1	96.6	3.3
	福島県（6市町）	633			606	-	606	27
					95.7	-	95.7	4.2
漁業集落防災機能強化事業	岩手県（10市町村）	475			461	5	466	9
					97.0	1.0	98.1	1.8
	宮城県（3市町）	40			39	1	40	-
					97.5	2.5	100.0	-
	計（13市町村）	515			500	6	506	9
					97.0	1.1	98.2	1.7
都市再生区画整理事業	岩手県（7市町村）	4,990	4,911	79	79	-	79	-
					100.0	-	100.0	-
	宮城県（8市町）	5,340	4,476	864	860	-	860	4
					99.5	-	99.5	0.4
	福島県（3市町）	1,657	1,553	104	104	-	104	-
					100.0	-	100.0	-
計（18市町村）		11,987	10,940	1,047	1,043	-	1,043	4
					99.6	-	99.6	0.3

（注）防災集団移転促進事業においては、分譲のほかに貸与も行われており、これに係る区画数についても「分譲済み」及び「分譲手続中」に含めている。

(イ) 都市再生区画整理事業の実施状況等

東日本大震災からの復興に当たっては、津波被害にあった住民の安全・安心を確保するために、既存の土地区画整理事業は、復興交付金事業の都市再生区画整理事業（緊急防災空地整備事業、都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興

土地地区画整理事業（以下「復興土地地区画整理事業」という。）及び効果促進事業）として実施されることとなった。

都市再生区画整理事業は、図表3-2-6のとおり、22市町村で246事業実施されており、廃止となった8事業を除くと2年度末までの完了事業数が217事業、事業完了率は91.1%となっている。都市再生区画整理事業のうち事業の中心である復興土地地区画整理事業の事業完了率は86.1%、計画事業費4341億余円のうち支出済事業費は3933億余円であり、事業費進捗率は90.5%となっている。

図表3-2-6 都市再生区画整理事業の実施状況（令和2年度末現在）

（単位：市町村、件、%、百万円）

都市再生区画整理事業（D-17）において実施している事業名	事業実施市町村数	計画事業数 A	令和2年度末現在の状況			事業完了率 B/(A-C)	計画事業費 D	支出済事業費 E	事業費進捗率 E/D
			完了 B	継続	廃止 C				
緊急防災空地整備事業	12	26	21	—	5	100.0	7,002	7,002	100.0
都市再生事業計画案作成事業	21	58	58	—	—	100.0	13,091	13,091	100.0
復興土地地区画整理事業	21	66	56	9	1	86.1	434,171	393,333	90.5
効果促進事業	16	96	82	12	2	87.2	56,654	53,636	94.6
計	22	246	217	21	8	91.1	510,919	467,064	91.4

（注）事業実施市町村数の計は、純計であるため、事業数の計に一致しない。

復興土地地区画整理事業により整備される土地の用途については、事業を実施した区域を、住宅が立地する地区（以下「居住系」という。）、商工業施設等が立地する地区（以下「産業系」という。）及び行政機関、消防等防災施設、公園等が立地する地区（以下「公共系」という。）に区分することができる。

そこで、整備された面積に対する利用されている土地（駐車場等の一時的な利用も含む。）の面積の割合（以下「利用率」という。）等をみると、図表3-2-7のとおり、整備された面積は、21市町村計で居住系が471ha、産業系が435ha、公共系が408haであり、それぞれの利用率は69.2%、73.7%、96.8%となっている。

居住系及び産業系の利用率が公共系の利用率と比較して低くなっている理由について、事業主体によれば、公共系の土地は、公園の整備等、一定程度の利用を計画どおりに見込むことができる一方、居住系及び産業系の土地は、事業の長期化等から所有者の意向が変化して、他の地域で住宅を再建したことなどにより利用されなくなるためなどとしている。

図表3-2-7 市町村別・土地用途別の復興土地地区画整理事業による土地の利用状況（令和2年度末現在）

（単位：ha、％）

県名	市町村名	全体の整備面積 A	居住系			産業系			公共系		
			整備面積 B	利用面積 C	利用率 C/B	整備面積 D	利用面積 E	利用率 E/D	整備面積 F	利用面積 G	利用率 G/F
岩手県 (7市町村)	野田村	12	3	3	100.0	5	5	100.0	0	0	100.0
	宮古市	42	8	4	48.2	15	9	60.6	5	5	97.8
	山田町	51	16	9	56.4	13	6	51.3	2	2	100.0
	大槌町	52	17	11	65.8	14	10	68.4	5	4	98.0
	釜石市	107	44	21	48.8	21	14	65.2	6	6	100.0
	大船渡市	33	8	7	85.6	12	10	84.6	2	2	100.0
	陸前高田市	298	71	13	19.0	24	9	38.0	98	88	89.9
	計	599	170	71	41.7	108	66	61.2	121	111	91.6
宮城県 (11市町)	気仙沼市	82	26	14	56.3	29	13	45.3	17	17	100.0
	南三陸町	60	—	—	—	31	17	54.6	4	4	100.0
	石巻市	335	118	104	87.8	86	56	65.0	59	59	100.0
	女川町	218	23	23	100.0	21	21	100.0	49	49	100.0
	東松島市	164	38	38	100.0	28	28	100.0	57	57	100.0
	塩竈市	5	1	1	100.0	2	2	100.0	0	0	100.0
	七ヶ浜町	26	12	9	76.9	4	3	67.6	3	3	100.0
	多賀城市	7	2	1	57.3	1	1	100.0	2	2	100.0
	仙台市	92	—	—	—	69	60	85.9	6	3	58.3
	名取市	140	23	23	100.0	28	28	100.0	62	62	100.0
	岩沼市	5	—	—	—	4	4	100.0	0	0	100.0
	計	1,139	246	216	87.9	310	238	76.8	262	259	98.9
福島県 (3市町)	新地町	23	7	7	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0
	いわき市	91	37	23	62.4	9	9	100.0	18	18	100.0
	富岡町	22	10	8	79.6	3	3	86.2	0	0	100.0
	計	137	54	38	70.6	17	17	97.1	24	24	100.0
合計(21市町村)		1,876	471	326	69.2	435	321	73.7	408	395	96.8

注(1) 用途別の整備面積には、道路、水路等の用地に係る整備面積を含めていないため、各用途別の整備面積を集計しても全体の整備面積と一致しない。

注(2) 利用率は、表示単位未満を切り捨てる前の整備面積に対する利用面積の割合であり、計算しても一致しないものがある。

ウ 産業再生に関する復旧・復興事業の実績及び成果

復興基本方針では、地域経済活動の再生に関する施策として、経営活動を再開・再建するための施設等の復旧、企業の立地環境を改善するための国内立地補助の措置、新産業の創出及び雇用創出等の取組の促進等、広範多岐にわたる支援を実施している。

復興期間（当初）における各種産業に係る施設等の復旧・復興、企業立地支援等

の地域経済活動の再生に関する復旧・復興事業の状況は次のとおりである。

(ア) 各種産業に係る施設等の復旧・復興事業の状況

a 農水産業に係る施設等の復旧・復興の状況

2年度末現在の東北3県における農水産業に係る施設等の復旧・復興の状況をみると、図表3-3-1のとおり、農地は計画施設数38,713haのうち38,038haが完成（完成率98.2%）し、農業用施設（用排水機場、水路、農道等）は計画施設数4,426施設のうち4,388施設が完成（同99.1%）している。また、漁港施設（岸壁、栈橋等）は計画施設数2,711施設のうち2,607施設が完成（同96.1%）し、水産業共同利用施設（荷さばき所、製氷、冷凍両施設等）は計画施設数4,999施設のうち4,982施設が完成（同99.6%）している。そして、事業費進捗率は農地が94.8%、農業用施設が97.8%、漁港施設が92.9%、水産業共同利用施設が97.2%となっており、農水産業に係る施設等の復旧・復興事業はおおむね完了している。

図表3-3-1 農水産業に係る施設等の復旧・復興の状況（令和2年度末現在）

（単位：％、百万円）

施策項目 (単位)		県名	施設数等			事業費					
			計画 施設数	完成 施設数	完成率	計画 事業費	支出済 事業費	事業費 進捗率	完成分事業費		
									国庫補助 金等	その他	計
			A	B	B/A	C	D	D/C			
農 業	農地 (ha)	岩手県	987	987	100.0	17,530	17,529	99.9	14,129	3,400	17,529
		宮城県	19,367	19,367	100.0	149,762	146,305	97.6	118,139	28,166	146,305
		福島県	18,358	17,682	96.3	55,016	47,073	85.5	41,664	5,409	47,073
		計	38,713	38,038	98.2	222,309	210,908	94.8	173,932	36,976	210,908
	農業用 施設 (施設)	岩手県	518	518	100.0	17,713	17,713	100.0	11,781	5,932	17,713
		宮城県	2,381	2,379	99.9	72,546	70,685	97.4	59,286	11,328	70,614
		福島県	1,527	1,491	97.6	52,094	50,892	97.6	41,160	9,732	50,892
		計	4,426	4,388	99.1	142,355	139,291	97.8	112,227	26,993	139,220
水 産 業	漁港 施設 (施設)	岩手県	1,040	1,016	97.6	131,486	130,189	99.0	126,253	3,935	130,189
		宮城県	1,327	1,247	93.9	212,864	187,683	88.1	155,973	2,917	158,891
		福島県	344	344	100.0	30,361	30,361	100.0	24,998	5,362	30,361
		計	2,711	2,607	96.1	374,711	348,233	92.9	307,224	12,216	319,441
	水産業 共同利 用施設 (施設)	岩手県	1,560	1,559	99.9	121,405	120,075	98.9	87,369	32,706	120,075
		宮城県	3,331	3,330	99.9	298,125	289,752	97.1	187,272	81,943	269,215
		福島県	108	93	86.1	14,036	11,822	84.2	6,121	5,700	11,822
		計	4,999	4,982	99.6	433,566	421,649	97.2	280,763	120,350	401,113

b 中小企業者等の事業に係る施設等の復旧状況

東日本大震災により被災した中小企業者等の事業に係る施設の復旧について、

国は、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（以下「グループ補助金」という。）を創設して支援している。グループ補助金は、復興を牽引する役割を担い得る地域経済の中核を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設等の復旧等を支援するものである。

国は、グループ補助金による事業のために復興期間（当初）に計4744億余円の予算を措置している。このうち、東北3県における執行実績をみると、図表3-3-2のとおり、グループ補助金による事業に要する総事業費は計5963億余円であり、その負担の内訳は国庫補助金2730億余円、県補助金1395億余円、事業者負担額1837億余円となっている。また、2年度末現在、交付決定を受けた延べ12,505事業者のうち延べ9,148事業者が事業を完了しているが、資金や用地の確保が困難となったことなどから延べ569事業者が事業を廃止し又は取り消しているほか、延べ2,788事業者が事業を延期するなどしている。集中復興期間と復興・創生期間とを比較すると、国庫補助金交付額、事業を完了した事業者数共に、集中復興期間における実績が約8割を占めている。

図表3-3-2 グループ補助金による事業の実績（令和2年度末現在）

（単位：百万円、事業者）

県名	総事業費	交付決定						
		国庫補助金	県補助金	事業者負担額	事業者数	事業完了	事業の廃止・取消	事業延期等
集中復興期間計	480,878	219,289	112,646	148,943	8,945	7,256	215	1,474
岩手県	96,359	43,257	21,630	31,470	1,372	996	35	341
宮城県	258,443	120,645	63,322	74,475	4,017	3,043	95	879
福島県	126,075	55,385	27,692	42,996	3,556	3,217	85	254
復興・創生期間計	115,429	53,740	26,868	34,820	3,560	1,892	354	1,314
岩手県	20,453	9,243	4,619	6,589	781	399	61	321
宮城県	67,576	31,583	15,791	20,201	1,847	911	143	793
福島県	27,399	12,913	6,456	8,029	932	582	150	200
計	596,308	273,029	139,514	183,764	12,505	9,148	569	2,788

注(1) 事業者数は、延べ数である。

注(2) 平成27年度末までに実績が確定した第1次公募分から第13次公募分までを集中復興期間計、第14次公募分から第24次公募分までのうち、令和2年度末までに実績が確定したものを復興・創生期間計として集計した。

注(3) 総事業費及び交付決定事業者数は3県が把握しているものを集計している。

また、東北経済産業局が毎年実施している東日本大震災グループ補助金交付先アンケート調査（3年度は東日本大震災グループ補助金フォローアップ）によると、アンケートに回答した事業者のうち売上又は雇用人数が震災前と同水準

に回復し又は増加した事業者の割合は、元年6月の調査（アンケートの回答率60.2%）では売上で約46%、雇用人数で約57%となっていたが、3年8月の調査（同58.7%）では新型コロナウイルス感染症の影響等により、売上で約40%、雇用人数で約56%となっている。

(イ) 企業立地支援による復旧・復興の状況

東日本大震災を契機として、生産拠点の海外移転等による産業の空洞化が加速するおそれがあることなどから、被災地における企業の立地環境を改善し、雇用を創出することなどを目的として、復興関連基金事業において津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金による事業（以下「津波・原子力災害立地補助事業」という。）、地域経済産業復興立地推進事業費補助金による事業（以下「ふくしま立地支援事業」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金による事業（以下「自立・帰還支援立地補助事業」という。）等が実施されている。

各事業の交付要綱等によれば、各事業のいずれも新たに地元からの雇用を確保することなどが要件とされていて、工場等の操業後10年以内に事業を休止等したときは、基金団体等は事業者に補助金の返還を求めることができるとされており、各事業は被災地における継続的な雇用創出を図るものとなっている。そして、基金団体は、交付要綱等に基づき、基金事業完了後5年間又は10年間の雇用創出の状況について、事業者から毎年報告を受けることとなっている。

国庫補助金の交付、事業者の採択、交付決定等の状況をみると、図表3-3-3のとおり、2年度末現在、津波・原子力災害立地補助事業は、国から基金団体に対する基金造成に係る国庫補助金交付額2090億余円、基金団体等における採択額3245億余円、交付決定額1800億余円、基金の取崩額1134億余円となっている。ふくしま立地支援事業は、基金造成に係る国庫補助金交付額2102億余円、採択額3562億余円、交付決定額1933億余円、基金の取崩額1938億余円となっている。自立・帰還支援立地補助事業は、基金造成に係る国庫補助金交付額673億余円、採択額796億余円、交付決定額497億余円、基金の取崩額139億余円となっている。津波・原子力災害立地補助事業及び自立・帰還支援立地補助事業については、交付決定額と基金の取崩額との開差額が大きくなっているが、これは事業者が交付決定を受けてから工場の新設等の事業を完了するまでに複数年を要する場合が多いことなど

によるものである。また、ふくしま立地支援事業については、2年度をもって当該事業の新規受付が終了し、採択件数に対して74.0%の事業が完了しており、基金の取崩額が基金造成に係る国庫補助金交付額の9割以上となっている。

そして、事業を完了した事業者に係る新規地元雇用者数は、津波・原子力災害立地補助事業が3,558人、ふくしま立地支援事業が6,851人、自立・帰還支援立地補助事業が249人、計10,658人となっている。

図表3-3-3 復興関連基金事業による企業立地支援の状況（令和2年度末現在）

（単位：市町村、百万円、事業者、%、人）

事業名	県名	対象市町村数 注(1)	基金造成に係る国庫補助金交付額	採択事業者立地予定市町村数 注(1)	事業者数					
					採択 A	交付決定	辞退等 B	辞退率 B/A	完了 C	完了率 C/A
津波・原子力災害立地補助事業	岩手県	12	209,000	9	71	46	34	47.8	25	35.2
	宮城県	15		14	260	146	126	48.4	87	33.4
	福島県	59		43	397	223	188	47.3	157	39.5
	その他2県	14		12	120	71	53	44.1	53	44.1
	計	100		78	848	486	401	47.2	322	37.9
ふくしま立地支援事業	福島県	59	210,224	49	687	509	86	12.5	509	74.0
自立・帰還支援立地補助事業	福島県	15	67,301	11	133	83	22	16.5	36	27.0
合計		100	486,525	89	1,668	1,078	509	30.5	867	51.9

事業名	県名	採択額等			基金の取崩額 注(2)	新規地元雇用者数		
		採択額 D	交付決定額 E	左の割合 E/D		採択事業者に係る見込数 注(3) F	完了事業者に係る実績数 G	左の割合 G/F
津波・原子力災害立地補助事業	岩手県	23,747	15,402	64.8	113,405	705	252	35.7
	宮城県	110,499	48,337	43.7		3,137	917	29.2
	福島県	156,641	97,844	62.4		4,476	1,804	40.3
	その他2県	33,687	18,465	54.8		1,616	585	36.2
	計	324,575	180,049	55.4		9,934	3,558	35.8
ふくしま立地支援事業	福島県	356,254	193,383	54.2	193,886	6,769	6,851	101.2
自立・帰還支援立地補助事業	福島県	79,682	49,792	62.4	13,999	1,133	249	21.9
合計		760,511	423,224	55.6	321,291	17,836	10,658	59.7

注(1) 対象市町村数及び採択事業者立地予定市町村数の合計は、純計である。

注(2) 基金の取崩額には基金団体における管理費が含まれている。

注(3) 採択時の新規地元雇用者数には未完了の事業者及び辞退済みの事業者に係る人数が含まれているため、「左の割合 G/F」が100%未満の事業がある。

各事業を合わせた採択事業者数1,668事業者のうち、事業を完了した事業者は867事業者であり、採択事業者数に対する完了事業者数の割合は51.9%となっている。一方、辞退等事業者数は509事業者であり、採択事業者数に対する辞退等事業

者数の割合は30.5%となっている。

経済産業省によれば、多くの辞退者等が生じているのは、工場建設資材価格等の高騰等による事業計画の見直し、用地交渉の不調、新規地元雇用者確保の難航等の理由によるものであるとしている。このような状況の中、基金団体等は、事業者を対象に専門家によるセミナーや個別アドバイザー事業、個別相談会等を行い、事業者が基金事業を継続し、新規地元雇用者数を確保できるよう支援している。

また、復興庁及び経済産業省は、各事業の行政事業レビューシートや基金シートにおいて、成果の指標を事業者の採択時又は交付決定時における見込みの新規地元雇用者数に設定している。そこで、新規地元雇用者数について、採択事業に係る見込数と2年度末現在における完了事業に係る実績数とを比較すると、図表3-3-3のとおり、両者に関差が生じている事業があり、これは事業を実施中で完了していない事業者や、採択後又は交付決定後に事業を辞退した事業者があることなどのためである。したがって、被災地における企業の立地環境を改善し、新規雇用を創出することにより、復興を進めていくためにも、経済産業省及び基金団体等は、各事業者が事業を実施して新規地元雇用者数を確保できるよう引き続き支援していく必要がある。

そして、経済産業省及び基金団体によると、事業完了後の新規地元雇用者の状況については、各事業者から毎年報告を受け、必要に応じて助言を行うなどして雇用者数が確保されるよう努めているとしており、事業完了後も継続して雇用者数が確保されることにより被災地の復興に資するよう引き続き事業者に対する助言等に努める必要がある。

エ 被災者支援に関する復旧・復興事業の実績及び成果

被災者支援について、国は、28年基本方針を踏まえ平成28年度に支援交付金を創設し、復興・創生期間に被災者支援総合交付金事業を実施しており、令和3年度以降についても、3年基本方針を踏まえ、継続して実施している。

東北3県及び管内市町村が事業実施主体として実施した被災者支援総合交付金事業の復興・創生期間における交付額は、3(2)エのとおり444億余円となっており、実施された相談活動及び交流活動の実績等は次のとおりである。

(ア) 相談活動の実施回数

被災者支援総合交付金事業においては、仮設住宅等の訪問巡回、相談支援及び情報提供等の相談活動が避難先や被災地に居住する被災者を対象として実施されている。

その実施回数の推移についてみると、図表3-4-1のとおり、全ての事業で減少傾向にある。特に、活動番号1-3（住宅・生活再建支援事業における転居先の情報提供等の情報提供に関する活動）や、活動番号12-1（仮設住宅サポート拠点運営事業における仮設住宅の居住者等を対象としたサービス拠点運営に係る活動）の実施回数が大きく減少しているが、いずれも、東北3県における仮設住宅の供用数減少に伴うものである。

相談活動の実施回数については減少傾向にあるが、相談内容については、事業実施主体によると、東日本大震災発生からの時間経過に伴い、被災者の悩みが多様化、複雑化し、また、避難指示・解除区域市町村では、仮設住宅から恒久住宅への転居が進捗した時期において、転居先コミュニティとの接し方、転居後の生活に係る内容が増えたとしている。そして、避難等で家族構成が変化したことなどにより、支援を必要とする高齢者世帯や単身者世帯等が増加していることから、これらの者の孤独死を未然に防ぐなどのためにも、復興・創生期間後においても、引き続き相談活動の実施が必要であるとしている。

図表3-4-1 事業別の相談活動の実施回数（平成28年度～令和2年度）

（単位：回）

（単位：回）

所管	事業番号・事業名		活動 番号	活動の実施回数				
				平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
復興 庁	被災者支援総合事業							
	1	住宅・生活再建支援事業	1-1	10,657	14,221	13,598	8,188	6,904
			1-2	5,296	3,323	2,435	1,686	1,416
			1-3	75,618	1,404	338	150	39
	4	被災者生活支援事業	4-1	482,795	407,211	378,752	243,659	216,769
厚生 労働 省	10	被災者見守り・相談支援事業 （地方自治体等実施分）	10-1	1,381,046	1,009,618	670,168	561,587	458,658
	12	仮設住宅サポート拠点運営事業	12-1	52,224	38,186	23,888	791	195
	13	被災地健康支援事業	13-1	270	194	166	70	27
	14	被災者の心のケア支援事業 注(3)	14-1	-	-	-	21,807	20,343
	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業							
	15	子ども健やか訪問事業	15-1	973	426	438	426	335

注(1) 東北3県及び管内市町村が事業実施主体として実施した事業について集計している。

注(2) 事業番号及び活動番号は、「別図表7 被災者支援総合交付金事業の概要」と対応している。

注(3) 被災者の心のケア支援事業は、令和元年度に交付対象事業に追加されている。

(イ) 交流活動の実施回数

被災者支援総合交付金事業においては、災害公営住宅等内の住民同士のコミュニティ形成や、当該住宅等の住民と住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合等、住宅移転後の円滑なコミュニティ形成を図ることなどを目的としたイベント等の交流活動が避難先や被災地に居住する被災者等を対象として実施されている。

その実施回数についてみると、図表3-4-2のとおり、「心の復興」事業等の複数の事業について、元年度から2年度で大きく減少しているが、事業実施主体によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりイベントの小規模化や中止等の影響があったためとしている。

交流活動の実施回数は、複数の事業について元年度から2年度で大きく減少しているが、事業実施主体によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により住民同士の交流の機会が減少し、被災者等の心身の弱体化やコミュニティの衰退が生じていることや、避難指示が解除された地区において、地域住民同士のつながりの修復が必要であるという課題が残っていることなどから、復興・創生期間後も引き続き交流活動の実施が必要であるとしている。

図表3-4-2 事業別の交流活動の実施回数（平成28年度～令和2年度）

（単位：回）

（単位：回）

所管	事業番号・事業名		活動 番号	活動の実施回数				
				平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
復興 庁	被災者支援総合事業							
	2	コミュニティ形成支援事業	2-1	3,682	4,707	4,320	3,326	3,238
	3	「心の復興」事業	3-1	1,738	1,712	2,013	392	135
	6	県外避難者支援事業	6-1	62	37	34	93	32
			6-2	11	8	9	11	7
文部 科学 省	7	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 注(3)	7-1	-	39,398	47,014	44,680	25,591
厚生 労働 省	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業							
	17	遊具の設置や子育てイベントの開催	17-1	250	188	159	117	60
	18	親を亡くした子ども等への相談・援助事業	18-1	555	418	446	273	155

注(1) 東北3県及び管内市町村が事業実施主体として実施した事業について集計している。

注(2) 事業番号及び活動番号は、「別図表7 被災者支援総合交付金事業の概要」と対応している。

注(3) 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業は、平成29年度に交付対象事業に追加されている。

(ウ) 交流活動の参加者等数

各事業実施主体は、各種イベント等の交流活動を実施し、「心の復興」事業においては、被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することを支援するほか、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組の促進を図るなどしており、被災者や地域住民が参加している。

交流活動の参加者等数についてみると、図表3-4-3のとおり、交流活動の実施回数と同様に複数の事業について、元年度から2年度で大きく減少している。

図表3-4-3 事業別の交流活動の参加者等数（平成28年度～令和2年度）

(単位：人)

所管	事業番号・事業名	活動番号	活動の参加者等数					
			平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	
復興庁	被災者支援総合事業							
	2	コミュニティ形成支援事業	2-1	45,337	51,373	54,166	42,586	28,082
	3	「心の復興」事業	3-1	82,534	86,015	81,638	79,309	43,460
	6	県外避難者支援事業	6-1	1,121	704	537	1,074	205
			6-2 注(3)					
文部科学省	7	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 注(4)	7-1	-	796,035	707,509	474,362	440,726
厚生労働省	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業							
	17	遊具の設置や子育てイベントの開催	17-1	30,457	23,722	21,278	15,129	4,279
	18	親を亡くした子ども等への相談・援助事業	18-1	15,568	8,267	17,833	7,429	1,411

注(1) 東北3県及び管内市町村が事業実施主体として実施した事業について集計している。

注(2) 事業番号及び活動番号は、「別図表7 被災者支援総合交付金事業の概要」と対応している。

注(3) 活動番号6-2（県外避難者支援事業における県外避難者の避難元自治体の現状の理解促進や、帰還後の人的なネットワークの形成を支援するための交流・相談会等の開催に関する活動）については、各種イベントの参加者数について把握されていなかった。

注(4) 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業は、平成29年度に交付対象事業に追加されている。

(エ) 第2期復興・創生期間に向けての被災者支援総合交付金事業に関する取組

被災者支援総合交付金事業を各地域の復興の進捗状況や被災者が直面している課題に対応したものとするためには、事業実施主体による被災者の要望や被災者支援に関する課題の適切な把握、所管省庁による事業実施主体が抱える被災者支援に関する課題の把握等が必要である。

そこで、被災者の要望等の把握状況について、事業実施主体に確認したところ、

多くの事業実施主体においてアンケートを実施するなどして被災者の要望を把握しており、また、被災者支援に関する課題については、多様で複雑化した悩みを抱えた被災者の心のケアのための人材の確保、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴うコミュニティの衰退、被災者の孤独死の増加等があるとしていた。そして、被災者支援に関する課題に対応するために、事業実施主体では、引き続き被災者支援総合交付金事業において相談活動、交流活動等を実施することを要望している。

事業実施主体が抱える被災者支援に関する課題について、所管省庁は、事業実施主体との定期的な連絡会等において説明を受けるなどして把握しているとしている。そして、3年度以降も被災者支援総合交付金事業を継続するとともに、随時、事業実施主体に対して事業実施に当たっての具体的な情報提供、助言等を行ったり、必要に応じて、被災者支援実施要綱等の改正を行ったりして対応しており、3年度の改正においては、「被災者の心のケア支援事業」の事業内容を追加するなどしている。

被災者支援については、3年基本方針において、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者等の被災者に対する心のケア等の被災者支援が第2期復興・創生期間の取組事項として掲げられており、支援交付金の東北3県及び管内市町村以外の事業実施主体分を含めた3年度の予算額も125億余円となっていて、引き続き被災者支援総合交付金事業の実施が見込まれる。

したがって、所管省庁は、被災者支援総合交付金事業について、引き続き、事業実施主体における被災者支援に関する課題等を踏まえて情報提供、助言等を行うとともに、被災者や事業実施主体からの要望も踏まえつつ、着実に実施されるよう事業内容を検討するなどの取組を進めていくことが必要である。

オ 住民の帰還等の状況等

28年基本方針によれば、「今後の復興・創生に当たっては、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地外からも多くの方々が訪問し、あるいは移り住むような、魅力あふれる地域を創造することを目指す」とされている。復旧・復興事業の効果については、東北3県の人口変動が過疎化等の影響も受けていることを踏まえると、避難者数の推移、福島県内の避難指示・解除区域市町村の人口の推移及び帰還者数により単純に測ることはできないが、上記の「まちに人が戻る」ことなど

を定量的に測る指標の一つとなる。

そこで、復興期間（当初）における東北3県の避難者数の状況、福島県における住民の帰還等の状況等についてみると次のとおりである。

(ア) 東北3県における避難者数の状況

復興庁が公表している「復興の現状と取組」（令和3年3月10日）等において、東日本大震災発生直後の避難者数が約47万人に及ぶとされた中で、総務省は、被災自治体が避難した者に対して各種通知等を行うため、避難した者の所在地等の情報を把握し、集約する仕組みが必要であるとして、平成23年4月に全国避難者情報システムの構築について、各都道府県に対して協力を依頼する旨の通知を発出している。

同システムは、避難者の任意により避難先市町村等に提供された避難者の氏名、生年月日、住所等の情報（以下「避難者情報」という。）を、避難先市町村が^(注27) L G W A N を介して避難元県や避難元市町村に提供するもので、復興庁が設置された24年2月以降、復興庁は、同システムにより避難先市町村が把握している避難者数を調査し、これを「全国の避難者の数」として復興庁のウェブサイト等で公表している。そして、復興庁が上記の調査について26年8月4日付けで各都道府県の避難者数調査担当者宛てに発した文書によれば、避難者とは、東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有する者とする^{とされている}。また、住民票を移したことのみに^{もって避難終了とは整理しないものとするが}、避難終了の意思を確認した場合は、避難終了として整理するなど^{とされている}。

そして、上記のような整理の下にシステム上で把握され、復興庁が公表している避難者数のうち、東北3県における県外避難者数は図表3-5-1のとおりとなっていて、令和3年3月10日現在では岩手県911人、宮城県3,670人、福島県28,372人、計32,953人となっている。

(注27) L G W A N 地方公共団体内のネットワークを相互に接続する総合行政ネットワーク

図表3-5-1 復興庁が公表している東北3県における県外避難者数

(単位：人)

年月日	岩手県	宮城県	福島県	計
平成24年 3月22日現在	1,574	8,494	62,700	72,768
25年 3月 7日現在	1,603	7,945	56,920	66,468
26年 3月13日現在	1,477	7,012	47,683	56,172
27年 3月12日現在	1,566	7,146	46,902	55,614
28年 3月10日現在	1,426	6,333	42,801	50,560
29年 3月13日現在	1,310	5,388	39,218	45,916
30年 3月15日現在	1,217	4,865	33,976	40,058
31年 3月11日現在	1,007	4,166	32,476	37,649
令和 2年 3月11日現在	961	3,908	30,730	35,599
3年 3月10日現在	911	3,670	28,372	32,953
<参考> 4年 8月 1日現在	649	1,405	22,727	24,781

注(1) 避難者数は各県の自県民の県外避難者数である。

注(2) 復興庁が公表している宮城県の県外避難者数は、同県が把握している県外避難者数と異なっている。

ただし、同システムにより提供された避難者情報は、原則として避難者自身が申出等を行わない限り変更されないため、避難者が避難を終了したり、転居したりなどしたのに申出等が行われない場合、避難者の実態と避難先市町村が把握している避難者情報が異なることになる。現に、宮城県は、同県外への避難者に対する支援を行うために、同システムにより提供された避難者情報を基に電話調査や戸別訪問等の実態調査を実施していて、避難者のうち、避難先の市町村に定住したり、避難元の市町村に帰郷したりなどして、既に避難を終了した者を把握しており、これによると、同県の県外避難者数は3年3月11日現在で87人となっていて、前記の復興庁が公表している同月10日現在の同県の県外避難者数3,670人と大きくかい離していた。このことについて、復興庁は、同県が把握している避難者数について確認したり、避難先市町村と共有するようになりなどして、かい離の解消に努めるとしている。

このように、復興庁が公表している県外避難者数の中には、前の住居に戻る意思がないなどの既に避難を終了したと考えられる者が多数含まれている。前記のとおり、避難者数は、「まちに人が戻る」ことなどを定量的に測る指標の一つとなること、また、国において適切な施策を実施するために必要な情報の一つでもあることなどから、復興庁は、避難元県や避難元市町村が、避難先市町村に定住したり、既に帰郷したりなどしている者を把握した場合、同システムを利用するなどして当該情報を適時適切に避難先市町村に共有することを避難元県等に周知するなどするとともに、当該情報を基にして避難者数をできる限り正確に把握する必要がある。

なお、図表3-5-1のとおり、3年3月10日現在の県外避難者数は32,953人となっていて、平成24年3月22日現在の県外避難者数72,768人と比して5割以上減少している。一方、令和3年3月10日現在の県外避難者数のうち福島県の県外避難者数は28,372人となっていて、全体の8割以上を占めており、東北3県のうち、特に、福島県では現在でも住民の帰還の促進が課題であると思料される。

(イ) 福島県における住民の帰還等の状況

東北3県のうち、地震及び津波による被害のみならず原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島県に対して、国は、福島再生加速化交付金事業を始めとする様々な支援制度を設けて、長期避難者に対する安定した生活環境を確保したり、避難解除等区域等における生活再開に必要な環境整備を行ったりするなどして福島県の全域及び避難解除等区域等における復興及び再生を推進している。

全国及び福島県の人口の推移をみると、図表3-5-2のとおり、全国及び福島県全体の人口は減少傾向となっているものの、避難指示・解除区域市町村では平成27年から令和2年までの間に僅かに人口が増加しており、これは、避難指示の解除に伴い住民の帰還等が進んだことによるものと思料される。

避難指示・解除区域市町村別に平成22年と令和2年の人口を比較すると、区域の全域で避難が続いていた双葉町を除く11市町のいずれも減少しており、特に、2年度末現在で区域内に帰還困難区域が設定されている大熊町等5町村の減少率は70%を超えていて、平成22年の人口と比べて大きく減少したままとなっている。

図表3-5-2 全国及び福島県の人口の推移

(単位：人、%)

区分	平成22年の人口 A	27年の人口 B	対22年 増減率 (B-A)/A	令和2年の人口 C	対22年 増減率 (C-A)/A	増減数 C-A
全 国	128,057,352	127,094,745	△ 0.7	126,146,099	△ 1.4	△ 1,911,253
福島県	2,029,064	1,914,039	△ 5.6	1,833,152	△ 9.6	△ 195,912
47市町村 注(4)	1,823,164	1,795,913	△ 1.4	1,709,006	△ 6.2	△ 114,158
避難指示・解除 区域市町村計	205,900	118,126	△ 42.6	124,146	△ 39.7	△ 81,754
田村市	40,422	38,503	△ 4.7	35,169	△ 12.9	△ 5,253
南相馬市※	70,878	57,797	△ 18.4	59,005	△ 16.7	△ 11,873
川俣町	15,569	14,452	△ 7.1	12,170	△ 21.8	△ 3,399
広野町	5,418	4,319	△ 20.2	5,412	△ 0.1	△ 6
楢葉町	7,700	975	△ 87.3	3,710	△ 51.8	△ 3,990
富岡町※	16,001	—	—	2,128	△ 86.7	△ 13,873
川内村	2,820	2,021	△ 28.3	2,044	△ 27.5	△ 776
大熊町※	11,515	—	—	847	△ 92.6	△ 10,668
双葉町※	6,932	—	—	—	—	△ 6,932
浪江町※	20,905	—	—	1,923	△ 90.8	△ 18,982
葛尾村※	1,531	18	△ 98.8	420	△ 72.5	△ 1,111
飯館村※	6,209	41	△ 99.3	1,318	△ 78.7	△ 4,891

注(1) 「平成22年の人口」は「平成22年国勢調査結果」(総務省統計局)による。

注(2) 「27年の人口」は「平成27年国勢調査結果」(総務省統計局)による。

注(3) 「令和2年の人口」は「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)による。

注(4) 47市町村は、福島県の59市町村のうち、避難指示・解除区域市町村である12市町村を除いた市町村である。

注(5) 令和2年度末現在で区域内に帰還困難区域を有している市町村には※を付している。

注(6) 双葉町は、令和2年度末現在、区域内の96%が帰還困難区域に設定されている。

避難指示・解除区域市町村は、前記のとおり、福島交付金による帰還環境整備事業や、国からの委託事業である環境整備等委託事業を実施するなどして、住民の帰還等の促進を図っている。避難指示・解除区域市町村に係る23年3月11日現在の住民登録数に対する、令和2年7月1日現在の帰還者数の割合をみたところ、図表3-5-3のとおり、田村市、広野町及び双葉郡川内村では50%を超えているが、区域内に帰還困難区域が設定されている町村では低くなっていて、特に、双葉郡富岡、大熊、浪江各町の同割合は5%未満となっているなどしている。

図表3-5-3 避難指示・解除区域市町村における帰還者数等の状況

(単位：人、%)

区分	田村市	南相馬市※	川俣町	広野町	楡葉町	富岡町※	川内村	大熊町※	双葉町※	浪江町※	葛尾村※	飯館村※
平成23年3月11日現在の住民登録数 A	4,497	61,040	1,252	5,490	8,011	15,960	3,038	11,505	7,140	21,434	1,567	6,509
居住人口 B	3,206	47,524	348	4,249	4,015	1,472	2,047	852	—	1,360	418	1,465
うち帰還者数 C	3,131	29,519	332	3,267	2,708	748	1,634	122	—	1,000	328	1,239
C/A	69.6	48.3	26.5	59.5	33.8	4.6	53.7	1.0	—	4.6	20.9	19.0

注(1) 令和2年度末現在で区域内に帰還困難区域を有している市町村には※を付している。

注(2) 田村市、南相馬市、川俣町の平成23年3月11日現在の住民登録数は、避難指示等区域の対象人口である。

注(3) 平成23年3月11日現在の住民登録数のうち飯館村のみ同年2月28日現在の数値である。

注(4) 居住人口及び帰還者数は、令和2年7月1日現在で福島県が把握している数値である。

注(5) 双葉町は、令和2年度末現在、住民の帰還が認められていない。

住民の帰還促進は、3年3月に改定された福島復興再生基本方針において、引き続き重要な課題であるとされており、現在、避難指示・解除区域市町村は、帰還環境整備に係る実施要綱に基づき原則7年度までとされている事業計画期間において、住民の帰還等の促進を目的として農林水産業や商工業の再開のための環境整備や生活拠点整備等の様々な帰還環境整備事業を実施している。

そこで、帰還環境整備事業で整備した施設の利用状況を確認したところ、避難指示・解除区域市町村は、避難している住民に対する意向調査等の結果を踏まえ、帰還環境整備事業により施設等を整備しているが、伊達郡川俣町等の複数の市町村では、避難指示の解除に伴い、帰還した住民が利用することを見込んで施設を整備したものの、避難生活が長期に渡る中で住民の意向に変化が生ずるなどして、避難指示の解除後も住民の帰還が順調に進んでいないため、利用されないままとなっているなどの施設が見受けられた。

前記のとおり、帰還環境整備事業の事業計画期間は原則7年度までとされており、避難指示・解除区域市町村では今後も帰還環境整備事業を実施することが見込まれるため、避難指示・解除区域市町村は、帰還環境整備事業全体の進捗に努めるとともに、個々の事業の効果の発現に努める必要がある。

したがって、国は、帰還環境整備事業により整備された施設の利用状況を把握するなどして、事業の効果の発現に向けた取組が行われるよう、支援・助言等を行っていく必要がある。

(ウ) 認定復興再生計画による帰還のための取組の実施状況

1(1)ア(エ)のとおり、平成29年5月の福島特措法の改正により、内閣総理大臣は、帰還困難区域等をその区域に含む市町村の長が申請した復興再生計画が福島復興再生基本方針に適合することなどの基準に適合すると認めるときは、復興再生計画を認定するとされていて、帰還困難区域が設定されている7市町村のうち、南相馬市を除く6町村は、復興再生計画を申請し、内閣総理大臣による認定を受けている（以下、内閣総理大臣の認定を受けた復興再生計画を「認定復興再生計画」という。）。6町村の認定復興再生計画には、図表3-5-4のとおり、特定復興再生拠点区域の面積、計画期間、避難指示解除又は計画期間終了後から5年後の特定復興再生拠点区域における居住人口の目標等が定められている（特定復興再生拠点区域の範囲については別図表2参照）。また、特定復興再生拠点区域内において、国が避難指示の解除に必要な範囲について土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行うことや、6町村が行う事業内容等が記載されている。

そして、認定復興再生計画に記載された国による除染等や、6町村による事業等が進捗することなどにより避難指示の解除の要件を満たしたことから、令和4年6月に葛尾村及び大熊町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が、8月に双葉町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が、それぞれ解除された。

図表3-5-4 6町村の認定復興再生計画の概要（令和4年8月末時点）

（単位：ha、人）

町村名	認定年月日	区域面積	計画期間	目標としている居住人口	左のうち帰還者数（見込）	特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除年月
双葉町	平成29年 9月15日	555	令和4年8月末まで	2,000	1,400	令和4年8月
大熊町	平成29年11月10日	860	令和4年9月まで	2,600	1,500	令和4年6月
浪江町	平成29年12月22日	661	令和5年3月まで	1,500	1,300	-
富岡町	平成30年 3月 9日	390	令和5年5月末まで	1,600	-	-
飯館村	平成30年 4月20日	186	令和5年5月末まで	180	178	-
葛尾村	平成30年 5月11日	95	令和4年9月末まで	80	80	令和4年6月

そこで、6町村の認定復興再生計画に基づく事業等の進捗状況を確認したところ、図表3-5-5のとおり、実地検査を行った4年6月時点において未着手又は実施中となっている事業等が多数見受けられ、認定復興再生計画に記載された事業等のうち完了している事業等が占める割合は、おおむね10%台にとどまっている状況となっていた。

一方、6町村の認定復興再生計画の計画期間をみると、図表3-5-4のとおり、双

葉、大熊両町、葛尾村の認定復興再生計画の計画期間は4年9月末までに既に終了している。また、他の3町村についても、計画期間の終了が最も遅い富岡町及び飯館村で5年5月末までに終了するとされているが、計画期間終了後の検証等の実施について確認したところ、復興庁は、認定復興再生計画は福島特措法等において、計画期間終了後、国による検証等を行うこととなっていないとしている。

図表3-5-5 認定復興再生計画における事業等の進捗状況（令和4年6月時点）
（単位：件、％）

町村名	計	未着手	実施中	完了	中止・廃止	その他	完了率
双葉町	95	22	57	12	1	3	12.6
大熊町	63	8	27	9	－	19	14.2
浪江町	91	4	76	10	1	－	10.9
富岡町	59	1	26	6	24	2	10.1
飯館村	32	15	12	3	1	1	9.3
葛尾村	27	1	15	7	1	3	25.9

注(1) 「完了率」は、「完了」となっている事業の「計」に占める割合である。

注(2) 事業等の件数は、各町村の認定復興再生計画に記載されている「事業内容等」「取組内容」を会計検査院において集計した件数である。

福島復興再生基本方針等において、「将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、政府一丸となって、まずは特定復興再生拠点区域について、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、家屋等の解体・除染やインフラ整備を進めるとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める」などとしている。また、「特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく」などとしている。これらを踏まえると、今後、国は、6町村の認定復興再生計画に基づき行われた事業等の進捗状況や目標の達成状況を踏まえた上で、帰還困難区域が設定されている市町村の課題等を的確に把握し、支援・助言等の取組を行っていくことが必要である。

4 検査の状況に対する所見

(1) 検査の状況の主な内容

会計検査院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、①復旧・復興予算は、どのような経費に配分され執行されているか、また、復興財源はどのように確保されてい

るか、事業規模に見合うものとなっているか、②復興期間（当初）において、国からの財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する事業等の執行状況等はどのようなになっているか、特に、復興関連基金事業及び復興交付金事業は、計画どおりに進捗し実施されているか、また、使用見込みのない額が基金に滞留するなどしていないか、③復興期間（当初）に実施された復旧・復興事業により、どのような施設等が整備され、これらによりどのような成果が得られているか、特に、津波防災に関する施策に係る事業は適切に実施され、災害に強い地域づくりに寄与しているか、復興交付金事業等による住宅や土地の整備等は被災者の住まいの再建等に寄与しているか、産業再生に関する事業は企業の立地や雇用の創出に寄与しているか、また、被災者支援に関する復旧・復興事業は、避難生活の長期化、復興の進捗等の状況に対応して実施されているか、④東北3県における避難者の状況はどのようなになっているか、特に、原子力災害からの復興及び再生に向けて引き続き様々な取組が実施されている福島県における住民の帰還等の状況等はどのようなになっているかに着眼して検査した。

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

ア 復旧・復興予算の執行状況等（10～21ページ参照）

（ア）復旧・復興予算の歳出予算額及び執行状況

復興期間（当初）において各年度に措置された予算現額の合計額44兆7478億余円の2年度末現在における執行状況は、支出済額38兆1711億余円、繰越額4317億余円、不用額6兆1448億余円であり、復興期間（当初）全体の執行率は85.3%、繰越率は0.9%、不用率は13.7%となっていた（10、11ページ参照）。

（イ）経費項目別の執行状況

復旧・復興予算の支出済額を経費項目ごとにみると、「復興関係公共事業等」7兆7456億余円、「原子力災害復興関係経費」6兆1223億余円、「地方交付税交付金」5兆8790億余円、「東日本大震災復興交付金」3兆3281億余円等となっている（11～13ページ参照）。

（ウ）財源項目別の歳入の状況

復旧・復興事業の財源等の決算額を財源項目ごとにみると、「復興特別所得税」3兆0830億余円、「復興特別法人税」2兆2995億余円、「一般会計より受入」10兆3057億余円、「復興公債金」17兆3933億余円等となっている（13～15ページ参照）。

(エ) 復興債の発行及び償還の状況

復興債の発行状況をみると、発行計画額計22兆5395億円に対して発行実績額は計17兆3933億余円、復興債の2年度末現在額は6兆7845億余円となっている（15～18ページ参照）。

(オ) 復興財源フレームの状況

2年度末現在の事業規模及び財源の状況をみると、事業規模は、復興期間（当初）の事業費31.3兆円程度に第2期復興・創生期間における事業費1.6兆円程度を加えて計32.9兆円程度、財源は、既に収納されているものに3年度以降に収納するものを含めると計32.9兆円程度となり、財源は事業規模に見合うものと見込まれた（18～21ページ参照）。

イ 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況（21～49ページ参照）

復興期間（当初）の10か年度に東日本大震災関係経費として国から交付された、財政支援等における国庫補助金等及び地方交付税のうち、特定被災自治体に交付されたものは計19兆3389億余円、このうち東北3県に交付されたものが計17兆6796億余円となっていて、全体の91.4%を占めている（21～24ページ参照）。

(ア) 復興関連基金事業の実施状況

復興関連基金事業の実施状況をみると、186事業に係る国庫補助金等交付額計5兆1322億余円、取崩額計3兆8223億余円、基金事業執行率74.4%となっている。そして、終了予定年度が3年度以降である109事業のうち、基金団体が公益財団法人等である59事業に係る19基金の保有割合をみると、15事業に係る3基金の保有割合が1を上回っており、最大で1.85となっているなどしている（26～31ページ参照）。

(イ) 復興交付金事業の実施状況

復興交付金事業の実施状況をみると、特定被災自治体のうち8道県及び99市町村に復興交付金計3兆3283億余円が交付されていて、このうち基金型事業を選択しているのは7県及び89市町村で、交付額は計3兆3248億余円、取崩額は計3兆1318億余円、基金事業執行率は94.1%となっている。復興交付金は、2年6月の特区法の改正により、2年度をもって廃止することとされたが、その後に改正された制度要綱によれば、2年度中に完了しない場合には、復興交付金事業の計画期間の最終年度を3年度に変更する手続を行った上で実施することとされた。さらに、3年度中に

生じた避け難い事故により完了しない場合には、計画期間の最終年度を4年度に変更する手続を行った上で4年度の確実な事業完了に向け必要な措置を講ずることとされている。復興交付金事業の完了等の状況をみると、基幹事業2,911事業のうち、中止又は廃止となった108事業を除き、2年度末までに完了したものが2,656事業、3年度中に完了したものが103事業となっていたが、残りの44事業は4年度に延長して実施されている。復興庁は、4年度に復興交付金事業を実施する特定被災自治体に対して、自らの責任において同年度中に確実に事業を完了するよう求めている（31～34ページ参照）。

ウ 復旧・復興事業の実績及び成果の状況（49～82ページ参照）

(ア) 津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業の実績及び成果

a 防潮堤の整備状況

沿岸37市町村に所在する海岸保全区域に係る583海岸のうち、復興期間（当初）において防潮堤が完成した海岸数は444海岸、完成率は76.1%となっている（3年度末現在、完成した海岸数は計537海岸、完成率92.1%）。また、市町村別の完成率をみると、21市町村では80%以上、このうち13市町村では100%となっている一方、3町では50%未満となっている。3町のうち福島県大熊、双葉両町では、完成していない防潮堤の整備予定地が全て帰還困難区域となっているため、完成率が低くなっている（52～56ページ参照）。

なお、地域によっては、地域住民等との調整により防潮堤の高さが当初設計に基づくものよりも低くなったものもあり、このような場合には、復興基本方針で掲げられているような「多重防御」の発想による対策がより重要となると考えられる（51ページ参照）。

b 津波災害警戒区域の指定、津波避難計画の策定、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況

東北3県における津波災害警戒区域の指定の状況についてみると、2年度末現在でいずれの県においても津波災害警戒区域は指定されていない（4年9月末現在においても同様）。沿岸31市町村における津波避難計画の策定状況、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況をみると、2年度末現在で津波避難計画は全ての市町村で策定されていて、避難対象地域は、該当する地域がない2市を除いた29市町村のうち7市町で指定されておらず、避難困難地域は、該当

する地域がない10市町村を除いた21市町村のうち10市町で設定されていない
(57～59ページ参照)。

(イ) 住まい、市街地等の整備に関する復旧・復興事業の実績及び成果

a 住まいの復興に係る4事業による恒久住宅及び宅地の供給等の状況

(a) 災害公営住宅整備事業等による恒久住宅の供給

災害公営住宅の整備状況をみると、計画戸数29,806戸に対して29,653戸が完成し、完成率は2年度末現在で99.4%となっており、災害公営住宅の整備はおおむね完了しているものの、福島県において整備が4年以上保留されていて、復興公営住宅の宅地として利用されていない土地がある。同県は、帰還に向けての環境整備の進捗状況等を総合的に踏まえて、保留を継続するとしている(59～61ページ参照)。

(b) 災害公営住宅の入居等の状況

災害公営住宅の入居の状況をみると、管理戸数29,589戸のうち27,410戸が入居済み又は入居手続中であり、2,179戸が入居者未定で空室となっている。また、東北3県における一般公営住宅化された災害公営住宅への被災者以外の者の入居戸数の状況をみると、29,589戸のうち2,613戸(8.8%)となっている(61、62ページ参照)。

b 都市再生区画整理事業の実施状況等

都市再生区画整理事業のうち復興土地区画整理事業により整備された土地の面積及びその利用率をみると、整備された面積は、21市町村計で居住系が471ha、産業系が435ha、公共系が408haとなっていて、それぞれの利用率は69.2%、73.7%、96.8%となっている(64～66ページ参照)。

(ウ) 産業再生に関する復旧・復興事業の実績及び成果

a 中小企業者等の事業に係る施設等の復旧状況

東北3県においてグループ補助金の交付決定を受けた延べ12,505事業者のうち延べ9,148事業者が事業を完了しているが、資金や用地の確保が困難となったことなどから延べ569事業者が事業を廃止し又は取り消しているほか、延べ2,788事業者が事業を延期するなどしている(67～69ページ参照)。

b 企業立地支援による復旧・復興の状況

津波・原子力災害立地補助事業、ふくしま立地支援事業及び自立・帰還支援

立地補助事業の各事業の採択事業者数1,668事業者のうち、事業を完了した事業者は867事業者、辞退等事業者数は509事業者となっていて、辞退等事業者数の割合は30.5%となっている。また、新規地元雇用者数について、採択事業者に係る見込数と完了事業者に係る実績数とを比較すると、両者に開差が生じている事業があり、これは、事業を実施中で完了していない事業者や、採択後又は交付決定後に事業を辞退した事業者があることなどのためである（69～71ページ参照）。

(エ) 被災者支援に関する復旧・復興事業の実績及び成果

a 相談活動の実施回数

相談活動の実施回数については減少傾向にあるが、事業実施主体によると、避難等で家族構成が変化したことなどにより、支援を必要とする高齢者世帯や単身者世帯等が増加していることから、これらの者の孤独死を未然に防ぐなどのためにも、復興・創生期間後においても、引き続き相談活動の実施が必要であるとしている（71、72ページ参照）。

b 交流活動の実施回数

交流活動の実施回数は、複数の事業について元年度から2年度で大きく減少しているが、事業実施主体によると、避難指示が解除された地区において、地域住民同士のつながりの修復が必要であるという課題が残っていることなどから、復興・創生期間後も引き続き交流活動の実施が必要であるとしている（73ページ参照）。

c 第2期復興・創生期間に向けての被災者支援総合交付金事業に関する取組

被災者支援については、3年基本方針において、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者等の被災者に対する心のケア等の被災者支援が第2期復興・創生期間の取組事項として掲げられており、支援交付金の東北3県及び管内市町村以外の事業実施主体分を含めた3年度の予算額も125億余円となっていて、引き続き被災者支援総合交付金事業の実施が見込まれる（74、75ページ参照）。

(オ) 住民の帰還等の状況等

a 東北3県における避難者数の状況

復興庁は、全国避難者情報システムにより避難先市町村が把握している避難者数を調査して公表しているが、復興庁が公表している避難者数の中には、既

に避難を終了したと考えられる者が多数含まれており、復興庁が公表している宮城県の県外避難者数は、同県の把握している県外避難者数と大きくかい離していた。復興庁は、同県が把握している避難者数について確認したり、避難先市町村と共有するようしたりなどして、かい離の解消に努めるとしている（76～78ページ参照）。

b 福島県における住民の帰還等の状況

避難指示・解除区域市町村別に平成22年と令和2年の人口を比較すると、2年度末現在で区域内に帰還困難区域が設定されている大熊町等5町村の減少率は70%を超えている。また、平成23年3月11日現在の住民登録数に対する令和2年7月1日現在の帰還者数の割合をみたところ、田村市、広野町及び川内村では50%を超えているが、区域内に帰還困難区域が設定されている町村では低くなっている。特に、富岡、大熊、浪江各町の同割合は5%未満となっているなどしている。住民の帰還促進は、3年3月に改定された福島復興再生基本方針において、引き続き重要な課題であるとされており、現在、避難指示・解除区域市町村は様々な帰還環境整備事業を実施しているが、複数の市町村では、避難指示の解除後も住民の帰還が順調に進んでいないため、利用されないままとなっているなどの施設が見受けられた（78～80ページ参照）。

c 認定復興再生計画による帰還のための取組の実施状況

復興再生計画を作成した6町村のうち、4年6月に葛尾村及び大熊町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が、8月に双葉町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除された。6町村の認定復興再生計画に基づく事業等の進捗状況を確認したところ、4年6月時点において未着手又は実施中となっている事業等が多数見受けられ、認定復興再生計画に記載された事業等のうち完了している事業等が占める割合は、おおむね10%台にとどまっている状況となっている。復興庁は、認定復興再生計画は福島特措法等において、計画期間終了後、国による検証等を行うこととなっていないとしている（80～82ページ参照）。

(2) 所見

復興期間（当初）における国や地方公共団体等の取組により、復興期間（当初）が終了した時点において、地震・津波被災地域では、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も一定程度進展している。一方で、原子力災害被

災地域においては、いまだに帰還困難区域が設定されているなどして、多くの住民が避難生活を余儀なくされている状況となっており、帰還困難区域では、可能なところから段階的に、一日も早い復興を目指した各種の復旧・復興事業が行われるなどしている。

そして、3年基本方針によれば、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなっているとして、地震・津波被災地域においては、復興の総仕上げの段階に入っている一方で、今後も一定の支援が必要な心のケア等の被災者支援、住まいとまちの復興等の取組を行うこと、原子力災害被災地域においては、復興・再生には中長期的な対応が必要であり、本格的な復興・再生に向けた帰還・移住等の促進等の取組を行うことなどとされている。ついては、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が復興基本法に定める基本理念に即して更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後も次の点に留意するなどして、第2期復興・創生期間における復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復興期間（当初）に実施された各種事業に係る予算執行の実績等を踏まえて、東北3県等との緊密な連絡調整を行うことなどにより、第2期復興・創生期間において各種事業が円滑かつ着実に実施されるよう努めること

イ 3年度以降に終了することとなっている復興関連基金事業について、基金事業終了年度までに必要な基金事業費よりも基金残額が上回っているものが見受けられることから、基金団体が地方公共団体である基金を含め、引き続き、使用見込みのない余剰金等が生じていないか確認するなど、資金が有効に活用されるよう、基金団体と十分に連携して適切な基金の執行管理を行うこと。また、復興交付金事業について、3年度中に完了せず4年度に延長して実施されている事業が同年度中に完了するよう助言等を行うこと

ウ 津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業について、引き続き、災害に強い地域が形成されるよう、警戒避難体制の整備を進めていくなどして、「多重防御」のための施策を円滑に遂行していくよう助言等を行っていくこと。住まい、市街地等の整備に関する復旧・復興事業について、復興交付金事業等により整備された住宅の入居状況や土地の利用状況を踏まえ、新たな整備について慎重に検討するなどの必要な助言等を行っていくこと。産業再生に関する復旧・復興事業について、引き続き、被災地における企業立地の進展により新規雇用を創出するために、事業を実

施して新規地元雇用者数を確保できるよう支援するとともに、事業完了後も継続して雇用が確保されるよう助言等を行っていくこと

エ 被災者支援に関する復旧・復興事業について、引き続き、東北3県等における課題等を把握して、支援・助言等を行っていくとともに、東北3県等からの要望も踏まえつつ、適切に事業内容の見直しを図るなどの取組を行っていくこと

オ 東北3県における避難者数を正確に把握したり、帰還環境整備事業により整備された施設の利用状況等を把握したり、帰還困難区域が設定されている市町村の課題等を把握したりなどして、これらを踏まえて支援・助言等を行っていくこと

会計検査院としては、今後も復興等に関する事業の実施状況について引き続き注視していくこととする。

別 図 表 目 次

別図表1	東日本大震災からの復旧・復興に対する主な取組等	91
別図表2	帰還困難区域及び特定復興再生拠点区域の状況（概念図）	92
別図表3	基金団体が公益財団法人等である復興関連基金事業のうち基金の保有割合が1を上回っているもの	93
別図表4	復興交付金事業の基幹事業（5省40の基幹事業）の概要	94
別図表5	復興交付金事業（基幹事業）の事業別完了等の状況（令和2年度末現在）	96
別図表6	復興交付金事業（基幹事業）における基金型事業の交付額等（令和2年度末現在）	97
別図表7	被災者支援総合交付金事業の概要	98
別図表8	福島再生加速化交付金の交付対象事業の概要	100
別図表9	復興特会等における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況（平成23年度～令和2年度）	104
別図表10	東日本大震災の発生後の国の津波対策に関する主な取組（平成23年4月～令和4年3月）	105
別図表11	避難路及び避難施設の市町村別の指定数（平成27年度末現在及び令和2年度末現在）	105

別図表1 東日本大震災からの復旧・復興に対する主な取組等

年月		内 容
平成23年	3月	東日本大震災発生、緊急災害対策本部の設置、原子力災害対策本部の設置
	5月	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）施行
集中復興期間	6月	東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）施行
	7月	「東日本大震災からの復興の基本方針」東日本大震災復興対策本部決定
	12月	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）施行
		東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）施行
		「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」原子力災害対策本部決定
	24年 2月	復興庁、復興推進会議の設置
	3月	福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）施行
	4月	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の改正、東日本大震災復興特別会計の設置
	7月	「福島復興再生基本方針」閣議決定
	9月	原子力規制委員会、原子力規制庁の設置
復興期間	10月	（東日本大震災等の被災者を救助するために設置するなどした応急仮設住宅の供与等の状況について）注(1)
		（公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する会計検査の結果について）注(2)
		（公共建築物における耐震化対策等に関する会計検査の結果について）注(2)
		（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について）注(2)
	25年 1月	「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」復興推進会議決定 （集中復興期間における事業規模と財源の見直し 復興財源フレーム：19兆円→25兆円）
	7月	（東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について）注(1)
	8月	避難指示区域見直し完了
	9月	（東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について）注(1)
	10月	（公共建築物における耐震化対策等に関する会計検査の結果について）注(2)
		（公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する会計検査の結果について）注(2)
復興・創生期間		（東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について）注(1)
		（東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について）注(2)
		（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について）注(2)
	26年 5月	東日本大震災復興特別区域法の改正
	6月	「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」産業復興の推進に関するタスクフォース策定
	10月	（復興木材安定供給等対策の実施状況等について）注(1)
	27年 3月	（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について）注(2)
		（東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について）注(2)
	5月	福島復興再生特別措置法の改正
	6月	「平成28年度以降の復旧・復興事業について」復興推進会議決定 （集中復興期間終了後の復旧・復興事業の基本的枠組み決定 復興財源フレーム：25兆円→32兆円） 「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」閣議決定
復興・創生期間	28年 3月	「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」閣議決定
	4月	（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について）注(2)
	8月	「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」原子力災害対策本部・復興推進会議決定
	29年 4月	（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について 29年報告）注(2)
	5月	福島復興再生特別措置法の改正
	6月	「福島復興再生基本方針」の改定
	30年 3月	（東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について）注(2)
	31年 3月	「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」閣議決定
	令和元年 12月	「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」閣議決定 （福島再生加速化交付金事業等の実施状況について）注(1)
	2年 6月	復興庁設置法（平成23年法律第125号）の改正に伴い復興庁の設置期限が10年間延長 各法律の改正（東日本大震災復興特別区域法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法、特別会計に関する法律、福島復興再生特別措置法）
復興・創生期間	7月	「令和3年度以降の復興の取組について」復興推進会議決定 （令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた主な取組 復興財源フレーム：32兆円→32.9兆円）
	3年 3月	「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」閣議決定
		「福島復興再生基本方針」の改定
注(3)	5月	（福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する会計検査の結果について）注(2)

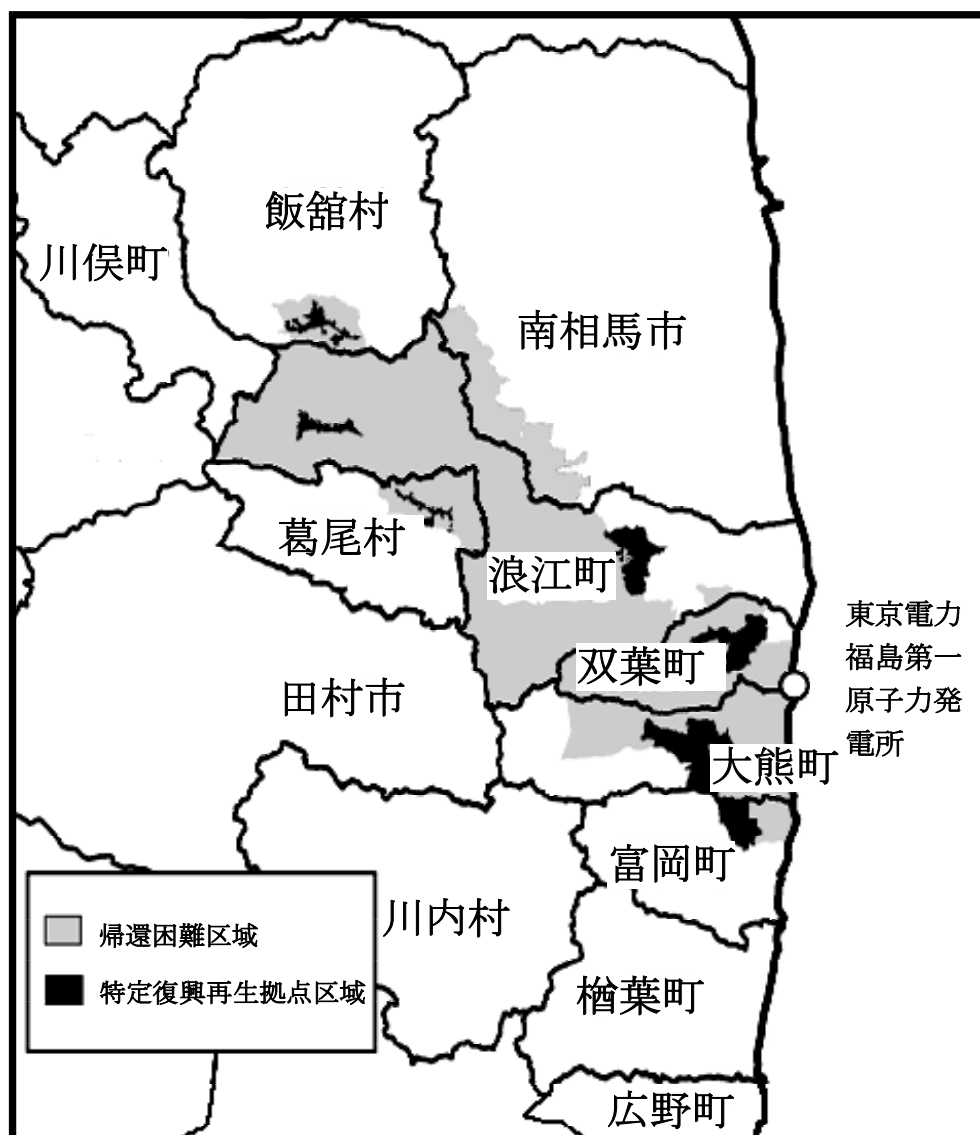
注(1) 会計検査院が会計検査院法第30条の2の規定に基づいて行った報告である。

注(2) 国会法第105条の規定に基づく要請に対して、会計検査院が会計検査院法第30条の3の規定に基づいて行った報告である。

注(3) 令和3年4月1日以降は第2期復興・創生期間である。

注(4) 復興庁等の公表資料を基に会計検査院が作成した。

別図表2 帰還困難区域及び特定復興再生拠点区域の状況（概念図）



注(1) 環境省が公表している特定復興再生拠点区域の図を基に会計検査院が作成した。

注(2) 特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域の範囲内にある。

注(3) 復興再生計画を作成した6町村のうち、認定年月日が最も遅い葛尾村の復興再生計画が認定された平成30年5月11日時点の状況に基づき作成した。

別図表3 基金団体が公益財団法人等である復興関連基金事業のうち基金の保有割合が1を上回っているもの

・令和2年度末

番号	復旧・復興予算	所管省庁	基金事業名	保有割合
1	平成25年度(補正予算)	復興庁	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	1.85
2	令和元年度(補正予算)			
3	平成23年度(第1次補正予算)	農林水産省	漁業者等緊急保証対策事業交付金	1.53
4	23年度(第3次補正予算)			
5	24年度(当初予算)			
6	25年度(当初予算)			
7	26年度(当初予算)			
8	27年度(当初予算)			
9	28年度(当初予算)			
10	29年度(当初予算)			
11	30年度(当初予算)			
12	令和元年度(当初予算)			
13	2年度(当初予算)			
14	平成23年度(第1次補正予算)	経済産業省	経営安定関連保証等対策費補助事業	1.04
15	23年度(第3次補正予算)			

・3年度末

番号	復旧・復興予算	所管省庁	基金事業名	保有割合
1	平成25年度(補正予算)	復興庁	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	1.55
2	令和元年度(補正予算)			
3	平成23年度(第1次補正予算)	農林水産省	林業信用保証事業交付金(災害復旧)	1.27
4	23年度(第3次補正予算)			
5	24年度(当初予算)			
6	25年度(当初予算)			
7	26年度(当初予算)			
8	27年度(当初予算)			
9	28年度(当初予算)			
10	23年度(第1次補正予算)	農林水産省	漁業者等緊急保証対策事業交付金	2.10
11	23年度(第3次補正予算)			
12	24年度(当初予算)			
13	25年度(当初予算)			
14	26年度(当初予算)			
15	27年度(当初予算)			
16	28年度(当初予算)			
17	29年度(当初予算)			
18	30年度(当初予算)			
19	令和元年度(当初予算)			
20	2年度(当初予算)			
21	平成23年度(第3次補正予算)	農林水産省	農業経営金融支援対策費補助金(復旧・復興対策特別保証)	1.02
22	23年度(第1次補正予算)	経済産業省	中小企業災害復旧資金利子補給事業	1.20
23	23年度(第1次補正予算)	経済産業省	経営安定関連保証等対策費補助事業	1.04
24	23年度(第3次補正予算)			

(注) 各所管府省庁が公表している「令和3年度基金シート」及び「令和4年度基金シート」を基に会計検査院が作成した。

別図表4 復興交付金事業の基幹事業（5省40の基幹事業）の概要

基幹事業	事業番号	事業概要
文部科学省		
公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	A-1	復興のための地域づくりに必要な公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校小・中学部における新増築事業（学校統合に伴う新増築事業を含む。）
学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	A-2	復興のための地域づくりに必要となる公立学校施設の耐震化、改修事業等
幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	A-3	被災地の復興に際して、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（幼稚園機能部分）の整備による幼稚園等の複合化や多機能化を図るための整備への重点的な財政支援
埋蔵文化財発掘調査事業	A-4	個人住宅・店舗等の新築、改修等や震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するために必要となる費用の支援
厚生労働省		
医療施設耐震化事業	B-1	災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院や重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの耐震化整備を促進
介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	B-2	被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するために、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加えて、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業
保育所等の複合化・多機能化推進事業	B-3	被災地の復興に際して、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の子育て関連施設の複合化や多機能化を図るための整備への重点的な財政支援
農林水産省		
農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	C-1	農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備、農地・宅地の一体的な整備等の被災地域の多様なニーズに対応した事業
農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	C-2	東日本大震災により被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援して、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る事業
震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）	C-3	東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施して、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進
被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	C-4	東日本大震災により被災した市町村が策定する復興計画に掲げられた農業復興を実現するために、市町村が農業・加工用施設の整備等を行い、被災農業者等へ貸与することで農業復興を支援
漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	C-5	被災地の漁業集落において、安全・安心な居住環境を確保するための地盤かさ上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施して、災害に強い漁業地域づくりを推進
漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	C-6	被災地の漁港において、漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興の方針に基づき、災害復旧事業と連携して、地震・津波等に対する防波堤、岸壁等の機能強化のための改良工事や地盤沈下に対応した漁港施設用地のかさ上げ・排水対策等を実施して、漁港機能の速やかな回復を図る事業
水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	C-7	本格的な水産業の復興に向けて、被災した市町村が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援
農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	C-8	農林水産業が基幹産業となっている被災市町村の一日も早い復興を支援するために、地域の農林水産業を技術面から支えている県の農林水産試験研究機関について、その施設等を整備
木質バイオマス施設等緊急整備事業	C-9	被災地域の復興に向けて、木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設等の整備や木造公共建築物の整備等により、地域の資源を活用した新しいまちづくりを推進
国土交通省		
道路事業（市街地相互の接続道路等）	D-1	津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備を実施
道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	D-2	津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備（区画整理）を実施
道路事業（道路の防災・震災対策等）	D-3	津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた道路の防災・震災対策等を実施

基幹事業	事業番号	事業概要
災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	D-4	東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るために、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援
災害公営住宅家賃低廉化事業	D-5	東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るために、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援
東日本大震災特別家賃低減事業	D-6	応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行して、速やかに生活再建ができるように、災害公営住宅等の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担し得る水準まで低廉化するために、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援
公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	D-7	公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るために、既存の公営住宅、改良住宅等を対象とした耐震改修や昇降機改修を促進
住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	D-8	不良住宅が密集することなどによって保安、衛生等に関して危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を全て除却して、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備
小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	D-9	不良住宅が集合することなどにより生活環境の整備が遅れている地区において、地方公共団体が不良住宅を除却して、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備
住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	D-10	老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進して、住環境改善、防災性の向上等を図るために、敷地の共同化や避難路整備等により、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業
優良建築物等整備事業	D-11	東日本大震災による被災市街地の早期復興を図るために、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給を推進
住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	D-12	住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進する事業。「減災」の考え方にに基づき、「逃げる」という視点も含めた対策を実施して、災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路沿道住宅建築物、避難路沿道住宅建築物及び避難所等の耐震化を行う事業
住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	D-13	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業
造成宅地滑動崩落緊急対策事業	D-14	地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地における、再度災害を防止するための滑動崩落防止の緊急対策工事に対する支援
津波復興拠点整備事業	D-15	復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対する支援
市街地再開発事業	D-16	被災地の復興に当たり、被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進
都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	D-17	広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するために、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応して、被災市街地復興土地区画整理事業等（緊急防災空地整備事業、都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興土地区画整理事業）により緊急かつ健全な市街地の復興を推進
都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	D-18	東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するために、土地区画整理事業で行う道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進
都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	D-19	東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するために、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進
都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	D-20	避難行動調査等により科学的知見に裏付けられた計画策定、住民の合意形成等のコーディネートに対する支援や、計画に位置付けられた市街地の防災性の向上のための地区公共施設等整備等に対する支援
下水道事業	D-21	東日本大震災を踏まえた、被災した地方公共団体における下水管の耐震化、水処理施設の耐震補強等に対する支援
都市公園事業	D-22	被災地の復興において津波災害に強い地域づくりを推進するために、津波被害を軽減する機能を有する都市公園（津波防災緑地）の整備等について支援
防災集団移転促進事業	D-23	東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業
環境省		
低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	E-1	復興地域の浄化槽整備を促進するために、被災地域において低炭素社会対応型浄化槽等を設置する者に対して設置費用を助成（個人設置型）したり、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うために必要な費用を助成（市町村設置型）したりする事業

別図表5 復興交付金事業（基幹事業）の事業別完了等の状況（令和2年度末現在）

(単位：事業、%)								
所管省	事業番号	基幹事業名	完了 A	実施中	中止又は廃止 B	事業数 C	事業完了率 A/ (C－B)	＜参考＞ 平成27 年度末 現在の 事業完了率
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）	24	－	1	25	100.0	47.0
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	76	－	－	76	100.0	52.3
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	4	－	－	4	100.0	50.0
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	71	2	4	77	97.2	28.5
厚生労働省	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	2	－	－	2	100.0	100.0
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	17	－	－	17	100.0	66.6
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	91	20	5	116	81.9	42.2
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	29	1	1	31	96.6	82.7
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）	1	1	－	2	50.0	－
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	76	－	－	76	100.0	77.2
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	127	32	3	162	79.8	15.6
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	64	4	－	68	94.1	39.7
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	90	1	3	94	98.9	43.6
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	10	－	－	10	100.0	80.0
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	17	－	1	18	100.0	100.0
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	345	46	31	422	88.2	16.5
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	31	3	－	34	91.1	12.5
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	9	－	－	9	100.0	44.4
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	430	1	26	457	99.7	58.1
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	97	－	2	99	100.0	2.9
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	82	－	2	84	100.0	1.4
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	9	－	1	10	100.0	55.5
	D-11	優良建築物等整備事業	10	6	1	17	62.5	18.1
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	4	－	－	4	100.0	100.0
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅地移転事業）	28	－	－	28	100.0	10.7
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	32	－	－	32	100.0	90.6
	D-15	津波復興拠点整備事業	30	－	2	32	100.0	17.2
	D-16	市街地再開発事業	9	1	3	13	90.0	20.0
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	135	9	6	150	93.7	57.3
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	18	－	－	18	100.0	55.5
	D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	190	1	4	195	99.4	74.1
	D-21	下水道事業	111	11	3	125	90.9	26.7
	D-22	都市公園事業	62	5	5	72	92.5	16.1
	D-23	防災集団移転促進事業	300	3	4	307	99.0	9.9
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	25	－	－	25	100.0	16.6
計			2,656	147	108	2,911	94.7	36.8

（注）事業番号は、「別図表4 復興交付金事業の基幹事業（5省40の基幹事業）の概要」と対応している。

別図表6 復興交付金事業（基幹事業）における基金型事業の交付額等（令和2年度末現在）

(単位：百万円、%)

所管省	事業番号	基幹事業名	交付額 (第1回～ 第29回)	取崩額	基金事業 執行率	国庫 返還額	残余额	＜参考＞ 平成27年 度末現在の 基金事業 執行率
文部 科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	5,990	5,696	95.0	290	8	82.4
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	4,615	4,298	93.9	260	16	78.4
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	137	99	72.3	37	0	38.6
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	3,179	2,423	74.3	702	135	56.2
厚生 労働省	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	30	30	100.0	-	-	100.0
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	723	726	97.3	20	-	91.6
農林 水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	115,188	121,609	99.6	439	32	67.2
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	4,275	3,964	91.7	259	95	88.4
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	633	594	92.0	51	0	42.7
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	41,536	34,800	98.4	507	56	96.3
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	65,960	62,767	93.2	2,775	1,744	44.3
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	9,182	8,622	94.2	448	81	55.4
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	122,839	119,189	97.1	3,320	177	80.2
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	13,816	13,308	99.7	32	7	84.2
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	3,483	428	12.3	3,054	-	12.3
国土 交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	370,154	382,527	97.0	9,866	1,962	45.0
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	52,712	52,957	97.5	1,278	55	74.7
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	1,237	1,438	95.3	69	0	73.2
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	668,653	603,948	98.3	9,841	237	70.0
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	62,372	101,373	97.1	671	2,326	67.2
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	6,086	9,590	96.0	178	217	66.7
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	1,173	915	83.4	182	0	64.5
	D-11	優良建築物等整備事業	5,919	5,891	99.7	16	0	66.9
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	56	52	92.5	4	0	92.4
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅地移転事業）	22,175	10,881	72.5	3,921	191	38.7
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	30,530	25,570	93.0	1,919	0	84.0
	D-15	津波復興拠点整備事業	100,952	99,320	96.6	3,373	30	70.8
	D-16	市街地再開発事業	10,075	10,543	98.5	152	0	55.4
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	334,821	334,306	96.1	11,036	2,202	64.1
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	56,429	32,772	57.6	23,887	204	36.4
	D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	17,665	17,082	95.6	576	203	76.5
	D-21	下水道事業	225,459	228,610	97.5	5,364	341	41.5
	D-22	都市公園事業	44,758	40,691	87.7	5,615	61	43.4
	D-23	防災集団移転促進事業	520,248	439,438	91.2	39,473	2,925	73.7
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	3,214	2,666	82.9	473	74	68.6
計			2,926,288	2,779,141	95.0	130,104	13,390	64.8
4基幹事業（事業番号C-5、D-4、D-17及びD-23）の計			1,589,684	1,440,461	95.3	63,127	7,109	69.3

注(1) 「基金事業執行率」の欄は、復興交付金事業が事業間で流用して使用できるため、「交付額（第1回～第29回）」に流用増減額を考慮した上で、「取崩額」が「交付額（第1回～第29回）」に流用増減額を考慮した後の額に占める割合を記載している。

注(2) 復興交付金事業は、事業間で流用して使用できるため、「残余额」の欄は、流用増減額を考慮した上で記載している。

注(3) 事業番号は、「別図表4 復興交付金事業の基幹事業（5省40の基幹事業）の概要」と対応している。

注(4) 「取崩額」には、令和3年度以降に繰り越して執行する予定の額が含まれている。

別図表7 被災者支援総合交付金事業の概要

所管	事業番号・事業名		事業概要	被災者に対する直接的な支援活動 (相談活動、交流活動)		
				活動 番号	活動内容	相談活動、 交流活動の 別
復興 庁	被災者支援総合事業		各地域の復興の進展に伴う被災者支援の課題への総合的な対応を図る。			
	1	住宅・生活再建支援事業	東日本大震災により、応急仮設住宅等において避難生活をしている被災者又は震災による被害を受けた自宅等で生活を継続している被災者であって、今後の恒久住宅の確保や生活の再建の見通しを立てることが困難な者等について、住宅・生活再建に関する相談員（生活再建相談員）の配置その他の取組により、住宅及び生活の再建計画の策定など、住宅・生活再建に向けた相談支援を行う。	1-1	応急仮設住宅等での訪問による相談支援、出張相談会の実施、又は、住宅・生活再建に係る手続の同行支援	相談活動
				1-2	法律・住宅・金融・福祉等の専門家による相談支援の実施	相談活動
				1-3	転居先の情報提供	相談活動
	2	コミュニティ形成支援事業	東日本大震災の被災地域において、復興の進展に伴い、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移転や、応急仮設住宅の集約化が進展していることに対応し、応急仮設住宅や災害公営住宅等において、コミュニティ形成に係る活動の支援人材（コミュニティ支援員）の配置その他の取組により、当該住宅内の住民同士のコミュニティ形成や、当該住宅の住民と住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合など、住宅移転後の円滑なコミュニティ形成を図る。	2-1	応急仮設住宅や災害公営住宅の集会所等を活用し、地域住民との融合を図るための交流会等を開催	交流活動
	3	「心の復興」事業	東日本大震災の被災地では、応急仮設住宅等での避難生活が長期化するとともに、災害公営住宅等でのコミュニティ形成が十分にはなされていない状況において、被災者の心身のケアや孤立防止が重要となっていることに対応し、避難先の地域住民との交流会の実施その他の取組により、被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することを支援するほか、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組の促進を図る。 また、震災から5年が経過し、被災地では、引き続き復興に向けた取組が進められる中で、被災者の積極的な参画の下、震災の風化防止や地域の活性化の取組を促進し、地域コミュニティの再構築を図る。	3-1	被災者自身が参画し活動する機会を創出し、震災の風化防止や地域の活性化の取組による、地域コミュニティの再構築	交流活動
	4	被災者生活支援事業	応急仮設住宅等の立地やコミュニティの形成状況等により、被災者の安定的な日常生活の維持が懸念される場合に関し、生活・住宅環境に関する支援員（被災者生活支援員）の配置その他の取組により、地域コミュニティ等による自立的な支援体制が構築されるまでの間、特に支援が必要な生活課題への対応に関する支援を行う。	4-1	応急仮設住宅等の入居者の生活・住宅環境に関する相談への支援、日用品の買い物や通院・通学等、安定的な日常生活の確保に必要な支援の実施	相談活動
文部 科学 省	5	被災者支援コーディネート事業	東日本大震災の被災地域において、復興の進展に伴い生じる様々な被災者支援の課題に対応し、各地域の実情に応じた効果的・効率的な支援活動が実施されるように、被災者支援調整会議の開催その他の取組を実施する。			
	6	県外避難者支援事業	東日本大震災に伴い、東北3県の被災者であって、当該県以外で避難生活を送っている者（以下「県外避難者」という。）について、県外避難者の見守り・相談対応やコミュニティ形成等の支援人材（復興被災者支援員）の配置その他の取組により、避難先における安定した日常生活を確保するとともに、円滑な帰還や生活再建等を支援する。	6-1	県外避難者の避難先での日常生活を支えるための見守り・相談支援、各種支援活動等に係る情報提供や、避難者相互や地域住民との交流活動の実施	交流活動
				6-2	県外避難者の避難元自治体の現状の理解促進や、帰還後の人的なネットワークの形成を支援するための交流・相談会等の開催	交流活動
	7	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	被災地における子供の学習環境の好転や仮設住宅内、また、仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を図るため、学習支援コーディネーターによる学習支援体制の整備等その他の取組を地域の実情に応じて実施する。	7-1	仮設住宅の地域住民等の参画の場や子供たちの学びの場づくりなど	交流活動
	福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業		東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条の規定を踏まえ、福島県内の子供を対象として、学校等や社会教育関係団体が実施する自然体験活動等や県外の子供たちとの交流活動に資することを目的とする事業を実施する。			
	8	学校等体験活動支援事業	幼稚園・保育所、小・中学校の児童・生徒等が自然体験活動等の体験活動又は地域間の交流などを行う事業を実施する。	8-1	日帰り又は宿泊を伴い、自然体験活動等の体験活動又は地域間の交流を中心とするもの	交流活動
	9	社会教育関係団体体験活動支援事業	夏休みや冬休みなどを利用したおおむね連続1週間以上の宿泊を伴って自然体験又は地域間の交流を行う事業を実施する。	9-1	夏休みや冬休みなどを利用したおおむね連続1週間以上の宿泊を伴い、自然体験又は地域間の交流を中心とするもの	交流活動

所管	事業番号・事業名		事業概要	被災者に対する直接的な支援活動 (相談活動、交流活動)		
				活動 番号	活動内容	相談活動、 交流活動の 別
厚生 労働 省	10	被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）	被災者の心のケアや孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援や住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進等、その孤立防止等のために必要となる支援を一体的に提供する体制の構築を図るための取組を実施する。	10-1	仮設住宅又は災害公営住宅等の巡回訪問、相談支援及び情報提供	相談活動
	11	被災者見守り・相談支援事業（公募法人実施分）	「寄り添い型相談支援事業の実施について」（平成28年4月11日付け社援発0411第4号厚生労働省社会・援護局長通知）による寄り添い型相談支援事業で相談を受けた被災者に対して、電話又は面接の方法による相談支援や関係機関への同行支援、居場所づくりなど、その抱える課題の解決の推進を図るための取組を実施する事業であって、国が公募により選定した法人が実施する。			
	12	仮設住宅サポート拠点運営事業	仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を実施する。	12-1	仮設住宅の要介護高齢者・障害者（児）等に係る総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等を包括的に提供するサービス拠点（介護等のサポート拠点）の設置・運営	相談活動
	13	被災地健康支援事業	仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進を図るための取組を実施する。	13-1	巡回栄養・食生活指導事業	相談活動
	14	被災者の心のケア支援事業	保健福祉担当部局、精神保健福祉センター、保健所、管内市町村、医療機関等からなる「被災者の心のケア支援事業運営委員会」の設置その他の取組を実施する。	14-1	被災者への個別相談支援	相談活動
	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業		様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けている子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災した子どもの心身の健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施する。			
	15	子ども健やか訪問事業	東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どものいる家庭で、心身の健康・生活面の負担を強いられている子育て家庭や、長期の避難生活から自宅に帰還した後であっても、避難生活による子どもの心身の健康・生活面への影響等への対応が必要と考えられる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児支援、専門の支援機関の紹介等を行う。 訪問は、地域のニーズに応じた適切な人材が担うこととし、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得るなどの工夫を図る。	15-1	心身の健康・生活面への影響等への対応が必要と考えられる家庭等を訪問、心身の健康に関する相談、生活・育児支援、専門の支援機関の紹介	相談活動
	16	仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修するなどして、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースとして確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊びなどへの支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保することにより、仮設住宅に住む子どもたちへの支援を行う。			
	17	遊具の設置や子育てイベントの開催	被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、被災地における子どもたちの遊び場の確保等の事業を積極的に支援することにより、子どもの運動機会を確保する。 児童館や体育館等へ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式的大型遊具を活用した子育てイベントの開催等を支援する。	17-1	移動式的大型遊具を活用した子育てイベントの開催	交流活動
	18	親を亡くした子ども等への相談・援助事業	東日本大震災による被災児童及びその家族が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う子どもの心身のケアセンター設置等事業その他の取組を実施する。	18-1	被災児童等の交流会実施事業	交流活動
	19	児童福祉施設等給食安心対策事業	東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のため、児童福祉施設等の給食用食材の放射線検査その他の取組を支援する。			
	20	保育料等減免事業	東日本大震災に伴う被災者に対し、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設等の利用者負担額（保育認定の子どもに限る。）及び児童入所施設徴収金の減免を実施する。			

別図表8 福島再生加速化交付金の交付対象事業の概要

・長期避難者生活拠点形成

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
生活拠点事業	1	災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)	国土交通省	避難者の居住の安定確保を図るために、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援
	2	災害公営住宅家賃低廉化事業		避難者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るために、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援
	3	東日本大震災特別家賃低減事業		応急仮設住宅等に居住する低所得の避難者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担し得る水準まで低廉化するために、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援
	4	公営住宅等ストック総合改善事業		公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るために、既存の公営住宅や改良住宅等を対象とした耐震改修及び昇降機改修に係る費用を支援
関連基盤整備等事業	5	交通安全施設等整備事業	警察庁	長期避難者の交通の安全と円滑を確保するために、都道府県公安委員会が実施する信号機、道路標識及び道路標示の新設、改良等に係る費用を支援
	6	公立学校施設整備費国庫負担事業	文部科学省	居住制限者の生活拠点の形成のために行う、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の校舎及び屋内運動場、中等教育学校の前期課程の寄宿舎、特別支援学校の小学部及び中学部の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎）の新増築並びに小学校、中学校及び義務教育学校の統合に伴って必要となる校舎又は屋内運動場の新増築に要する経費を支援
	7	学校施設環境改善事業		居住制限者の生活拠点の形成のために行う、義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部）等の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎）等で構造上危険な状態にある建物の改築並びに幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の補強を要する建物の補強工事等に要する経費等を支援
	8	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		認定こども園（幼稚園及び幼稚園機能部分）の整備により、幼稚園等を複合化、多機能化する際の整備（新設、修理及び改造）に係る経費を支援
	9	埋蔵文化財発掘調査事業		埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う、発掘調査及び発掘された資料の保存整理に要する費用並びに埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにして復興事業と調整するために行う、遺跡の詳細な分布、試掘等による総合調査に要する経費等を支援
	10	認定こども園整備事業	厚生労働省	長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、認定こども園の整備に係る経費を支援
	11	保育所等の複合化・多機能化推進事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に係る経費を支援
	12	保育所緊急整備事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、保育所の整備に係る経費を支援
	13	放課後児童クラブ整備事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、放課後児童クラブの整備に係る経費を支援
	14	児童福祉施設等整備事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、児童福祉施設等の整備に係る経費を支援
	15	子育て支援のための拠点施設整備事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、子育て支援のための拠点施設の整備に係る経費を支援
	16	介護基盤復興まちづくり整備事業		被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するために、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な取組に係る経費を支援
	17	介護基盤の緊急整備等特別対策事業		地域の介護ニーズに対応するための小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備に係る経費を支援
	18	施設開設準備経費助成特別対策事業		特別養護老人ホーム等の円滑な開設のために、施設の開設準備に係る経費を支援
	19	定期借地権利用による整備促進特別事業		施設等用地の確保を容易にすることを通じて、介護施設等の整備を促進するために、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について支援
	20	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業		都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備に係る経費を支援
	21	地域介護・福祉空間整備推進事業		地域密着型サービス等の導入や「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業」による先進的事業の実施のために、特に必要と認められる場合、設備やシステムに係る経費を支援
	22	被災者生活支援事業		避難先市町村の居住制限者である高齢者、障害者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図るための経費を支援

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
関連基盤整備等事業	23	社会福祉施設等施設整備事業	厚生労働省	社会福祉法人等による社会福祉施設等の整備に係る経費を支援
	24	水道施設整備事業		生活拠点形成事業計画に基づく災害公営住宅等の整備に伴う新たな水道施設の整備に係る経費を支援
	25	「農」のある暮らしづくり事業	農林水産省	長期避難者の生活環境を改善するために、災害公営住宅整備と併せて行う市民農園等の整備に係る経費を支援
	26	道路事業	国土交通省	長期避難者のための災害公営住宅へのアクセス道路や災害公営住宅の整備に伴って交通量が增大する交差点等の改良等の整備に係る費用を支援
	27	下水道事業		長期避難者の安定した生活環境を確保するために、必要な下水道管きよの整備等に係る費用を支援
	28	都市公園事業		長期避難者のための生活拠点の形成を促進するために、居住制限者が入居する公営住宅の整備と一体的に、避難者を受け入れている地方公共団体における基盤整備の一つとして都市公園の整備に係る費用を支援
	29	廃棄物処理施設改良・改修事業	環境省	長期避難者を受け入れている地方公共団体において、避難者の安定した生活環境を確保するために、必要な廃棄物処理施設の改良・改修に係る費用を支援

(注) 番号は、各実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

・福島定住等緊急支援

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
	1	学校、保育所、公園等の遊具の更新	復興庁	子どもの運動機会の確保のために、学校、保育所、公園等の遊具の更新を支援
	2	福島健康不安対策事業		福島県が行う子どもをはじめとする住民の健康を守る取組として、県民の健康不安の解消に資する事業を支援
	3	地域の運動施設の整備（地域屋内スポーツ施設の新改築等、地域水泳プールの新改築等、地域屋外スポーツ施設の新改築等、地域屋外スポーツ施設の上屋新築、地域屋外水泳プールの上屋新築）	文部科学省	長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保に資する地域の運動施設の整備を支援
	4	地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（学校の屋外運動場の整備に関する事業、学校開放用屋外水泳プールの新改築等、学校開放用水泳プール上屋の新改築、学校開放用屋内水泳プールの新改築等、学校開放用屋外運動場照明施設の新改築、学校開放用クラブハウスの新改築等）		長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備を支援
	5	地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）	国土交通省	子どもの運動機会の確保のために、公園・広場の整備を支援
	6	子育て定住支援賃貸住宅の建設		子育て世帯の帰還・定住を促進するために、地方公共団体が建設し、管理する公的な賃貸住宅及びその附帯施設の建設を支援
	7	子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化		子育て世帯の帰還・定住を促進するために、地方公共団体が建設し、管理する公的な賃貸住宅に係る家賃の低廉化を支援

(注) 番号は、各実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

・帰還環境整備

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
生活拠点整備	1	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	国土交通省	原子力災害により避難を余儀なくされた地元住民の帰還後の居住の安定確保を図るために、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援
	2	災害公営住宅家賃低廉化事業		帰還者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るために、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援
	3	東日本大震災特別家賃低減事業		低所得の帰還者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担し得る水準まで低廉化するために、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援
	4	公営住宅等ストック総合改善事業		公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るために、既存の公営住宅や改良住宅等を対象とした耐震改修及び昇降機改修に係る費用を支援
	5	福島再生賃貸住宅整備事業		本来帰還を望む住民や新規転入の可能性がある者が、他の地域への移転・居住を選択せず、被災地に定住し人口を回復させるために、避難指示のあった地域において公的賃貸住宅の建設等を支援
	6	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業		地元住民、新規転入者向けに整備された公的賃貸住宅について、入居者の居住の安定確保を図るために、公的賃貸住宅の家賃低廉化に係る費用を支援
	7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業		避難指示解除後の町内復興拠点、郡内復興拠点の形成のための公的賃貸住宅整備を緊急かつ迅速に実施するために、公的賃貸住宅に係る用地取得費及び土地造成費を補助対象とし、地方公共団体の取組を支援
	8	福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）		原子力災害からの復興の拠点となる市街地（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援
	9	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）		原子力災害からの復興の拠点となる市街地を形成する面整備事業として、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進
	10	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）		原子力災害被災地域の早期復興及び市街地の防災性の向上を図り、避難を余儀なくされた住民の帰還を促進するために、被災地における復興まちづくりなどに対して支援
	11	道路事業（面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等）		土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業等による面整備事業の施行と一体的に施行すべきアクセス道路等の整備（道路の新設・改築）及び面整備事業の施行地区内で整備する都市計画道路の整備等に係る費用を支援
	12	下水道事業		原子力災害により避難を余儀なくされた地元住民の帰還後の生活に必要な下水道管きよの整備等に関する費用を支援
	13	都市公園事業		住民の帰還促進を図るための環境整備に資する都市公園の整備に係る費用を支援
生活環境向上対策	14	公立学校施設整備費国庫負担事業	文部科学省	復興・再生に遅れが生じている地域の生活拠点の整備のために行う、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の校舎及び屋内運動場、中等教育学校の前期課程の寄宿舎、特別支援学校の小学部及び中学部の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎）の新増築並びに小学校、中学校及び義務教育学校の統合に伴って必要となる校舎又は屋内運動場の新增築に要する経費を支援
	15	学校施設環境改善事業		復興・再生に遅れが生じている地域の生活拠点の整備のために行う、義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部）等の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎）等で構造上危険な状態にある建物の改築並びに幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の補強を要する建物の補強工事等に要する経費等を支援
	16	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		認定こども園（幼稚園及び幼稚園機能部分）の整備により、幼稚園等を複合化、多機能化する際の整備（新設、修理工事及び改修）に係る経費を支援
	17	埋蔵文化財発掘調査事業		埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う、発掘調査及び発掘された資料の保存整理に要する費用並びに埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにして復興事業と調整するために行う、遺跡の詳細な分布、試掘等による総合調査に要する経費等を支援
	18	エリア放送受信環境整備事業	総務省	帰還住民のコミュニティ再生を促進し、帰還の加速化を図るために、行政からの情報やコミュニティ情報を帰還住民に発信できるエリア放送受信環境の整備に要する費用を支援
	19	生活環境向上支援事業	復興庁	除染後においても、更なる生活環境の快適性と放射線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上対策を支援
生活環境向上対策	20	水道施設整備事業	厚生労働省	生活用水に対する不安払拭、生活環境の向上、公衆衛生の向上等を図るために地域の再生に必要な水道施設の整備を支援
	21	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	内閣府	東日本大震災の発生時に使用、保管されていて、震災後放置された危険物、化学物質等について、設備の劣化が進み、危険物等が漏えいなどするリスクが高まっていることから、迅速な処理を促進するために危険物、化学物質等の回収、運搬、処理等の作業等を支援

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
健康管理・健康不安対策	22	放射線測定装置・機器等整備支援事業	原子力規制委員会	よりきめ細かく空間放射線量率を測定するために必要なモニタリングポスト等の増設に係る費用を支援
	23	個人線量管理・線量低減活動支援事業	内閣府	放射線に関する住民の不安の解消に資するために、避難した住民のうち希望する住民に対して、避難元である地域の避難指示の解除前に、個人線量計を貸与したり、住民が消費する食物や飲料水等の放射線量を測定したりなどする取組を支援
	24	相談員育成・配置事業		帰還の選択をする住民あるいは帰還後の住民等に対し、放射線防護策、健康対策や帰還後の生活再開等への様々な不安の解消に向けた「相談員」の育成・配置に必要な措置を支援
	25	保健衛生施設等施設・設備整備事業	厚生労働省	福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、帰還環境整備事業計画に基づき行われる保健衛生施設等の施設及び設備の整備に係る経費を支援
	26	被災者生活支援事業		避難指示区域等の高齢者、障害者（児）等の安心した生活を支援するために、専門職種の者による相談及び生活支援並びに総合相談、居宅サービス及び生活支援サービスを提供するサービス拠点設置等を支援
社会福祉施設整備	27	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	厚生労働省	都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備に要する経費を助成
	28	地域介護・福祉空間整備推進事業		地域密着型サービス等の導入や地域介護・福祉空間整備交付金（先進的事业整備計画分）による先進的事业の実施のために、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成
	29	社会福祉施設等施設整備事業		障害児・障害者が地域で普通に生活し、障害があっても自ら選んだ地域で生活していける環境整備を行うために、障害者の就労や地域生活支援等の「日中活動の場」や、地域で安心して生活するためのグループホーム・ケアホーム等の「住まいの場」の確保、障害児支援施設等の創設や老朽改築等の施設整備に要する経費の一部を補助
	30	介護基盤復興まちづくり整備事業		原子力災害被災地域において、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するために、「介護基盤の緊急整備特別対策事業」を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な取組に係る経費を支援
	31	介護基盤の緊急整備特別対策事業		地域の介護ニーズに対応するための小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備に係る費用を支援。円滑に介護保険サービスの提供ができるような体制整備を行うため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備に要する費用を助成。原子力災害被災地において、日常生活圏域で医療・介護サービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制づくりを行うために、拠点を整備する事業に対して補助
	32	定期借地権利用による整備促進特別対策事業		施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るために、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に払われた一時金（賃料の前払として授受されたものに限る。）について補助
	33	施設開設準備経費助成特別対策事業		開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するために、特別養護老人ホーム等を設置する際に、当該施設等の開設準備に必要な職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費について補助
	34	保育所緊急整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、保育所の整備に係る経費を支援
	35	放課後児童クラブ整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、放課後児童クラブの整備に係る経費を支援
	36	児童福祉施設等整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、児童福祉施設等の整備に係る経費を支援
	37	子育て支援のための拠点施設整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、子育て支援のための拠点施設の整備に係る経費を支援
	38	認定こども園整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、認定こども園の整備に係る経費を支援
	39	保育所等の複合化・多機能化推進事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に係る経費を支援

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
農林水産業再開のための環境整備	40	農山村地域復興基盤総合整備事業	農林水産省	原子力災害により被災した農山村地域の農林業再生の加速化のために、農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備に対して支援
	41	農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業		安心、安全な農山漁村への定住及び交流等の促進を図るために、避難住民の早期帰還による農林水産業の再開に向けた生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の環境整備等の実施を支援
	42	農業基盤整備促進事業		原子力災害被災地域の復興を加速させるために、地域の実情に応じ、農地の畦畔除去による区画拡大や暗きょ排水整備等の簡易な基盤整備の実施を支援
	43	被災地域農業復興総合支援事業		原子力災害により被災した市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するために、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援
	44	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業		農林水産業が基幹産業となっている被災市町村の一日も早い復興を支援するために、地域の農林水産業を技術面から支えている福島県の農林水産試験研究機関について、その施設等の整備を支援
	45	木質バイオマス施設等緊急整備事業		地域の資源を活用したまちづくりを推進し地域の再生を加速化するために、原子力災害被災地域において、木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設、木造公共建築物、木材加工流通施設等の整備を支援
商工業再開のための環境整備	46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業	経済産業省	避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域において、地方公共団体が新たな産業団地等の整備又は既存産業団地の再整備等により、企業等に対して産業団地等の賃貸を行う事業に対して支援
	47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業		避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域において、地方公共団体等が貸事業所及びその附帯施設、設備の整備等を行う事業に対して支援
	48	事業者等向け浄化槽導入等支援事業	復興庁	事業者や商業施設の早期再開を目指すために、下水道インフラが修復されるまでの間、各事業所等に浄化槽を設置して下水処理を行う環境を整備する費用を支援

（注）番号は、各実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

・道路等側溝堆積物撤去・処理支援

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
	1	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業	復興庁	福島第一原発の事故発生後、道路等側溝堆積物が放射性物質を含んでいるために処理が困難になったこと、住民が避難したことなどでそれまで行われていた住民による清掃活動が中止されたことなどにより通常の道路等側溝の維持管理活動が中断された地域に対して、1回に限り道路等側溝堆積物の撤去・処理を支援

（注）番号は、各実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

・原子力災害情報発信等拠点施設等整備

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
	1	原子力災害情報発信等拠点施設整備事業	復興庁	原子力災害に係る福島の経験と教訓等を踏まえた資料展示や関連調査、研修等の実施を通じて、その経験や教訓等を国内外に発信するために、原子力災害情報発信等拠点施設の整備に対して支援
	2	拠点周辺等環境整備等事業		福島国際研究産業都市構想の加速化並びに地元の復興及び再生に寄与するために、同構想の具現化に向けて、生活周辺環境整備や交流人口拡大、同構想に関係する多様な関係者の連携強化と同構想への参画を促す取組に対して支援

（注）番号は、各実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

・既存ストック活用まちづくり支援

事業	番号	交付対象事業	所管	事業概要
	1	既存ストック活用まちづくり支援事業	復興庁	避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックの状況を把握し、有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を支援

（注）番号は、各実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

別図表9 復興特会等における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況（平成23年度～令和2年度）

（単位：億円、％）

年度	集中復興期間					復興・創生期間					計
	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	
予算現額 A	1兆6635	6704	6053	5723	4415	3429	2543	3252	3750	3398	5兆5905
支出済額 B	1兆6635	6704	5771	4116	4415	3429	2543	3252	3750	3398	5兆4017
不用額	—	—	281	1607	—	—	—	—	—	—	1888
執行率 B/A	100.0	100.0	95.3	71.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.6

（注）各年度において、繰越額は生じていない。

別図表10 東日本大震災の発生後の国の津波対策に関する主な取組（平成23年4月～令和4年3月）

年 月	津波対策に係る法令等	府省庁等
平成23年 4月	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の設置	内閣府中央防災会議
6月	「今後の津波防災対策の基本的考え方について」の策定 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）成立	内閣府中央防災会議
7月	「設計津波の水位の設定方法等について」を通知	農林水産省、国土交通省
9月	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」の取りまとめ	内閣府中央防災会議
12月	防災基本計画の見直し（津波災害対策編の新設） 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）成立 「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」の策定	内閣府中央防災会議 国土交通省
24年 1月	「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」の告示	国土交通省
7月	「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」の取りまとめ	内閣府中央防災会議
25年 3月	「津波避難対策推進マニュアル検討報告書」の見直し	消防庁
6月	「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」の策定	国土交通省
27年 2月	「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の設置	内閣府
令和2年 4月	「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（概要報告）」の公表 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」の設置	内閣府 内閣府中央防災会議
4年 3月	「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（最終報告）」の公表 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について」の公表	内閣府 内閣府中央防災会議

別図表11 避難路及び避難施設の市町村別の指定数（平成27年度末現在及び令和2年度末現在）

市町村名	避難路の指定数(路線) 注(1)		避難施設の指定数(施設) 注(2)	
	平成27年度末	令和2年度末	平成27年度末	令和2年度末
洋野町	－	－	38	38
久慈市	5	5	65	75
野田村	26	49	28	30
普代村	1	1	27	27
田野畑村	－	－	21	29
岩泉町	3	3	13	14
宮古市	－	－	166	208
山田町	1	1	90	103
大槌町	－	1	56	71
釜石市	1	6	95	113
大船渡市	－	－	128	168
陸前高田市	－	－	166	189
岩手県計	37	66	893	1,065
気仙沼市	19	16	144	145
南三陸町	－	－	51	66
石巻市	7	7	352	364
女川町	－	－	30	64
東松島市	－	－	112	151
松島町	35	36	31	59
利府町	－	2	1	4
塩竈市	17	17	71	80
七ヶ浜町	1	1	30	74
多賀城市	－	－	51	54
仙台市	3	3	37	90
名取市	－	－	6	12
岩沼市	－	4	16	16
亘理町	12	12	16	26
山元町	10	10	33	36
宮城県計	104	108	981	1,241
新地町	5	5	29	29
相馬市	23	23	37	27
広野町	－	9	22	24
いわき市	26	26	352	383
福島県計	54	63	440	463
合計	195	237	2,314	2,769

注(1) 既存の施設に係る指定数も含んでいる。

注(2) 避難施設の指定数は延べ計で、既存の施設に係る指定数も含んでいる。